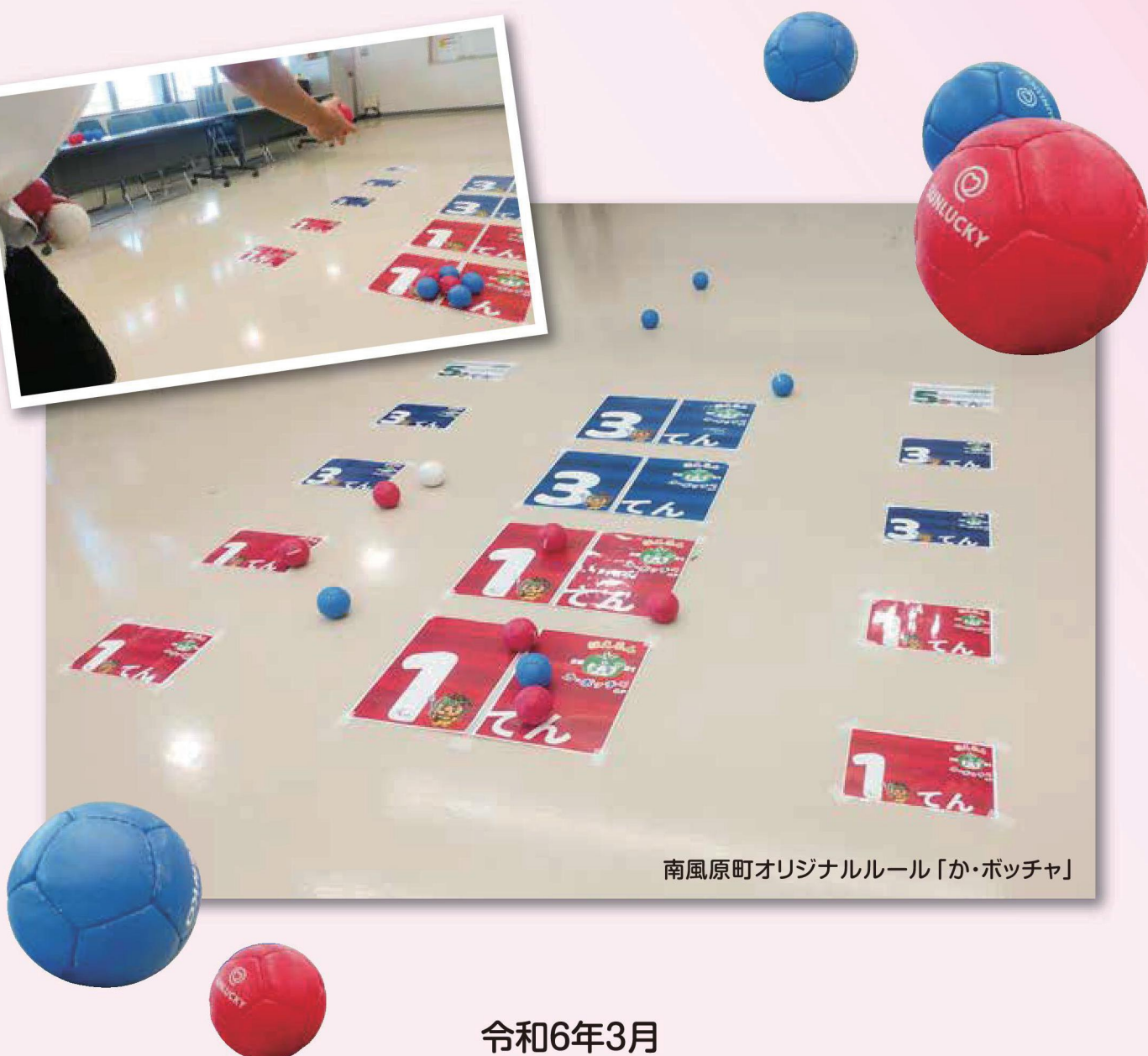


令和6年度～令和8年度

第6次南風原町障がい者計画・
南風原町第7期障がい福祉計画・
南風原町第3期障がい児福祉計画



南風原町オリジナルルール「か・ボッチャ」

令和6年3月
南風原町



ごあいさつ

近年、少子高齢化による家族形態の変化に伴う福祉ニーズの多様化や、地域のコミュニティ力の低下等がみられます。また、大規模災害や感染症等の影響により、我が国における社会経済状況はめまぐるしく変化しており、障がいのある方やその家族が抱える課題も多様で複雑なものになってきております。

国においては、障がいのある方に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立し、環境整備が行われました。

このような状況の中、さまざまな地域課題に対応するため、国の基本指針や県の動向、本町における福祉施策の実施状況等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの障がい者施策の基本的な方策（障がい者計画）とサービス提供の目標等（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）を示した「第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画・南風原町第3期障がい児福祉計画」を前計画からの基本理念を継承し策定いたしました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら、地域社会の中でその人らしく暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指して、関係機関や関係団体等との連携を図りながら施策を着実に展開してまいります。町民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました各種委員会委員、関係機関等の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見等を賜りました町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

南風原町長 赤 嶺 正 之

目 次

本計画の詳細は、ホームページ
からご覧になれます。 →



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠等について	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	8
6. 計画の策定体制	8

第2章 障害福祉を取り巻く現状

1. 障がい者の概況	9
------------	---

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	27
2. 基本目標	28
3. 計画の基本的視点	29
4. 施策の体系	31

第4章 第6次南風原町障がい者計画

基本目標1 安心して共に暮らせるまち	33
1. 理解啓発・差別解消の推進	33
2. 相談支援の充実・権利擁護の推進	37
3. 情報提供・意思疎通支援の充実	43
4. 保育・教育等の充実	48
5. 防災・防犯対策の充実	52
基本目標2 健やかで自立を支えるまち	55
1. 保健・医療の充実	55
2. 自立生活支援の充実	62
基本目標3 住み良い環境と生きがいの持てるまち	68
1. 生活環境の整備推進	68
2. 社会参加・生きがい活動の推進	71

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標	75
2. 第7期のサービス別見込量	81

第6章 第3期障がい児福祉計画

- 1. 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 2. 第3期のサービス別見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

第7章 計画の推進に向けて

- 1. 庁内計画推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 2. 地域及び関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 3. 人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 4. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
- 5. 計画の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

資料編

- 主なアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例・・・・・・・・・・・・ 143
- 南風原町障がい者計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 144
- 第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画及び南風原町第3期障がい児福祉計画の策定について（諮問）・・・ 145
- 第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画及び南風原町第3期障がい児福祉計画の策定について（答申）・・・ 146

障がい者計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本町では、令和 3 年 3 月に「第 5 次南風原町障がい者計画」を策定し、「“ちむぐくるの支えあい” ～ともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を基本理念として、障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らせる共生社会の実現を目指し、地域での障がい者の暮らしを支援するためのサービスの充実のほか、保健・医療、教育、就労、障がいを理由とする差別の解消など、障がい者に係る施策を総合的に推進してきました。また、同時に、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を、第 5 次障がい者計画と一体的に策定しました。

「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づく成果目標(福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、児童発達支援センターの設置等の数値目標や実施方法等)を定めるほか、サービス等の見込量の設定と見込量確保のための方策を定め、その達成に向けて取り組んできました。

令和 5 年度は 3 つの計画の最終年度となっています。これまでの計画の進捗状況や新たな課題等を整理するとともに、国の基本計画、基本指針及び近年の制度改革を踏まえながら、障がい者が希望する地域生活の実現に向けた取り組みや、障がいのある子や発達が気になる子の健やかな育成に向けた発達支援等の充実等を図るなど、障がい児者に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「第 6 次南風原町障がい者計画」、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び^{*}社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

※ 社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるものを指す。

たとえば、ことがら(早口でわかりにくいなど)、物(段差があるなど)、制度(納得していないのに入院させられるなど)、習慣(障がいのある人が子ども扱いされるなど)などがあります。

3. 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的根拠等について

■障がい者計画

根拠法令	障害者基本法（第 11 条第 3 項）
概要	・障がい者の自立生活及び社会参加の支援等の施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。 ・単にサービスの提供に関するだけの計画ではなく、障がいのある人もない人もともに暮らせる地域づくりのために、多様な分野で障がい者・障がい児に配慮した取り組みを推進する。
策定方針	国や都道府県の「障害者基本計画」を基本とする。

■障がい福祉計画

根拠法令	障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）
概要	・計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については 6P 参照） ・障害福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい者に係る成果目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する実施計画。

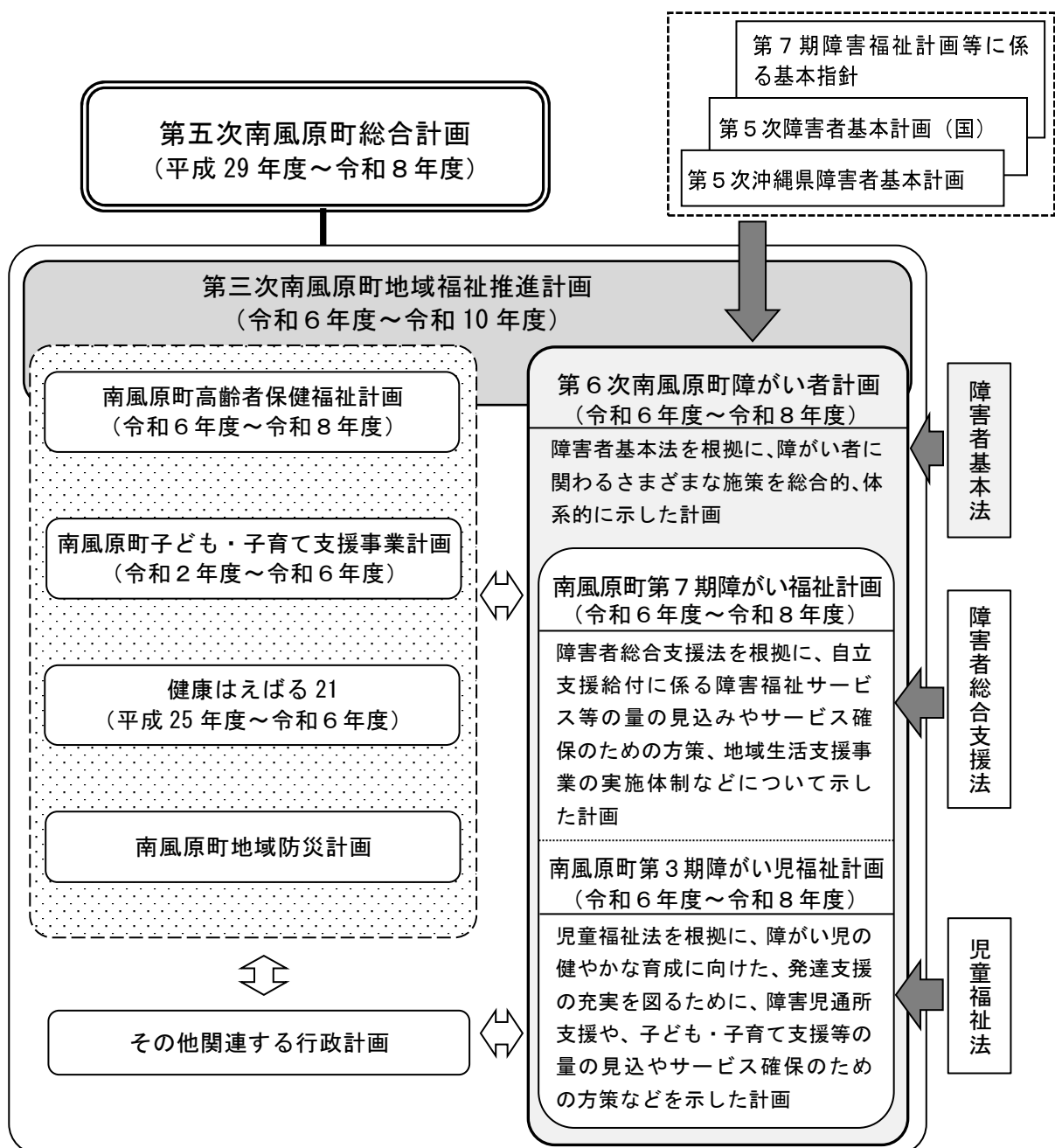
■障がい児福祉計画

根拠法令	児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）
概要	・計画期間における成果目標を設定するとともに、目標達成のための方策を定める。（成果目標については 6P 参照） ・障害児通所支援や障がい児相談支援等のサービスについて、計画期間の各年度における見込量(利用量)を設定するとともに、見込量を確保するための方策を定める。
策定指針	国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」に基づく。
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい児に係る成果目標や障害児通所支援等のサービスに関する実施計画。

4. 計画の位置づけ

(1) 関連する計画との整合

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」に即するもので、総合計画の個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である「第三次南風原町地域福祉推進計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「南風原町高齢者保健福祉計画」、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」、「健康はえばる21」、「南風原町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- 本計画は、第5次障害者基本計画(国)や第5次沖縄県障害者基本計画を基本とし、第7期障害福祉計画等に係る基本指針を踏まえた計画とします。



【参考：国の第5次障害者基本計画 各論の主な内容】

各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定基本指針について

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【参考資料】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

- (都道府県) ○居宅介護の利用者数、利用時間数※ ○重度訪問介護の利用者数、利用時間数※ ○同行援護の利用者数、利用時間数※
 ・市町村) ○行動援護の利用者数、利用時間数※ ○重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
 ○就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○就労移行支援の利用者数、利用日数
 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数
 ○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
 ○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
 ○施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (都道府県) ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 ・市町村) ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数
 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】
 (都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

- (都道府県) ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における
 ・市町村) 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

- (都道府県) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

- (都道府県) ○発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
 ・市町村) ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

- (都道府県) ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 ・市町村) ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 ○障害児相談支援の利用児童数
 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
 (都道府県) ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数
 ○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

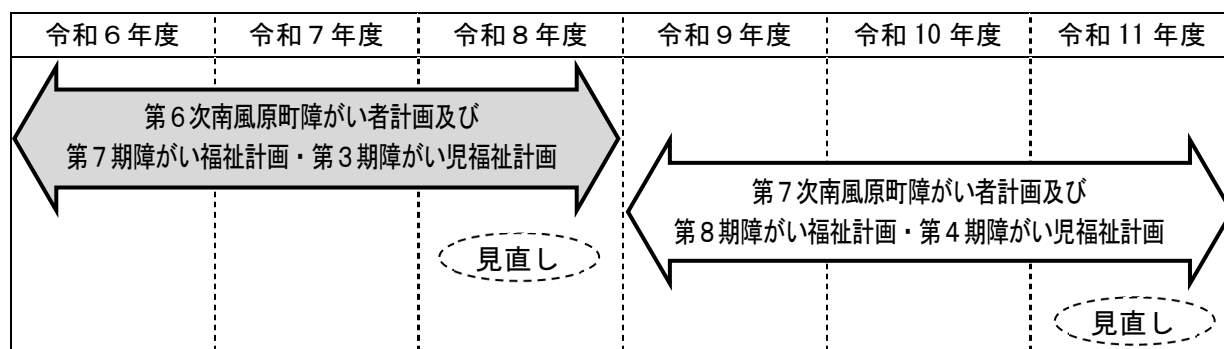
- (市町村) ○基幹相談支援センターの設置【新設】
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 ○基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (市町村) ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 ○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
 (都道府県) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査
 ・市町村) の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
 (都道府県) ○相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

5. 計画の期間

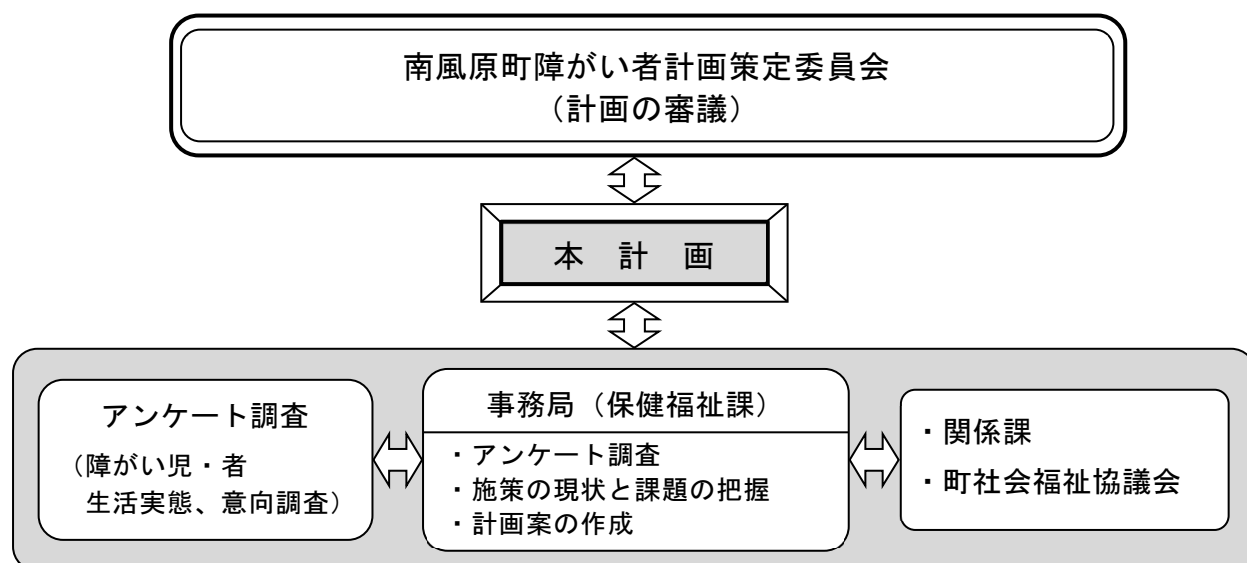
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度に見直しを行います。また、障がい者計画についても、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、事務局(保健福祉課)において、アンケート調査により障がい児・者の生活の様子やニーズ等を把握するとともに、関係課における事業の実施状況や課題等の把握及び町の実情を踏まえた上で、計画案を作成しました。

また、有識者をはじめ関係機関、福祉施設、関係団体の代表者及び障がい者代表によって構成される「南風原町障がい者計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言等を踏まえて本計画を策定しました。



第2章 障害福祉を取り巻く現状

1. 障がい者の概況

(1) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳交付者の総数は年々増えてきており、平成30年度の2,317人に対し令和4年度では2,626人と、この4年間で309人の増、伸び率は13.3%となります。

手帳の種類別にみると「身体障害者手帳」「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付者はいずれも増加する傾向にあります。そのうち「身体障害者手帳」の交付者が毎年度最も多く、令和4年度では全体の57.6%を占めます。

各手帳交付者の平成30年度に対する令和4年度の増数をみると、「身体障害者手帳」が122人増、次に「精神障害者保健福祉手帳」が109人増、「療育手帳」が78人増となります。

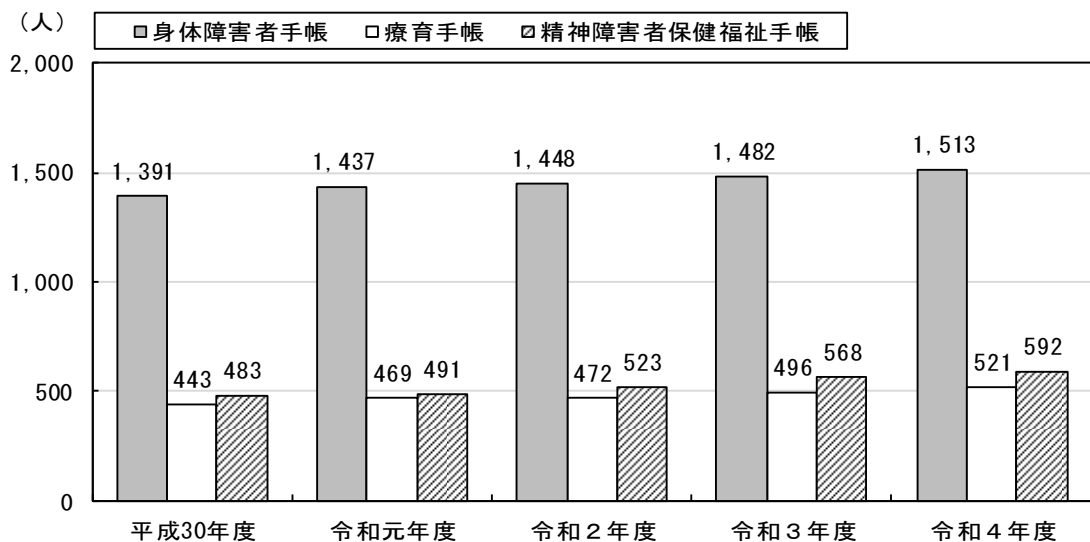
一方、手帳交付者数の伸び率では、「精神障害者保健福祉手帳」が22.6%と最も大きく、「療育手帳」が17.6%、「身体障害者手帳」が8.8%となっています。

【障害者手帳交付状況】

(単位:人、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	H30-R4増減	H30-R4伸び率
総数	2,317	2,397	2,443	2,546	2,626	309	13.3
身体障害者手帳	1,391	1,437	1,448	1,482	1,513	122	8.8
療育手帳	443	469	472	496	521	78	17.6
精神障害者保健福祉手帳	483	491	523	568	592	109	22.6

資料：保健福祉課（各年度末現在）



(2) 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18 歳未満」、「18 歳以上 65 歳未満」、「65 歳以上」の 3 区分でみると、「身体」では、「18 歳未満」が 50 人程度の横ばい、「18 歳以上 65 歳未満」が減少傾向で推移しています。一方、「65 歳以上」が毎年度最も多く、令和 4 年度では 1,006 人と「身体」の 66.5%を占めます。

「知的」では、3 区分すべてで増加傾向にあり、特に「18 歳以上 65 歳未満」が毎年度最も多く、令和 4 年度では 324 人と「知的」の 62.2%を占めます。

「精神」では、「18 歳未満」が平成 30 年度以降 20 人台で推移していますが、徐々に増える傾向にあり、令和 4 年度では 37 人となります。「18 歳以上 65 歳未満」が毎年度最も多く、かつ増加傾向にあり、平成 30 年度の 313 人から令和 4 年度では 375 人と 62 人の増となり、「精神」の 63.3%を占めます。「65 歳以上」は平成 30 年度以降 140 人から 180 人で推移しています。

【障がい者の年齢】

(単位:人、%)

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	構成比
身体	18 歳未満	50	51	45	49	50	3.3
	18 歳以上 65 歳未満	482	474	471	470	457	30.2
	65 歳以上	859	912	932	963	1,006	66.5
	計	1,391	1,437	1,448	1,482	1,513	100.0
知的	18 歳未満	123	125	143	153	160	30.7
	18 歳以上 65 歳未満	302	324	300	312	324	62.2
	65 歳以上	18	20	29	31	37	7.1
	計	443	469	472	496	521	100.0
精神	18 歳未満	20	25	21	27	37	6.3
	18 歳以上 65 歳未満	313	326	332	373	375	63.3
	65 歳以上	150	140	170	168	180	30.4
	計	483	491	523	568	592	100.0

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(3) 身体障がいの内訳

身体障がいの内訳をみると、「肢体不自由」と「内部疾患」が多く、「肢体不自由」は令和2年度に減少しましたが、いずれも毎年度増加しており、令和4年度では、「肢体不自由」が553人、「内部疾患」が656人で、この2つの障がいだけで全体の79.9%を占めます。

「視覚障害」のみ増加傾向にあり、そのほかの障がいでは横ばいか減少傾向にあります。

【身体障がいの内訳】

(単位:人、%)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	構成比	H30-R4 増減	H30-R4 伸び率
視覚障害	110	117	118	123	124	8.2	14	12.7
聴覚障害	151	159	158	165	168	11.1	17	11.3
平行機能障害	1	1	1	1	1	0.1	0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	13	12	11	11	11	0.7	-2	-15.4
肢体不自由	523	540	536	548	553	36.5	30	5.7
内部疾患	593	608	624	634	656	43.4	63	10.6
計	1,391	1,437	1,448	1,482	1,513	100.0	122	8.8

資料：保健福祉課（各年度末現在）

「肢体不自由」の内訳をみると、毎年度「上肢・下肢・四肢」が最も多く、令和4年度では全体の86.3%を占めています。

「体幹機能障害」は令和2年度以降40人程度で推移し、「運動機能障害」は増加で推移しており、平成30年度から6人増加しています。

【肢体不自由の内訳】

(単位:人、%)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	構成比	H30-R4 増減	H30-R4 伸び率
上肢・下肢・四肢	449	469	466	473	477	86.3	28	6.2
体幹機能障害	47	45	42	43	43	7.8	-4	-8.5
運動機能障害	27	26	28	32	33	6.0	6	22.2
計	523	540	536	548	553	100.0	30	5.7

資料：保健福祉課（各年度末現在）

「内部疾患」の内訳をみると、毎年度「心臓機能障害」が最も多く、次に「じん臓機能障害」となっており、令和4年度では「心臓機能障害」が445人で全体の67.8%と大半を占め、「じん臓機能障害」が148人で全体の22.6%を占めます。

「ぼうこう・直腸機能障害」は減少傾向、そのほかの「呼吸器機能障害」、「小腸機能障害」、「免疫機能障害」、「肝臓機能障害」はそれぞれ横ばいで推移しています。

【内部疾患の内訳】

(単位:人、%)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		H30-R4 増減	H30-R4 伸び率
						構成比		
心臓機能障害	417	422	431	431	445	67.8	28	6.7
呼吸器機能障害	14	16	14	14	18	2.7	4	28.6
じん臓機能障害	117	125	131	141	148	22.6	31	26.5
ぼうこう・直腸機能障害	34	33	36	35	32	4.9	-2	-5.9
小腸機能障害	3	3	3	3	3	0.5	0	0.0
免疫機能障害	3	4	4	5	5	0.8	2	66.7
肝臓機能障害	5	5	5	5	5	0.8	0	0.0
計	593	608	624	634	656	100.0	63	10.6

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(4) 障がいの程度

①身体障がい

身体障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、「1級」が38.4%と最も多く、次に「4級」が18.9%、「3級」が16.1%となります。また、「1級」と「2級」を合わせた重度者が53.8%を占め、「3級」と「4級」を合わせた中度者が35.0%となっています。

「1級」と「3級」、「4級」では「心臓機能障害」が最も多く、「2級」と「5級」では「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多くなっています。また、「6級」では「聴覚障害」が最も多くなっています。

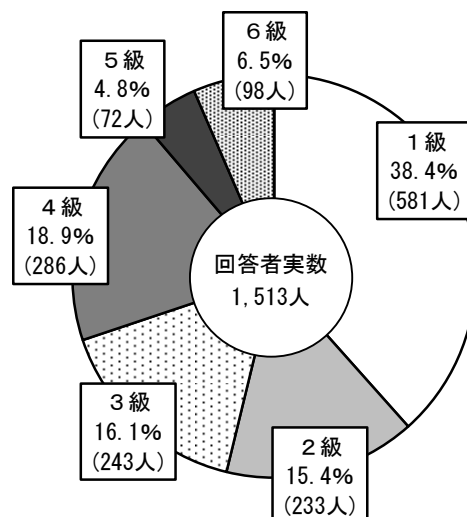
【身体障がいの等級】

(単位:人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚障害	61	38	6	4	13	2	0	124
聴覚障害	9	35	16	43	0	65	0	168
平行機能障害	0	1	0	0	0	0	0	1
音声・言語・咀嚼機能障害	2	0	3	6	0	0	0	11
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	116	133	61	83	53	31	0	477
肢体不自由(体幹機能障害)	20	10	7	1	5	0	0	43
肢体不自由(運動機能障害)	24	5	0	3	1	0	0	33
心臓機能障害	208	5	122	110	0	0	0	445
じん臓機能障害	8	1	6	3	0	0	0	18
呼吸器機能障害	127	3	17	1	0	0	0	148
ぼうこう・直腸機能障害	0	0	5	27	0	0	0	32
小腸機能障害	1	0	0	2	0	0	0	3
免疫機能障害	0	2	0	3	0	0	0	5
肝臓機能障害	5	0	0	0	0	0	0	5
計	581	233	243	286	72	98	0	1,513
構成比	38.4	15.4	16.1	18.9	4.8	6.5	0.0	100.0

資料：保健福祉課（令和5年3月末現在）

身体障がいの等級



②知的障がい

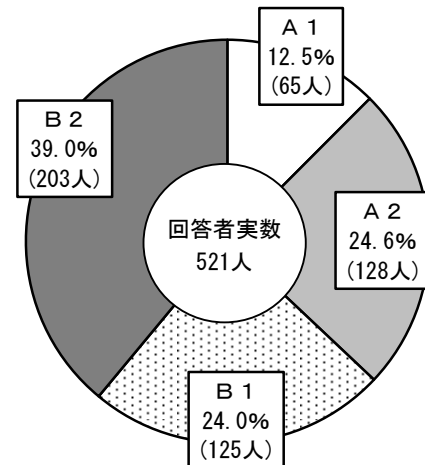
知的障がいの判定では、「B 2（軽度）」が 39.0%と最も多く、障がいの程度が重くなるほど割合は低くなる傾向にあり、「A 1（最重度）」では 12.5%となっています。

【知的障がいの判定】 (単位:人、%)

判定	人数	構成比
A 1（最重度）	65	12.5
A 2（重 度）	128	24.6
B 1（中 度）	125	24.0
B 2（軽 度）	203	39.0
計	521	100.0

資料：保健福祉課（令和5年3月末現在）

知的障がいの判定



③精神障がい

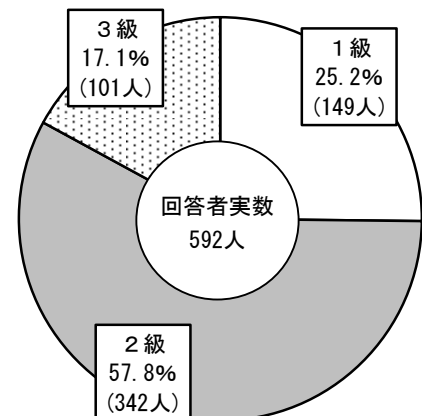
精神障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、「2級」が 57.8%と最も多く、次に「1級」が 25.2%、「3級」が 17.1%となっています。

【精神障がいの等級】 (単位:人、%)

等級	人数	構成比
1 級	149	25.2
2 級	342	57.8
3 級	101	17.1
計	592	100.0

資料：保健福祉課（令和5年3月末現在）

精神障がいの等級



(5) 手当支給・医療費助成の状況

① 手当支給

※¹ 特別児童扶養手当の支給者数は毎年度増えており、平成 30 年度の 259 人から令和 4 年度では 301 人と、この 4 年間で 42 人の増となります。

一方、平成 30 年度以降の※² 特別障害者手当の支給者数は 30 人程度で推移し、※³ 障害児福祉手当の支給者数は 40 人程度で推移しています。

【手当支給者数】

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別児童扶養手当	259	276	265	288	301
特別障害者手当	28	35	35	35	36
障害児福祉手当	42	42	42	46	42
計	329	353	342	369	379

資料：こども課・保健福祉課（各年度 8 月 1 日時点）

② 重度心身障がい者(児)医療費助成

※⁴ 重度心身障がい者(児)医療費助成者数は、毎年度増えており、平成 30 年度の 661 人から令和 4 年度では 709 人と、この 4 年間で 48 人の増となります。

【重度心身障がい者(児)医療費助成者数】

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
助成者数	661	679	695	715	709

資料：保健福祉課（各年度 8 月 1 日時点）

※1 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している父母、あるいは父母に代わって児童を養育している方を対象に手当を支給します。

※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※3 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※4 重度心身障がい者(児)医療費助成

障がい者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

① 育成医療

※育成医療の支給者数(入院＋入院外)は、平成 30 年度では 76 人でしたが、令和 4 年度では 30 人まで減少しています。

支給の内訳をみると、令和 2 年度までは「その他内臓機能障害」が最も多く、令和 3 年度・令和 4 年度では「肢体不自由」が最も多くなっています。

入院、入院外でみても、支給者数はほぼ同数となっています。

【育成医療支給者数】

(単位:件)

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入院 ＋ 入院外	視覚障害		0	2	4	0	0
	聴覚・平衡機能障害		2	0	0	2	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		12	10	12	17	8
	肢体不自由		18	9	0	18	20
	内臓 機能障害	心臓機能障害	8	1	2	4	2
		その他内臓機能障害	36	37	22	17	0
	合計		76	59	40	58	30
入院	視覚障害		0	1	2	0	0
	聴覚・平衡機能障害		1	0	0	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		4	3	4	7	3
	肢体不自由		11	4	0	10	10
	内臓 機能障害	心臓機能障害	4	1	1	2	1
		その他内臓機能障害	18	20	11	9	0
	計		38	29	18	29	14
入院外	視覚障害		0	1	2	0	0
	聴覚・平衡機能障害		1	0	0	1	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		8	7	8	10	5
	肢体不自由		7	5	0	8	10
	内臓 機能障害	心臓機能障害	4	0	1	2	1
		その他内臓機能障害	18	17	11	8	0
	計		38	30	22	29	16

資料：保健福祉課（各年度末時点）

※ 育成医療

児童福祉法に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

②更生医療

※更生医療の支給者数(入院＋入院外)は、平成 30 年度では 243 人ですが、令和 4 年度では 323 人と 300 人を超えています。

支給の内訳をみると、ほとんどが「内臓機能障害」で、そのうち「じん臓機能障害」が毎年度最も多く、200 人台で推移しています。次に「心臓機能障害」となっています。

入院、入院外別にみても、平成 30 年度に比べて、令和 4 年度の支給者数は増加しています。また、いずれも「じん臓機能障害」が毎年度最も多くなっています。

【更生医療支給者数】

(単位:件)

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入院 ＋ 入院外	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	2	1
	肢体不自由	0	0	0	2	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	29	21	24	17
		じん臓機能障害	206	235	276	241
		その他内臓機能障害	8	8	8	12
	合計	243	264	308	274	323
入院	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	1	1
	肢体不自由	0	0	0	1	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	27	21	23	17
		じん臓機能障害	96	111	126	114
		その他内臓機能障害	4	4	4	6
	計	127	136	153	139	168
入院外	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	1	0
	肢体不自由	0	0	0	1	0
	内臓 機能障害	心臓機能障害	2	0	1	0
		じん臓機能障害	110	124	150	127
		その他内臓機能障害	4	4	4	6
	計	116	128	155	135	155

資料：保健福祉課（各年度末時点）

※ 更生医療

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療費

※精神通院医療費の支給認定者数は、増加傾向で推移しており、平成30年度の1,083人から令和4年度では1,383人と、この4年間で300人の増(伸び率27.7%)となっています。

病類としては、毎年度「気分(感情)障害」が最も多くなっています。次に「総合失調症」、「てんかん」と続きます。また、「てんかん」に次いで多いのは、「神経症圏の障害」、「アルツハイマー」、「心理的発達障害」となっています。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位:人)

病類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合失調症		296	304	352	321	310
気分(感情)障害		304	333	410	414	469
てんかん		160	164	178	164	169
脳器質性 精神障害	アルツハイマー	70	71	84	79	93
	脳血管性認知症	13	12	15	11	15
	その他認知症	23	24	25	19	22
	その他器質性精神障害	20	17	28	27	29
中毒性 精神障害	アルコール依存症	29	31	37	29	29
	アルコール性精神病	2	3	7	4	3
	覚醒剤依存症	1	2	1	0	0
	覚醒剤精神病	1	0	0	0	0
	有機溶剤中毒(シンナー等)	0	0	0	0	0
	その他中毒性精神病	1	1	2	5	3
神経症圏の障害		73	82	100	92	120
人格障害		0	2	1	2	0
知的障害		9	8	8	12	11
生理的障害及び身体的要因		3	4	4	3	4
心理的発達障害		67	69	85	80	81
小児青年期の行動情緒障害		11	12	21	22	23
その他 精神病	心因反応	0	0	0	0	0
	非定型精神病	0	0	0	0	0
	接枝分裂症	0	0	0	0	0
その他精神障害		0	0	2	1	1
不明		0	0	0	0	1
計		1,083	1,139	1,360	1,285	1,383

資料:保健福祉課(各年度末時点)※各年度の4月1日～3月31日の間に有効期間のあった方の数字。

※ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となっています。

(7) 補装具費の交付状況

※補装具費の交付件数は、平成 30 年度以降では令和 2 年度・令和 3 年度が 90 件台で多くなっていますが、令和 4 年度では 74 件に減少しています。

補装具としては、毎年度「装具(下肢)」、「車いす(普通型)」、「補聴器(重度難聴用耳掛形)」、「補聴器(高度難聴用耳掛形)」の 4 つが比較的多い状況にあり、令和 4 年度では「装具(下肢)」が 14 件と最も多く、次に「補聴器(重度難聴用耳掛形)」が 12 件、「車いす(普通型)」が 10 件となっています。

【補装具費の交付状況】

(単位:件)

種 目			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
肢体不自由	義肢	義足	2	2	1	3	1
	装具	下肢	12	14	14	21	14
		靴型	1	2	4	4	2
		体幹	2	0	1	0	1
		上肢	0	0	0	0	0
	座位保持装置		5	8	10	8	8
	車いす	普通型	8	10	15	5	10
		その他	6	8	7	8	5
	電動車いす	普通型	2	1	0	0	0
		その他	1	2	6	4	4
	歩行器		1	0	1	1	0
	歩行補助つえ	つえ(T 字状・棒状のつえ)	1	0	0	2	0
	重度障害者用意思伝達装置		0	1	1	0	1
	座位保持いす(児童のみ対象)		0	0	3	2	1
起立保持具(児童のみ対象)		0	0	1	0	0	
頭部保持具(児童のみ対象)		0	0	0	0	0	
視覚障害	盲人安全つえ		3	3	2	6	2
	義眼		0	0	0	1	0
	眼鏡	矯正眼鏡	0	0	1	1	2
		遮光眼鏡	2	0	5	1	1
聴覚障害	補聴器	重度難聴用箱形	2	1	0	0	0
		重度難聴用耳掛形	9	13	7	14	12
		高度難聴用箱形	1	1	1	0	1
		高度難聴用耳掛形	17	6	17	14	7
		挿耳型	0	0	0	0	0
		骨導型	0	1	0	1	1
		F M補聴器	0	0	0	0	0
人工内耳	人工内耳音声信号処理装置		—	—	—	—	1
計			75	73	97	96	74

資料：保健福祉課（各年度末時点）

※ 補装具費

身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障がい者の就労その他日常生活の能力の向上、また、身体障がい児については、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者 1 割負担)を支給しています。

(8) 発達支援保育

本町では、障がいのある子や発育・発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。利用している子は令和2年・令和4年の11人が最も多くなっています。

また、町立保育所(1施設)と認可保育園(14施設)で、発達支援児保育として障がいのある子を受け入れています。発達支援児保育の対象となる子は、令和2年までは20人程度ですが、令和4年では43人となっています。

【発達支援保育】

(単位:人)

施設等名称	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
親子通園事業(ゆうな園)	7	6	11	8	11
保育所(園)	23	21	23	37	43

資料: 通園事業は保健福祉課、保育所(園)はこども課(各年度4月1日現在)

(9) 特別支援教育

① 幼稚園

特別な配慮を必要とする幼稚園児は、令和3年では29人と平成30年以降では最も多く、令和4年では24人となっています。

【特別支援教育対象園児(幼稚園)】

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幼稚園	26	23	25	29	24

資料: 町教育委員会(各年5月1日現在)

②特別支援学級

小中学校では、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な特別な配慮を必要とする子について、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導・支援を行うために、特別支援学級を設置しています。在籍する児童生徒数は年々増え、小中学校合わせた人数は平成30年の137人から令和4年では226人となっています。

また、学級の中では「情緒」の学級の人数が最も多く、次に「知的」が多くなっています。

【特別支援学級】

(単位:人)

学校名	平成30年						令和元年						令和2年					
	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴
小学校	34	8	53	2	1	0	38	10	61	1	1	1	39	10	66	1	2	1
中学校	22	0	17	0	0	0	24	0	30	1	0	0	25	0	37	1	0	1
計	56	8	70	2	1	0	62	10	91	2	1	1	64	10	103	2	2	2
合計	137						167						183					
学校名	令和3年						令和4年											
	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴						
小学校	41	10	88	2	3	1	45	13	102	1	5	1						
中学校	21	0	40	1	0	1	18	0	40	0	0	1						
計	62	10	128	3	3	2	63	13	142	1	5	2						
合計	208						226											

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(10) 障害福祉サービス等の利用状況

平成 30 年度以降の障害福祉サービス等の利用実績(各年度実績平均)をみると、毎年度「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、かつ増加傾向にあり、平成 30 年度の 141 人から令和 4 年度では 160 人が利用しています。

次に「生活介護」、「居宅介護」、「施設入所支援」、「計画相談支援」が多くなっていますが、横ばい傾向となっています。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
①居宅介護	54	60	80	66	68
②重度訪問介護	1	2	2	3	3
③行動援護	3	1	1	2	1
④同行援護	20	20	21	23	25
⑤重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
⑥生活介護	89	92	97	100	96
⑦自立訓練（機能訓練）	2	2	1	0	2
⑧自立訓練（生活訓練）	2	1	3	3	3
⑨就労選択支援			0	0	0
⑩就労移行支援	12	10	11	9	10
⑪就労継続支援（A型）	22	23	21	28	24
⑫就労継続支援（B型）	141	148	151	149	160
⑬就労定着支援	4	5	6	2	1
⑭短期入所（福祉型）	23	21	10	7	13
⑮短期入所（医療型）	3	2	5	5	4
⑯療養介護	7	8	8	8	8
⑰自立生活援助	0	0	0	0	0
⑱共同生活援助（GH）	30	33	36	42	47
⑲施設入所支援	58	58	58	59	61
⑳計画相談支援	63	76	99	92	95
㉑地域移行支援	0	1	0	0	0
㉒地域定着支援	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年度実績平均）

(11) 障害児通所支援等の利用状況

平成 30 年度以降の障害児通所支援等の利用実績(各年度実績平均)をみると、毎年度「放課後等デイサービス」が最も多く、かつ毎年度増える傾向にあり、平成 30 年度の 116 人から令和 4 年度では 165 人となっています。次に「児童発達支援」の利用が多く、令和元年度までは 40 人台の利用となっていました。令和 2 年度に 74 人と大きく増え、令和 4 年度では 89 人となっています。

「保育所等訪問支援」は平成 30 年度では 8 人であったのが、令和 4 年度では 39 人と大きく増えています。「障害児相談支援」でも同じような傾向が見られ、平成 30 年度では 35 人であったのが、令和 4 年度では 66 人と大きく増えています。

「医療型児童発達支援」は令和元年度より 2 人の利用があります。

一方、平成 30 年度から新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」については、これまで利用実績はありません。

【障害児通所支援実利用者数】

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
①児童発達支援	42	48	74	63	89
②医療型児童発達支援	1	2	2	2	2
③放課後等デイサービス	116	137	149	147	165
④保育所等訪問支援	8	31	18	23	39
⑤居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
⑥障害児相談支援	35	55	73	65	66

資料：保健福祉課（各年度実績平均）

(12) 町内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、町内の事業所数は令和4年4月1日現在で102事業所となります。平成26年度と比べると31事業所増えています。

令和5年度のサービス別の事業所数としては、「放課後等デイサービス」が19事業所と最も多く、次に「児童発達支援」の12事業所、「就労継続支援(B型)」が11事業所となっています。

令和2年度と比べて令和5年度に減少した事業所は、「生活介護」、「地域移行支援」、「地域定着支援」で2件、「就労移行支援」で1件の計7件となっています。一方、増加した事業所は「放課後等デイサービス」が7件、「児童発達支援」が6件、「共同生活援助(GH)」が3件、「居宅介護」、「保育所等訪問支援」が2件、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「就労継続支援(B型)」、「短期入所」、「障害児相談支援」が1件の計26件となっています。

【南風原町内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和5年度
訪問系サービス	24	26	20	23
居宅介護	5	6	4	6
重度訪問介護	5	6	4	5
同行援護	3	3	4	5
行動援護	3	4	1	2
重度障害者等包括支援	—	—	—	—
生活介護	8	7	7	5
日中活動系サービス	16	19	19	20
自立訓練（機能訓練）	—	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	2	1	1	1
就労移行支援	3	3	3	2
就労継続支援（A型）	—	—	—	—
就労継続支援（B型）	7	8	10	11
就労定着支援	—	4	2	2
短期入所	4	3	3	4
療養介護	—	—	—	—
居住系サービス	9	8	8	11
自立生活援助	—	—	—	—
共同生活援助（GH）	5	5	5	8
施設入所支援	4	3	3	3
計画相談支援・地域相談支援	7	12	13	9
計画相談支援	3	4	5	5
地域移行支援	2	4	4	2
地域定着支援	2	4	4	2
障害児通所支援・相談支援	15	21	23	39
児童発達支援	6	6	6	12
医療型児童発達支援	—	—	—	—
放課後等デイサービス	6	11	12	19
保育所等訪問支援	—	—	—	2
障害児相談支援	3	4	5	6
計	71	86	83	102

資料：沖縄県（各年度4月1日時点）

(13) 地域生活支援事業の実施状況

平成 30 年度以降の地域生活支援事業の利用実績をみると、「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、令和 3 年度までは増加していますが令和 4 年度は減少しています。

「成年後見制度利用支援事業」は平成 30 年度まで利用者はいませんが、令和元年度に 1 人、その後は 2 人が利用しました。

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の利用者は、平成 30 年度以降 9 人で推移し、令和 4 年度には 11 人の利用者となっています。

「日常生活用具給付等事業」では、各種用具の利用があり、中でも「排泄管理支援用具」の利用件数が最も多く、500 件程度で推移しています。一方、「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は利用がありません。

【地域生活支援事業の実施状況-1】

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(1) 相談支援事業						
①障害者相談支援事業(委託相談支援事業)	実施箇所数	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	107	118	179	209	197
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	2	3	4
(3) 意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	9	9	9	9	11
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	実利用件数	3	3	3	4	4
②自立生活支援用具	実利用件数	7	8	7	7	5
③在宅療養等支援用具	実利用件数	14	4	12	10	14
④情報・意思疎通支援用具	実利用件数	15	11	9	17	10
⑤排泄管理支援用具	実利用件数	517	504	502	549	507
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用件数	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課

「手話奉仕員養成研修事業」の受講修了者は令和元年度には9人でしたが、令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で講座が開講できず0人となっています。令和4年度からは、講座を開講しておりますが、2年間かけて講座を実施することになったため、令和4年度は修了者がなく、0人となっています。

「移動支援事業」の利用者は、平成30年度以降微減で推移しています。

「地域活動支援センター機能強化事業」は町内事業所(1か所)に委託しており、利用者は平成30年度の14人から減少傾向にあり、令和4年度では10人となっています。

「日中一時支援事業」の委託事業所数は平成30年度以降11～17か所で推移し、利用者は減少傾向で推移し、令和4年度は18人となっています。

「レクリエーション活動等支援事業」は平成30年度から委託し、軽スポーツなどを行っており、利用者は令和4年度で9人となっており、横ばい傾向で推移しています。

「声の広報等事業」は町社会福祉協議会に委託しており、利用者は平成30年度以降16人の横ばいで推移しています。また、「福祉機器リサイクル事業」も町社会福祉協議会に委託しています。

「自動車運転免許取得費・改造費助成事業」は平成29年度以降利用がありませんでしたが、令和2年度に2件、令和3年度、令和4年度は1件助成しました。

「医療的ケア児等の協議の場の設置」については、令和元年度に設置しました。

【地域生活支援事業の実施状況-2】

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
(5)手話奉仕員養成研修事業	登録者数	4	9	0	0	0
(6)移動支援事業	実利用者数	47	38	31	31	29
	延利用時間数	2,423	1,972	1,404	1,390	1,637
(7)地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	14	14	12	5	10
(8)日中一時支援事業	実施箇所数	15	17	11	17	17
	実利用者数	25	28	19	18	18
(9)レクリエーション活動等支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	9	9	11	9	9
(10)声の広報等事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	16	16	16	16	16
(11)福祉機器リサイクル事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	112	120	121	132	125
(12)自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	実績なし	実績なし	2	1	1
(13)医療的ケア児等の協議の場の設置	設置数	—	1	0	0	0

資料：保健福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに支え合い、社会参加しながら、地域社会の中でその人らしく暮らしていくことができる「地域共生社会」が実現されるように、次の理念を掲げます。

**『“ちむぐくるの支えあい”』
～ ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 ～**

障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、互いに支えあうことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

その観点から、本計画では共生社会、自立支援を基底とした、本町の目指すべき姿を「“ちむぐくるの支えあい”～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」とします。

「ちむぐくる」とは

“ちむぐくる”とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

>> 支えあい <<

地域住民が、障がいをもつことは誰にでも起こり得ることであると受け止め、地域みんなで支え合い、障がい者が暮らしやすい社会の実現を目指します。また、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合うことにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

>> 自立と社会参加 <<

障がい者の自己選択と自己決定に基づく主体的な生き方を尊重し、基本的な人権が守られ、等しく社会活動に参加できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、基本目標に沿って施策・事業を推進していきます。

1) 安心して共に暮らせるまち

障がいの有無にかかわらず共に暮らせる「地域共生社会の実現」に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、障がい者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や※合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。また、障がい者の権利擁護・虐待の防止に取り組むほか、情報提供、意思疎通支援の充実及び、世帯が抱えている困りごとに対して包括的に支援する相談支援体制づくりを図ります。

保育や教育分野においては、障がいのある子や発達の気になる子、一人ひとりが自らの能力に応じて自分らしく安心して保育・教育が受けられるよう、子どもの個性を理解し、適切な支援を行うことができるように特別支援保育、特別支援教育を推進します。また、保育・教育にかかわる人の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行えるよう取り組みます。

さらに、犯罪被害や災害時に対する障がい者の不安軽減を図るために、防犯対策や防災対策の充実及び感染症拡大防止対策を徹底します。

2) 健やかで自立を支えるまち

乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、早期療育を行うことは大切であり、児童発達支援と療育体制づくり及び疾病予防を図るなど、保健・医療対策の充実を図る必要があります。そのため、一人ひとりのライフステージを通して、疾病等による障がいの発生を予防することや早期の治療・療育等につないでいくために、関係機関等との連携を深め、母子保健事業や生活習慣病等の疾病予防対策及び精神保健福祉の充実を図ります。

また、日常生活において、自立していくために、障害福祉サービスや地域生活支援事業及び障害児通所支援等のサービス提供の充実に取り組めます。さらに、医療費助成や手当等の支給により、経済的な負担を軽減するほか、その他の生活支援を提供します。

3) 住み良い環境と生きがいの持てるまち

障がい者が自由に外出し社会参加が進むよう、円滑な移動や外出しやすい環境づくり及び外出・移動に対する支援を提供します。また、障がい者が生きがいを持ち充実した生活が送れるよう、生活を豊かにするスポーツやサークル活動及び文化活動等の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

※ 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリーなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

3. 計画の基本的視点

本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 「※障害者の権利に関する条約」は「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもとで作成され、我が国では平成 29 年 3 月に、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点をまとめた「意思決定支援ガイドライン」が厚生労働省から公表されました。沖縄県では、令和 2 年 2 月に「現場職員のための意思決定支援対応例」が策定されています。
- こうしたことを踏まえ、障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。
- また、自ら意思を決定・表明することが困難な障がい者が、意思決定できるよう、意思疎通支援やわかりやすい情報提供、本人の自己決定が尊重される相談支援体制の構築を進めます。

2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障がい者が人生における全段階(ライフステージ)を通じて適切な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療のほか、教育、文化芸術、スポーツ、就労、生活環境等の各分野の有機的な連携を図るとともに、各分野の枠にとらわれない分野横断的な対応による障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援にあたっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があるとする一方で、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

3) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障がい者施策は、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施することに留意します。また、支援に向けては発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、症状が多様化しがちで、障がいの程度を適切に把握することが難しい障がいがあることに留意します。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

※ 障害者の権利に関する条約

国際人権法に基づく人権条約であり、2006 年 12 月の国連総会において採択された条約です。我が国は 2014 年 1 月にこの条約に批准しました。

4) ※¹アクセシビリティの向上

○障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、障がい者のアクセシビリティの向上を図ります。とりわけ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

5) ※²地域共生社会の実現に向けた包括的な支援の推進

○国では2017年(平成29年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。本町においても、令和6年3月に策定した「第三次南風原町地域福祉推進計画」において、障がいのある人を含めた地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を目指しています。本計画もその方向性を共有します。

※1 アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

※2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
『ちむぐくるの支えあい』 くともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原 く	安心して 共に暮らせるまち	1. 理解啓発・差別解消の推進 (1) 理解啓発活動の充実 (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 2. 相談支援の充実・権利擁護の推進 (1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護・虐待防止の推進 3. 情報提供・意思疎通支援の充実 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実 4. 保育・教育等の充実 (1) 発達支援保育等の充実 (2) 特別支援教育の充実 5. 防災・防犯対策の充実 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	健やかで 自立を支えるまち	1. 保健・医療の充実 (1) 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実 (2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実 (3) 精神保健福祉の充実 2. 自立生活支援の充実 (1) 障害福祉サービス等の推進 (2) 障がい児支援の充実 (3) 医療費等経済的支援の推進 (4) その他の生活支援の推進
	住み良い環境と 生きがいの持てるまち	1. 生活環境の整備推進 (1) 外出・移動支援の推進 (2) 住環境の整備推進 2. 社会参加・生きがい活動の推進 (1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 (2) 就労支援

第4章 第6次南風原町障がい者計画

基本目標 1

安心して共に暮らせるまち

1. 理解啓発・差別解消の推進

(1) 理解啓発活動の充実

【現状と課題】

- 障がいの理解及び啓発については、障害者週間や世界自閉症啓発デー、手話言語国際デー等の啓発期間に合わせて、役場庁舎等において、関係する資料の展示を行っているほか、広報紙や町ホームページへの掲載、社協だよりを活用しての周知を行っています。住民の障がいへの理解啓発に向けた継続的な取り組みが必要です。
- 沖縄県が作成した「ヘルプマーク」や「ちゅらパーキング制度」の周知広報、窓口での配布などに努めています。
- 町民生委員・児童委員に対し、障害福祉制度に関する勉強会を開催しました。
- 町内小学4年生を対象に、当事者による講話を通して手話を学ぶ機会を設けたり、南風原高校3年生に障がいへの理解啓発に関する出前講座を実施しました。
- 地域組織や団体等に対する理解啓発をさらに実施するため、町社会福祉協議会との連携が必要です。
- 障害者週間の啓発活動の一環として、町内障害福祉サービス事業所が製作した商品の販売活動を町内スーパーでの実施や、南風原町オリジナルルールの「か・ボッチャ」を障害福祉サービス事業所に通う利用者参加型で実施する等、啓発活動と合わせた交流事業を行いました。今後も、体験・交流の場づくりを継続的に続けるための仕組みづくりが必要です。

(アンケート調査より)

- 5年前と比べて障がい者に対する地域の理解・認識について、「何も変わらない」が48.6%(前回47.3%)と最も高く、次に「深まっていると思う」が28.9%(前回28.5%)となっています。一方、日常生活で困っていることでの「社会の障がいへの理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」は13.2%(前回19.1%)となっています。
- 障がい者に対する誤解や偏見があるの割合は前回に比べて低くなっているものの、理解・認識は十分ではないことがうかがえ、今後も理解啓発の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し、互いに認め合うことが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加のため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携し、継続性を持って地域における理解・啓発活動の充実に取り組むことを目指します。

①障がいや障がいのある人に関する理解・啓発の推進

- ・障がい及び障がいのある人に対する地域住民の正しい知識と理解を深めるために、広報紙やホームページをはじめ、イベントの開催や障害者週間を活用した啓発事業等、様々な機会を通じて、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

②地域組織等への理解・啓発の推進

- ・町社会福祉協議会と連携し、自治会及びその他住民組織・団体等に対する障がい及び障がい者理解促進のための講話や勉強会等の実施に取り組みます。

③体験・交流を通じた理解促進

- ・町のイベントや「福祉まつり」等の取り組みにおいて、障がいや障がい者への理解が深まるような企画や障がい者が参加しやすい環境づくりを行い、障がいのある人もない人も共に理解し、交流できるよう、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、町内の障害福祉サービス事業所等との連携を図り、多様な交流活動を推進します。

(2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

【現状と課題】

- 「障害者差別解消法」では、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止しています。「障害者差別解消法」の改正点である事業者による合理的配慮が義務化されること等も含めてホームページに掲載しています。
- 障害者週間期間中に障がい特性に応じた配慮に関する掲示を行い障がいを理由とした差別防止や合理的配慮について理解啓発に取り組んでいます。
- 差別解消や合理的配慮に対する地域への理解浸透は十分ではなく、今後も、広報・啓発活動を行うとともに、町社会福祉協議会と連携協力し地域組織への勉強会等の開催に取り組む必要があります。
- 障がい者の差別解消や合理的配慮の観点から、障がいの特性に応じた適切な窓口対応が提供できるよう、職員一同接遇向上に取り組んでいます。
- 投票所のバリアフリーについては、各投票所を段差が少ないフラットな環境になるよう配慮し、障がい者の利用に配慮しています。また、介助が必要な方についても人員を配置し、適宜状況に合った対応を行っています。郵便投票についても申請を受け付けて、投票機会の確保をしています。

(アンケート調査より)

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについて、35.7%(前回 40.0%)の障がい者が「ある」と答えています。また、障がい児の保護者では41.8%(前回 39.6%)が「ある」と答えています。差別や嫌な思いをした場所として病院、学校、スーパー・ショッピングセンター、バス・タクシー等の公共交通機関等様々です。
- 「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について、「名称も内容も知っている」障がい者は前回は7.3%、6.1%となっていますが、今回は障がい児の保護者のみに聞いています。それぞれ9.2%(前回 7.2%)、22.2%(前回 18.9%)と前回とほぼ同程度であることから、更なる周知強化に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

①障がいを理由とする差別解消や合理的配慮の提供に関する啓発活動

- ・差別解消や合理的配慮に対する地域への理解浸透を図るため、今後も、障害者週間等の啓発週間を活用した広報や啓発活動を行うとともに、町社会福祉協議会と連携協力し、町民生委員・児童委員等の関係団体や地域団体への勉強会等、普及啓発に取り組みます。

②職員に対する障がい者理解の周知・啓発

- ・障がい特性に応じた適切な対応が提供できるよう障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮について職員への周知徹底を図ります。

③選挙における配慮の推進

- ・障がい者の参政権を保障し、選挙に参加しやすい環境を整えるために、投票所や投票の在り方等について、必要な合理的配慮を行います。
- ・投票所での投票が困難な障がい者への配慮として、代理投票や郵便等による不在者投票等を推進します。

2. 相談支援の充実・権利擁護の推進

(1) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 町には、障がい児者やその家族の身近な相談窓口として、町役場保健福祉課が運営している基幹相談支援センターと町社会福祉協議会が障害者相談支援事業を受託し実施している委託相談支援事業所があり、各機関が連携し相談対応を行っています。
- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制の強化、委託相談支援事業所や計画相談支援事業所の後方支援、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等に関するさまざまな取り組みを行っています。
- 委託相談支援事業所は、地域で生活する障がい者やその家族、関係機関等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、各種障害福祉サービスへの利用支援等、個別支援に関する取り組みを行っています。町社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーが委託相談支援事業を兼務しています。
- 町民に基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の相談窓口が知られていないため、相談窓口の周知強化を図る必要があります。
- 令和4年度の相談支援部会において、町内計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター各機関の役割を検討し、整理・見える化することによって重層的な相談支援体制の構築に向けて取り組みました。障がい児者やその家族等からの相談対応を充実するために、各機関が連携し対応できる相談体制の充実が必要です。
- 相談支援では自宅訪問、会議参加等アウトリーチにも力を入れ、自ら相談できない方々や潜在的なニーズへの相談支援を継続的に取り組んでいます。
- 令和4年度に町内障害福祉サービス事業所の情報をまとめた「南風原町障害福祉サービス事業所資源マップ」を作成し、町ホームページに掲載しました。
- 複雑化、多様化する相談者のニーズに対して基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が適切に対応できるよう、相談員1人1人のケースワーク力の強化が求められています。相談支援に従事する者の資質向上に向けた研修会等の開催及び参加が必要です。
- 自立支援協議会の全体会では、障害福祉行政及び各専門部会の報告を行い、各委員から意見や助言を受けています。
- 自立支援協議会の専門部会として、相談部会と拠点部会を立ち上げ、課題を共有し、地域課題形成や解決に向けた協議を行っています。新たに就労部会やこども部会等の専門部会が求められており立ち上げに関する検討が必要です。

(アンケート調査より)

- 悩みや困りごとの相談相手・相談先として、「家族・親族」が65.8%(前回65.9%)と最も高く、次に「友人・知人」が30.4%(前回22.5%)、「医療の専門家」が22.7%(前回34.1%)となっています。一方、「サービス事業所」が10.5%(前回15.4%)、「町社会福祉協議会」が8.0%(前回8.6%)、「町役場」が7.7%(前回8.2%)とそれぞれ1割程度にとどまっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者やその家族からの相談に対し、町内相談支援事業所間の連携・協力、関係機関・関係団体との連携強化及び地域とのつながりを視野に入れた包括的な支援を進めます。また、相談支援従事者の質的向上や各種協議の場、自立支援協議会等の活性化を図るなど相談支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

①障がい者相談支援体制の充実

- ・障がい児者やその家族等の相談対応を充実するために、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所の各相談機関が情報共有や連携を一層強化し、重層的な相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援部会を継続的に実施し、地域の相談支援のネットワーク形成の強化に取り組みます。
- ・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所の各相談窓口の周知を強化し、地域の身近な相談窓口として、障がい者やその家族及び関係機関等から相談を受け、地域とのつながりを視野に入れた相談支援の充実に取り組みます。
- ・自ら相談できない方や来所相談が困難な方に対して、アウトリーチ型の相談対応を行います。

②包括的な相談支援体制の強化

- ・複雑化・多様化するニーズに対応した適切な支援につながるよう、保健、福祉、医療等の関係機関や町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、地域の関係団体等との連携体制を強化します。

③相談支援従事者の質的向上の推進

- ・相談支援従事者の質的向上等を図るために、相談支援に関する研修会や勉強会等を企画し、人材育成の支援に取り組みます。

④自立支援協議会等の活性化推進

- ・自立支援協議会においては、共生社会の実現を目指し、地域課題の共有と課題解決にむけた議論を深めます。そのために、専門部会において個別課題から地域課題を抽出し、課題を見える化する取組に力を入れていきます。
- ・新たな専門部会の立ち上げについて、町内事業所の意見を聞きながら検討していきます。

(2) 権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

権利擁護（成年後見制度等）

- 基幹相談支援センターにおいては従来から、※¹成年後見制度や※²日常生活自立支援事業の制度利用を案内していましたが、令和5年度から保健福祉課内に「成年後見制度中核機関」を立ち上げ、成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度の周知強化に努めています。また、外部の専門職を交えた権利擁護支援会議を開催し、相談受理したケースの支援方針の検討や、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け取り組んでいます。
- 成年後見制度の利用が必要ですが、身寄りがいない等、申立てを行う親族がいない方に対する市町村長申立て及び成年後見人等に対する報酬支払が困難な方に対して報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業を行っています。
- 成年後見制度の利用促進のため、町民が制度を理解するための普及啓発が必要です。また、相談対応の充実を図るために、職員の資質向上が求められます。

虐待防止

- 基幹相談支援センターにおいて、虐待に関する相談受理、事実確認調査の実施、コアメンバー会議を開催して虐待の有無や緊急性の判断を行い、対応方針を決め、関係機関と連携しながら虐待の解消に向け取り組んでいます。
- 虐待防止では、早期発見と虐待の予防が重要です。令和5年度に障がい者虐待の相談窓口を記載したパンフレットを作成し、周知強化に努めています。また、困難事例の段階から委託相談支援事業所と基幹相談支援センターが連携して支援を行い、虐待を予防する取り組みを行う必要があります。
- 施設従事者による虐待を予防するために、令和4年度から町主催の事業所向け障がい者虐待防止研修会を開催しています。障がいのある方が安心・安全に障害福祉サービスを利用できる環境整備、サービスの質の向上という視点からも虐待防止研修会の継続実施が必要です。

※1 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産管理や介護・福祉サービス等利用の契約行為を行うことが困難な方を、法律的に保護し支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

※2 日常生活自立支援事業

生活に不安のある高齢者（認知症高齢者など）や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が十分でない方が安心して地域生活が送れるよう「生活支援員」が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。市町村社会福祉協議会が窓口となって提供されるサービスです。

(アンケート調査より)

- 権利擁護に関する制度等の周知状況について、「名前も内容も知っている」は成年後見制度が 25.2% (前回 20.3%)、日常生活自立支援事業(社協が窓口)が 13.7% (前回 15.8%) で、いずれも十分周知されているとは言えません。
- 成年後見制度の相談窓口の周知度について、「知っている」は 30.5% で、十分周知されているとは言えないため、相談窓口の周知強化を図る必要があります。
- 将来的に家族等支援者がいなくなった時にどのような方法で支援を受けるか、権利を守ってもらえるか周知しておくことが、将来に対する不安感を和らげるとともに、必要な対策を講じておくことができます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に努める必要があります。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がいのある方の権利が守られるよう、障がいのある方やその家族等に対して権利擁護に関する制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、虐待の早期発見を行うために、地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携して、虐待防止・解消に向けた対応を行います。

①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

7) 「成年後見制度中核機関」を活用した権利擁護支援

- ・認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が、地域において本人らしい生活を継続できるよう、令和5年4月に保健福祉課に設置した「成年後見制度中核機関」(以下、中核機関という)を活用し、権利擁護支援のネットワーク及び成年後見制度の利用促進を行います。

1) 成年後見制度や中核機関の広報・啓発

- ・成年後見制度について正しい知識を持ち、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に制度に結びつくことができるよう、介護・障害福祉サービス事業所等の関係機関や住民を対象に成年後見制度に関する研修会等を開催します。
- ・成年後見制度の利用支援に関する相談窓口である中核機関について、町ホームページや町広報紙等を活用し幅広く周知します。

2) 権利擁護支援会議の開催と充実

- ・中核機関で受理した権利擁護支援に関する相談について、専門的な判断に基づいて支援方針を検討するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の権利擁護に関する専門職をアドバイザーに招き「権利擁護支援会議」を開催します。
- ・権利擁護支援の充実を図り、中核機関の役割を存分に発揮していくための人材の確保を検討していきます。

1) 日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業の周知・連携

- ・社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」及び「日常的金銭管理支援事業」について情報提供を行い、連携して支援します。

2) 成年後見制度利用支援事業の利用促進

- ・権利擁護支援会議において成年後見制度の利用が適切と判断されたが、身寄りがない等の理由で申し立てを行う方がいない場合や、成年後見人等への報酬の支払が困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

3) 市民後見人の養成・法人後見の設置検討

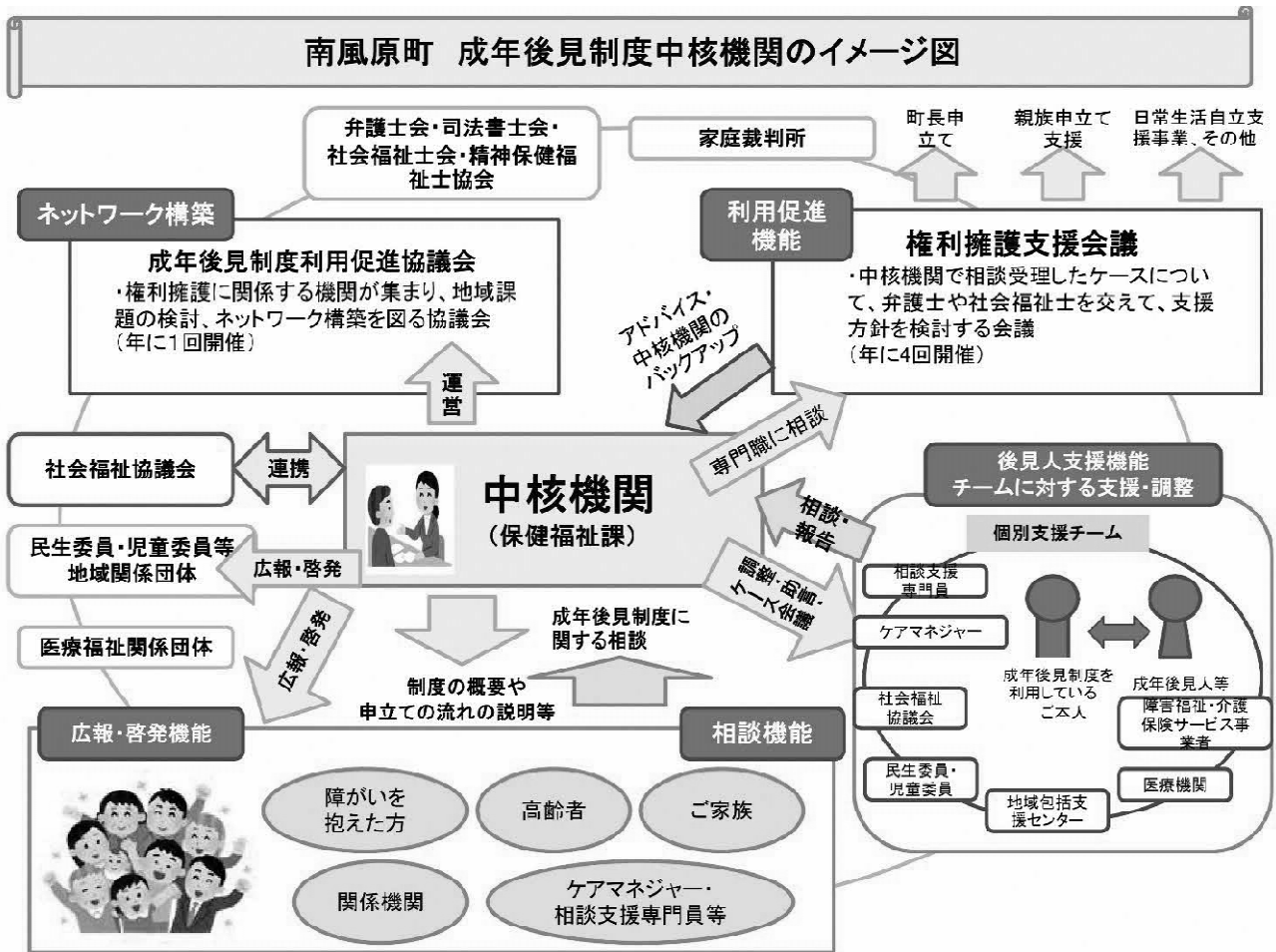
- ・今後、専門職後見人の確保が難しくなることが懸念されており、市民後見人の養成や法人後見の設置について検討していきます。

4) 成年後見人等への支援強化

- ・成年後見人等が、成年後見制度を利用している本人の思いや自己決定支援を大切にしながら、従来から関わっている福祉・医療・地域等の関係者とチームになって成年後見業務が行えるよう、中核機関の職員が適切に関わる支援体制づくりを行います。

5) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・医療機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の町内の権利擁護支援に携わる関係機関及び弁護士会・社会福祉士会・司法書士会等の専門職団体と成年後見制度等に関する町の状況を共有し、権利擁護支援のネットワークを構築、成年後見制度の利用促進を図るために「成年後見制度利用促進協議会」を開催していきます。また、家庭裁判所との連携も進めていきます。



②虐待防止・解消に向けた関係機関等の連携推進

- ・虐待防止や解消に向け、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、医療機関、警察、障害福祉サービス事業所、ケースに応じた関係機関等と連携した支援を行います。

③虐待防止に関する広報啓発の推進

- ・虐待防止と早期発見のため、町広報紙やパンフレット等を用いて、地域に対し虐待に関する相談窓口の周知を強化します。
- ・施設従事者による虐待を予防するために町内事業所向けの虐待防止研修会を継続して開催します。

3. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 情報提供においては、南風原町の福祉全般に関する情報を掲載している「福祉のしおり」を活用し、窓口での説明を行っているほか、町民生委員・児童委員への障害福祉情報の提供を行っています。
- 様々な障害福祉制度、関連する事業、イベント等について、町の広報紙やホームページ、LINEで発信しています。また、町内の障害福祉サービス事業所への周知を行い、事業所を通じて情報提供を行っています。
- 情報提供においては、情報を得やすく、わかりやすい工夫が必要であり、ホームページをわかりやすい画面構成にするほか、文字拡大機能、背景色変更機能を実施しています。
- 音訳サークルたんぼぼの協力を得て音声による広報紙「声の広報」をCDに保存作成し、利用希望者へ無料で届けています。必要な人が利用できるよう周知を図る必要があります。
- 難病患者については、制度やサービス利用等について、窓口来庁時、相談支援時に案内や申請に関する相談等を行っています。

(アンケート調査より)

- 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことでは、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が26.9%(前回31.8%)、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が25.4%(前回32.4%)と高くなっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がい者の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

①情報提供の充実

- ・障害福祉に関する情報を、「福祉のしおり」や広報紙、ホームページ等様々な媒体を活用した情報提供を行うとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。

②ウェブアクセシビリティの向上

- ・町のホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、分かりやすい画面構成に取り組みます。また、本町の障がい者等のニーズを踏まえた操作性の向上など、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。

③声の広報等事業の推進

- ・文字による情報の取得が困難な方に対し、町の広報紙や議会だより、社協だより等の内容を、音訳CDによる情報提供を継続します。

④難病患者へのサービス等周知の推進

- ・難病患者についても、障害福祉制度による必要な支援が受けられるよう、今後もサービスの案内や利用に関する情報提供・相談支援等を行います。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 手話通訳者を配置し、手話通訳者等の派遣や聴覚障がい者等の窓口手続支援を行っています。
また、コロナ禍においては、通訳者が訪問できなかったため、手話通訳者がタブレットを活用し遠隔による手話通訳を行いました。
- 町主催の会議やイベント等へ手話通訳者派遣を行い、意思疎通支援を行いました。また、聴覚障がい者が参加する会議等へも通訳者等の派遣を行いました。今後は、継続的な支援のほか、ニーズを踏まえた支援について検討することも必要です。
- 日常生活用具給付事業には、情報・意思疎通支援用具の給付があり、必要な方に必要な支援を行っています。
- 早い段階から聞こえづらさを感じている児童への関わりとして、保幼小中学校や町内の障害児通所支援事業所に対して“聞こえ”に関する実態調査を行ないました。聞こえに関する相談窓口も設置し、早期支援が必要な児童には、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」につなぐ支援を行いました。
- 手話を習得するための講座として、手話奉仕員養成講座を沖縄県聴覚障害者協会へ委託し、南城市と合同で開催しています。また、奉仕員養成講座を修了した方を対象に、県主催の手話通訳者の受講を促しています。さらに、奉仕員登録者の技術向上のため、近隣六市町と合同で学習会を開催しています。
- 子どもたちへ障がいの理解を深める機会として、地域学校協働本部事業による総合学習において、小学4年生を対象とした聴覚障がいの講話や手話を学ぶ場を設けています。
- 町広報紙、ホームページ、パンフレット、ポスター、手話言語国際デー等の啓発週間等の広報媒体を活用し、手話言語等への理解促進及び普及に取り組んでいます。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、「町手話言語等条例」を踏まえて、意思疎通のための多様なコミュニケーション手段の普及と利用の促進に取り組みます。

①手話言語等による意思疎通支援の推進

- ・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び手話通訳者の配置を継続します。
- ・利用者のニーズに対応するため、タブレット等を活用した遠隔による手話通訳の派遣にも取り組みます。
- ・早い段階から聞こえづらさを感じている児童や保護者等と関係機関との連携を図ることを目的に、聞こえに関する相談窓口の設置を継続します。
- ・身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を継続します。
- ・要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。
- ・意思疎通支援の充実を図るために、養成講座を受講した手話奉仕員の希望を踏まえて、手話通訳者への移行促進に取り組みます。

②手話言語等による情報取得の推進

- ・聴覚障がい者等が町の会議や行事等への参加において、内容・状況等を取得・理解できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、パソコン等を活用した文字による情報取得ができるよう取り組みます。
- ・日常生活用具給付等事業により、情報・意思疎通支援用具の給付等を継続します。
- ・聴覚障がい者の県外往訪時における情報保障のために、県外において手話通訳が利用できるよう、沖縄聴覚障害者情報センターと連携した支援を行います。

③手話言語等の習得の推進

- ・手話言語の習得者を確保し、聴覚障がい者等の日常生活の支援及び手話の普及につながるよう、手話奉仕員養成講座を継続します。
- ・手話奉仕委員の手話技術の向上や、手話奉仕員養成講座修了者が手話通訳者を目指していくように、移行に取り組みます。
- ・手話奉仕員や要約筆記者奉仕員の有資格者、手話サークル等の理解・協力を得て、住民向けの初歩的な手話、要約筆記、点字等の講座の開催に取り組みます。
- ・手話ができない、点字が読めない障がい者が手話や点字を習得できるよう、手話等のスキルを持つ人材を活用した、手話等の講座開催を地域のニーズを踏まえた上で検討します。

④学校等が行う手話言語等の理解促進

- ・小学校児童に手話等の理解を図るため、今後も町立小学校において聴覚障がいへの理解や手話の学習等の機会を確保します。

⑤その他手話言語等への理解促進及び普及

- ・「町手話言語等条例」の普及を図るため、町の広報紙やホームページで紹介するほか、チラシやパンフレット等により地域への周知を図ります。
- ・手話や点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、パンフレット等により地域への理解促進及び普及を図ります。

4. 保育・教育等の充実

(1) 発達支援保育等の充実

【現状と課題】

▶発達支援児保育

- 就学前児童の発達支援については、発達支援児保育運営委員会があり、課題の把握や情報共有を行っております。さらに、巡回訪問指導や研修会開催、ティーチャーズトレーニングの実施等、保育所と連携・協力を図りながら保育士等の資質向上に取り組んでいます。
- 保育所等において加配保育士を配置する発達支援児保育事業を実施することで、園の負担を軽減し、発達支援児保育の円滑な実施を図りました。今後も早い段階から療育につながる加配保育士を配置できるように取り組んでいく必要があります。

▶発達相談及び療育支援

- 町に心理士を配置し、発達が気になる子の保護者や支援機関からの相談に個別で対応を行っています。また、1.6歳児、2歳児、3歳児健診時にも心理士が参加し相談対応しています。さまざまな不安を抱えている子どもやその保護者に対して寄り添った支援を行っています。
- 発達が気になる子について保護者の障がい受容等に配慮しながら、早期発見・早期支援を重視し、丁寧な説明や対応を行う必要があります。
- 発達が気になる子の療育の場として親子通園事業を実施しております。令和3年度から親子通園事業を町内事業所に委託し、専門スタッフのもと少人数による遊びや活動を通して親子の愛着形成や心身の発達を促す支援をしています。保護者同士の交流及び事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育ての不安の軽減に努めています。
- 発達障がいに関する理解が広がり、発達相談や発達支援児保育事業、児童発達支援等の障害福祉サービスの利用ニーズが増加しています。
- 児童の発達支援については、就学前の乳幼児健康診査から保育園、幼稚園での対応及び小学校への切れ目ない支援が必要です。このため、関係する担当課や保育・教育施設が連携し、療育等の支援が必要な子どもへの対応を行っています。
- 町内の4幼稚園、4小学校及び2中学校に対し、沖縄県が作成し、発達が気になる子の保護者が記入等を行い利用する新サポートノート「えいぶる」の配付及び周知を図りました。

【施策の基本的な考え方】

発達支援児保育においては、加配の保育士を配置するほか、専門職等との連携などにより、保育士の資質向上や保護者への相談体制の充実を図り、地域での療育・保育に関する支援が安心して受けられる環境を整えます。

保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題もあることから、保護者の心情に配慮した相談支援体制や療育の場の充実に取り組みます。

子どものライフステージの変化により支援機関が変わることから、子どもの特性を正確に引き継いでいくことが重要となります。関係機関の連携体制を強化します。

①発達支援児保育の充実

- ・心身等の障がいや発達が気になる子について、保育所(園)での集団生活を通して成長・発達を促すために、今後も、発達支援児保育を実施し、加配の保育士を配置します。
- ・加配の保育士の年度途中の配置については、関係機関と必要な調整を行います。
- ・専門職による巡回訪問指導の実施や「発達支援児保育運営委員会」の開催、その他必要な研修等への参加及び関係機関との連携を通して、保育士等の資質向上を図ります。

②早期療育への理解促進

- ・町に心理士職を配置し、発達が気になる子への早期支援、保護者支援に取り組みます。
- ・心身等の障がいや発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、町内保育所(園)、関係課等が連携し、保護者の心情に配慮しながら、相談・助言を行い、早期療育への理解を促していきます。
- ・親子通園事業を実施し、親子関係の愛着形成や心身の発達を促す支援に取り組みます。また、小集団による保護者同士の交流や事業スタッフによる相談・指導等により、保護者の子育て不安の軽減を図ります。

③療育の連続性の確保

- ・乳幼児健康診査やその後の経過観察から、保育所(園)、幼稚園、小中学校と一貫した支援が行われるよう、保健・保育・教育等の関係機関が連携し、支援を必要とする子の情報を共有するとともに、一人ひとりに応じたより適切な療育等の支援につながるよう取り組みます。
- ・関係者が心身等の障がいや成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する、新サポートノート「えいぶる」(沖縄県推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 町内の4幼稚園・4小学校・2中学校において校内特別支援委員会を設置し、幼児・児童・生徒が個々に適した教育の保障がなされるよう教育支援委員会での審議に取り組んでいます。
- 4小学校・2中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の個別支援計画に基づいた教育支援の実施に取り組んでいます。
- 年々、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒が増加しています。子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の実施が必要です。
- 特別支援学級担当教諭・通級指導教室担当教諭・特別支援コーディネーター・特別支援教育支援員等に対し「インクルーシブ教育と学級経営」の研修会を実施しました。
- 指導主事を軸としたサポート会議等では学校関係者・特別支援教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、関係機関も参加し、情報共有が行える相談支援体制で対応しています。
- 相談支援を行う中には、家庭の状況が「複雑化・複合化」しており、家庭を包括的に支援する相談から支援へのつながが必要となっています。
- 特別支援学級の児童生徒が協力学級(普通学級)の授業等に参加し、交流や共同学習を実施しています。幼児・児童・生徒、個々の体制に即した教育と、インクルーシブ教育を拡充させる難しさが課題となっています。
- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援が行われるよう保育所(園)、幼稚園・小中学校や関係機関とも情報共有を図り、早期からの就学相談を実施しています。医療的なケアが必要な幼児・児童に対しても医療機関を含む関係機関と就学相談支援を実施し、入園・入学のサポートも実施しています。
- 就学支援委員会後の判定に対して、幼児・児童・生徒の状態に対する保護者理解も含めた丁寧な状況説明をしています。
- 学校等の施設については、特別な支援を必要とする子が安心して充実した幼稚園・学校生活が送れるよう、エレベーター、車椅子用スロープ、段差の解消にも努めており、必要に応じてベッド等の備品も設置しています。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、保護者から「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が68.6%(前回56.8%)、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が63.4%(前回57.7%)、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が59.5%(前回56.8%)と高くなっており、今後も特別支援教育の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

幼稚園、小・中学校では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいに基づく学校生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や支援を提供するという視点に立ち、必要な諸条件の整備を進めるとともに、関係機関・関係者間の連携を密にし、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

①校内特別支援教育推進体制の充実

- ・各学校(幼稚園)に校(園)内委員会を設置し、特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の把握及び教職員間での共通理解に努め、保護者との相互理解と相互信頼のもと、子にとって最も適した教育の内容や方法に取り組みます。
- ・各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、日々の指導・支援に取り組みます。
- ・各学校に特別支援学級を設置し、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、特別支援教育支援員を配置しきめ細やかな対応に取り組みます。

②教職員の資質向上

- ・多様化する特別支援児への対応力を強化するため、特別支援教育コーディネーターや教職員、特別支援教育支援員を対象とした研修会等を実施し特別支援教育に関する資質向上に取り組みます。

③関係教職員への相談支援の充実

- ・県の専門員等とも連携を図り巡回指導等を通して、特別支援教育に関わる教職員への積極的な相談支援体制作りに取り組みます。また、必要に応じて障がい児関係の事業所とも情報共有を図るため、相談支援体制の拡充に取り組みます。
- ・相談支援を行う中には、家庭の状況が「複雑化・複合化」しており、家庭を包括的に支援するよう、多機関連携による寄り添いながら家庭を支援するように、職員の資質向上を図ります。

④交流及び共同学習の推進

- ・特別な支援を必要とする子とそうでない子が、交流の場や共同学習を通して相互理解に取り組みインクルーシブ教育を拡充します。

⑤就学相談支援の推進

- ・幼児・児童・生徒、個々の教育ニーズに適した教育支援となるよう、子の状態に対する保護者理解も含め、関係課とも情報共有を図り早期の就学相談等を実施します。

⑥学校等施設の整備推進

- ・幼稚園及び小中学校の施設の設備・備品等について、必要に応じて、適切な整備・改善を進めます。

5. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

- 防災訓練や出前講座、防災に関する啓発掲示、窓口でのマップの配布等を通して、危険地域や避難方法、避難所の活用等に関する情報提供に努めています。
- 要配慮者利用施設等と連携した避難訓練を実施し、災害時の避難経路及び課題の共有を図っています。要配慮者支援に重点をおいた訓練を、関係部局や関係機関と連携して実施する必要があります。
- 災害時に避難が必要な方の※避難行動要支援者名簿は、毎年度更新し、町社会福祉協議会や町民生委員・児童委員連合会へ貸与しています。個別支援計画については、対象者の家族等支援者の協力が不可欠です。地域の協力を得ながら、一人ひとりの個別支援計画策定を進めていく必要があります。
- 日常生活上必要とされる情報伝達装置について、必要な対象者には申請に基づき支給を行っています。
- 聴覚障がい者の緊急通報について、手話通訳者が中心となって、消防と連携を図りながら取り組みました。令和2年度からは東部消防組合において Net119 も開始され、その普及について、消防とともに取り組んでいます。
- 新たな自主防災組織結成のため、各自治会に対する訓練や説明会の開催等を通して結成促進を図りました。各自治会に自主防災組織の結成を促すため、組織の必要性など普及啓発が必要です。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、障がい者の 30.9%が災害時に一人で避難「できない」と答えています。また、災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられない」が 37.2%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 36.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 29.2%と高くなっています。

※避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

【施策の基本的な考え方】

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携した避難支援を行います。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

①防災に関する知識の普及啓発

- ・南風原町地域防災計画に基づき、防災週間、出前講座での啓発、窓口での防災マップの配布など、防災に関する知識の普及啓発を行います。
- ・避難訓練においては、障がい者の視点を取り入れて実施します。

②福祉避難所の確保推進

- ・医療的ケアが必要な方など、避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。

③避難支援のための関係者との連携推進

- ・避難行動要支援者の名簿更新を定期的に行うとともに、地域の協力を得ながら個別支援計画の作成に努めます。
- ・町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難の支援体制を構築します。

④障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及推進

- ・障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障がい者や視覚障がい者への情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。また、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。
- ・聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」、「Net119緊急通報システム」による通信体制の推進を消防と連携しながら取り組みます。

⑤自主防災組織の立上げ推進

- ・地域の防災力を高めるために、新たな自主防災組織の結成に取り組みます。また、結成された自主防災組織が実施する訓練へのサポート等を行います。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 与那原警察署及び関係機関との連携のもと、防犯パトロールや再犯防止啓発のための「社会を明るくする運動」を実施しています。不審者情報等の事案発生時は、関係機関との情報共有や住民への呼びかけを行いました。
- 委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等の障がい者に関わる支援者が、相談支援の過程において防犯について周知啓発を行い、障がい者が消費者被害等にあわないよう努めています。被害にあった事が確認された場合は、必要な機関と連携しトラブル解決に向けた対応を行っています。
- FAX110、メール110の利用希望がある際に警察署と連携し利用者支援を行っています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

事件・事故に障がい者が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

①防犯のための情報提供の推進

- ・与那原警察署との緊急時の連絡体制を維持し、犯罪等に関する早期の情報共有化を図ります。また、関係機関・関係団体と連携し、防犯啓発用チラシ配布や防犯パトロールを継続します。

②障がい者等の防犯意識啓発の推進

- ・障がい者等が事件・事故に巻き込まれることがないように、委託相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等における相談の中で、犯罪被害・消費者被害防止に関する周知・啓発を行い、障がい者等の防犯意識を高めるように努めます。

③通報システムの普及推進

- ・耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。また、利用希望に対し必要な利用支援を行います。

④消費者被害に対する相談支援の推進

- ・障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決に向けた支援に取り組みます。

基本目標 2

健やかで自立を支えるまち

1. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児期における障がいの発生予防・早期支援の充実

【現状と課題】

▶母体の健康管理

○低出生体重児発症予防のために親子健康手帳交付時の全妊婦対象に保健指導を実施しました。その中で継続支援の必要な妊婦へ妊婦健診の結果を確認しながら指導しました。低出生体重児率は国や県と比較しても高い結果となっており、実態に応じた継続した保健指導が必要です。

▶乳幼児健康診査

○発達が気になる子の早期支援につながる乳幼児健診の受診率向上のため、母子保健推進員や保育施設等とも連携した未受診児への受診勧奨が必要です。

▶発達相談

○乳幼児健診の際に、子の発達に不安のある保護者に対して相談ができるよう心理士を配置し、タイムリーな相談を行いました。さらに、健診後の事後フォローとして、心理士や言語聴覚士による「のびのび相談」を実施し、保護者が抱える育児に対する困り感の軽減に取り組みしました。

○定期健康相談や栄養相談により、子どもの健やかな成長・発達に向けて育児の不安軽減に努めました。今後も育児の不安軽減のため健やかな成長・発達の面から必要な指導及び情報の提供を行っていく必要があります。

▶経過観察を通じた支援の推進

○乳幼児健診で発達支援が必要な子へ継続的に支援を実施しており、関係機関と連携した訪問などで個別支援を行いました。今後も個別の対象に応じた支援が必要です。

▶未熟児養育医療

○未熟児養育医療の申請後は迅速に対応し、保護者の経済的な負担軽減に努めています。

【施策の基本的な考え方】

妊婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、早期の治療・療育により障がいの予防や軽減を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であり、関係機関と連携した妊婦及び乳幼児の健康診査や保健指導、発達支援の充実を図ります。

①妊婦の健康管理の充実

- ・障がいのリスクが高くなる低出生体重児や未熟児の出現を予防するなど、安全・安心な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、適切な母体の健康管理や生活習慣の改善等について相談・助言・指導を行います。
- ・低出生体重児の出現率低下のため、適正体重の増加、糖尿病、高血圧などの発症予防や重症化予防にむけて、継続した保健指導・栄養指導等を行います。

②乳幼児健康診査の充実

- ・乳幼児健診において、乳幼児の疾病や障がい、発達が気になる子を早期に発見し、早期の治療・発達支援等適切な支援につなぐことで、障がいの防止や軽減が図られるよう、切れ目のない支援に取り組みます。
- ・保護者の不安感を和らげ、治療・療育等により前向きになるよう、1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査の場に、心理士を配置し支援や相談を行います。
- ・乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、広報啓発や母子保健推進員等と連携するほか、保育施設等の協力も得ながら、未受診児の保護者への受診勧奨を強化します。

③のびのび発達相談の充実

- ・1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査等で把握された、発達が気になる子を対象に、のびのび発達相談を開催し、心理士や言語聴覚士等による相談指導を実施します。
- ・療育が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供や相談・助言等を行います。

④健康相談、栄養相談の推進

- ・子どもの健やかな成長・発達のために、健康相談、栄養相談を行い、必要な助言・指導及び情報の提供等による育児の不安軽減を図ります。

⑤健やかな成長・発達を踏まえた継続支援の推進

- ・療育上必要があると認められる子や経過観察を必要とする子について、それぞれの状況に応じた個別支援を行い、必要な場合は訪問等により保健所等関係機関と連携をとりながら指導を行います。
- ・障がいや発達が気になる乳幼児について、親子通園事業、発達支援児保育等と連携した経過観察を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の専門機関との連携を図ります。

⑥未熟児養育医療の給付

- ・養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（「養育医療」）の給付を行います。

(2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実

【現状と課題】

▶特定健康診査

- 特定健診受診率向上のため、指導員による電話勧奨やチラシ配布等の広報活動や、A I を活用した健診受診勧奨、受診時におけるTポイント付与により特定健診受診勧奨に努めました。また、日曜健診やナイト健診を実施し受診しやすい機会の充実にも取り組みました。
- 特定健診受診率は低下傾向にありましたが、令和3年度は増加に転じています。今後は医療機関との連携や既存事業の効果的実施などにより、受診率向上につなげていけるように検討する必要があります。

▶特定保健指導

- コロナ禍の中、感染拡大予防を徹底しながら、特定保健指導対象者のみならず、特定健診受診者へ保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んできました。今後も、生活習慣病の発症予防・重症化予防に引き続き取り組む必要があります。

▶健康づくり普及啓発

- 町の健康実態に応じ、健康教育を開催しましたが、コロナ禍の中、感染拡大予防のため集団学習の機会は減少しました。
- 健康づくりへの意識の普及啓発を図るため町広報紙等を利用した情報発信、各種団体への健康教育を実施することが必要です。

▶乳幼児期からの生活習慣病対策

- 乳幼児期からの生活習慣病予防の視点で各種母子保健事業に取り組んできました。また、学童期においても生活習慣病予防健診を開始し、その結果をもとに学童期の健康実態に町内学校養護教諭と情報共有しました。
- 今後も母子保健事業や学童期の生活習慣病予防健診を通し健康実態を情報共有していくことが必要です。

【施策の基本的な考え方】

生活習慣病等に起因する障がいの発生を防ぐために、住民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの動機付けやきっかけづくり、必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図ります。また、特定健康診査受診者の増大と特定健康診査による疾病の早期発見、早期の適正治療を促進するとともに、健康管理に関する相談・指導の強化を図ります。さらに、生活習慣病は長年の生活習慣が影響するため、学童期からの生活習慣病の予防等の対策に取り組めます。

①特定健康診査受診率の向上

- ・特定健康診査の受診者の増を図るために、広報や各種保健事業を通して、特定健康診査の大切さについて地域への啓発を図ります。
- ・医療機関と連携し、通院者への健診受診勧奨を行い、既存の事業効果(A I を活用した受診勧奨事業など)を検証しながら、Tポイントに替わりお米券を進呈するなど、受診率の向上に取り組んでいきます。
- ・働き盛りの人で、平日や昼間に特定健康診査に行くことができない人のために、受診しやすいよう、今後も日曜特定健康診査やナイト特定健康診査を実施します。

②特定保健指導の充実

- ・特定保健指導の対象者が身体の状態と生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善につながるよう、今後も特定健康診査の結果を直接手渡すとともに、保健師・管理栄養士による結果説明と必要な保健指導や栄養指導を行います。
- ・特定保健指導対象者以外の方への保健指導も実施し、生活習慣病発症予防・重症化予防を推進します。

③健康づくり普及啓発活動の推進

- ・健康づくりの意識の啓発を図るために、今後も町の広報紙や健康に関する情報の提供や各種団体への講話及び特定健診の結果に基づき、町の実態に応じた学習会に取り組んでいきます。

④乳幼児期からの生活習慣病対策の推進

- ・子どもの頃から将来的な障がいの要因となる生活習慣病を予防するために、乳幼児期から望ましい生活習慣が確立されるよう、広報や各種保健事業を通して保護者への意識啓発を図ります。
- ・小、中学校と連携しながら、学童期の生活習慣について、今後も実態の把握と情報を共有し、生活習慣病予防に向けた必要な対策を講じていきます。

(3) 精神保健福祉の充実

【現状と課題】

▶相談支援

○精神保健福祉に関する行政窓口における相談においては、本人や家族のみならず、地域住民からの相談にも対応しており、保健所や医療機関、障害福祉サービス事業所、地域住民とも連携を図り、家族支援も視野に入れた相談支援に取り組んでいます。

▶日中活動への支援

○本人の希望に応じて日中活動の場の案内や、必要に応じて活動の場へ同行支援をする等、つなぎ支援を行っています。

▶関係者による協議の場

○精神科病院からの参加依頼や精神障がい者や家族からの希望により、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が入院中から相談を受け、退院前カンファレンスへの参加等を行うことで、退院後の生活の安定に向けた支援を行っています。

○関係者による協議の場の開催については取り組めていませんが、相談支援部会において、障がいの地域移行に関する事例検討を令和3年度から実施しています。

【施策の基本的な考え方】

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、精神疾患者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①理解啓発と相談支援の充実

- ・精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、あらゆる機会を通じて、精神疾患に関する地域への理解啓発を積極的に推進します。
- ・地域の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。

②日中活動の支援の推進

- ・精神障がい者が自宅に引きこもることなく、社会参加の意欲が高まるよう、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、訪問系サービス事業所等と連携し、日中活動の場の紹介と利用支援を行うほか、地域活動への参加を視野に入れた相談支援を行います。
- ・日中活動の場への参加が中断することなく、継続していけるようフォローできる体制づくりに取り組みます。

③退院者の地域生活支援の推進

- ・精神科医療機関を退院後、地域で自立した生活が送れるよう、医療機関が主催する退院時調整会議や退院後のケース会議に参加する等、必要な支援を行います。また、生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。さらに、今後は地域相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)との連携を図ります。

④関係者による協議の推進

- ・精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場を継続的に開催します。

2. 自立生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の推進

【現状と課題】

▶障害福祉サービス

- 委託相談支援事業所や計画相談支援事業所が利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所と連携したサービスの利用支援を行い、障がい者の日常生活を支えています。
- サービス利用者は年々増加する中、町内外の計画相談支援事業所の協力もあり、利用希望者はサービス利用に結びついています。モニタリング等から利用者の変化を確認し、計画相談員と連携を図りながら適切なサービス利用につながるよう取り組んでいます。
- 令和4年度に虐待防止に関する学習会を障害福祉サービス事業所向けに実施しました。

▶地域生活支援拠点等の整備

- 令和3年度から自立支援協議会の専門部会として拠点事業の取り組みを検討する部会を立ち上げ協議を行ってきました。令和5年4月から事業を開始しています。今後は事業所や利用者の登録を進め、事業の推進に向けてさらに協議を進めて行く必要があります。

(アンケート調査より)

- 主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が45.0%(前回51.0%)と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が26.7%(前回33.3%)と3番目に高くなっています。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても地域生活拠点等の整備充実に向けた取り組みを進める必要があります。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

①訪問系サービスの充実

- ・日常生活を営むにあたり支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、ニーズに即した必要な支援が受けられるよう、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等の訪問系サービスの適切な確保と利用を促します。
- ・重度訪問介護については医療機関への入院時も一定の利用が可能であるため、利用に際しては障害福祉サービス事業所や医療機関と必要な調整等を行います。

②日中活動系サービスの充実

- ・障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動の場が選択できるよう、障害福祉サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。
- ・令和6年度より新たに導入される「就労選択支援」サービスについても障害福祉サービス事業所と連携しながら利用促進を図り、ニーズに応じた就労が提供できるように図ります。

③居住系サービスの充実

- ・自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる共同生活の場や入所施設の場について、障がい者のニーズを的確に把握し、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携して必要なサービス提供体制の確保に取り組みます。
- ・障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、サービス提供体制の適切な確保に取り組みます。

④計画相談支援・地域相談支援の推進

- ・計画相談支援については、サービス利用者の増に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適宜把握し、必要に応じて障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し、計画相談支援の適切な提供体制の確保に取り組みます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、医療機関、障害者入所施設、相談支援事業所等の関係機関が連携した支援を行います。
- ・計画相談支援員が安心して業務が遂行できるよう、必要な体制づくりに取り組みます。

⑤障害福祉サービスの質的向上の促進

- ・障害福祉サービスの質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を自立支援協議会等と連携し取り組みます。

⑥地域生活支援拠点の整備充実

- ・地域生活支援拠点の整備に向けた取組を推進するため、引き続き専門部会を活用しながら関係機関と協議を進めていきます。

(2) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

▶障がい児支援

○障がい児の支援においては、発達障がいに関する認知度が高まっており、早い段階からの療育に関心を持つ保護者が増え、障がい児の障害福祉サービス利用ニーズが高まっています。町内に児童通所支援事業所も増え身近な環境で療育サービスの利用ができる環境も整い、障がい児や保護者をサポートする体制が充実してきています。

○児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、発達が気になる子の保護者向けの支援として、親子通園事業やペアレント・プログラム事業を実施しました。また、町内の公立・認可保育所の保育士への支援として、発達が気になる子について専門員が巡回訪問を行い、関わり方や環境づくりに関する助言を行う事業を実施しました。

▶主に※重症心身障がい児を支援する通所支援事業所

○町内に、重症心身障がい児を支援する通所支援事業所が2か所開設しています。身近な地域で重症心身障がい児が療育を受けられる体制があるため、サービスの周知広報を行い、利用を促す必要があります。

▶医療的ケア児

○医療的ケア児の個別支援から見えてきた災害時の避難に関する課題については、関係機関と協議しながら体制づくりや課題整理に取り組みました。

○医療的ケア児コーディネーターの配置と役割整理が課題となっています。

※ 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある子や発達が気になる子の健やかな発達支援を図るため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、障がい児や発達が気になる子及びその家族に対して切れ目のない支援を提供する体制が必要です。地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保や、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるような体制整備の推進、医療的ケア児に対する支援体制の充実等、障がい児支援体制の拡充に取り組めます。

①障がい児支援の充実

- ・障がい児及びその家族に対する支援について、ニーズに応じて身近な場所でサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所と連携し、障害児通所支援等サービスの提供体制の確保に取り組めます。

②障害児通所支援の質の向上

- ・障害児通所支援の質の向上を目的とした情報交換や学習会等の実施を、自立支援協議会等と連携し取り組めます。

③児童発達支援センターの機能確保及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

- ・障がい児や発達が気になる子及びその家族が住みやすい地域基盤を整えるため、保健、保育、教育、福祉等の関係機関と児童発達支援センターの機能を有する町内事業所と連携し、児童発達支援センターの機能の確保に向けて取り組めます。
- ・専門職による巡回訪問や研修等を通して、保育・教育環境の充実を図り、障がいのある子や発達が気になる子が受け入れられる取組等を支援することで、インクルージョンを推進します。

④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の充実

- ・重度心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携した事業の充実に取り組めます。

⑤医療的ケア児支援の充実

- ・医療的ケア児支援のための協議の場を継続的に実施し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関と協議し、支援体制の充実に向けて取り組めます。また、医療的ケア児等コーディネーター配置に努めます。

(3) 医療費等経済的支援の推進

【現状と課題】

- 「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図っています。窓口手続時に際しては、制度について分かりやすい説明に努めています。
- 障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促しました。また、補装具製作に関する利用者からの相談についても更生相談所に助言をいただきながら適切に対応しています。
- 広報等を活用し、各種手当等の制度周知に取り組みました。
- 重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を行っています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費や補装具購入費にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、介護の経済的負担感を軽減するために手当の支給手続を行います。

①自立支援医療の推進

- ・「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、制度の周知を図り適切な利用を促します。

②補装具費の支給推進

- ・障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促します。

③手当の支給推進

- ・介護における経済的な負担軽減を図るために特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを継続します。

④重度心身障がい者(児)医療費助成推進

- ・重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。

(4) その他の生活支援の推進

【現状と課題】

- 日常生活用具給付等事業については、必要な方に必要な用具を給付しています。
- 地域活動支援センターについては、町内事業所に委託し、障がい者の創作的活動や生産活動の機会提供を図っています。
- 障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、放課後等デイサービスや生活介護事業所及び就労訓練事業所に日中一時支援事業を行っています。
- 障がい者の社会参加促進に取り組むことを目的にスポーツ活動を通して交流する事業を毎月1回実施しています。コロナ禍でも感染対策を図りながら、利用者の交流の場の継続に取り組みました。
- 町社会福祉協議会へ事業委託し福祉機器リサイクル事業に取り組んでいます。在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援が図られました。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障害福祉サービスとともに、地域の障がい者・障がい児の実情やニーズを踏まえ、日常生活の自立や社会参加等を支えるために必要な生活支援に取り組めます。

①日常生活用具給付等事業の推進

- ・障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も適切な日常生活用具の給付等を行います。

②地域活動支援センター事業の推進

- ・町内事業所への委託により、障がい者の創作的活動や生産活動等の機会の提供及び地域社会との交流促進などを図り、障がい者の地域生活を支援します。また、事業の周知と利用促進を図ります。

③日中一時支援事業の推進

- ・障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、引き続き日中一時支援事業を実施します。

④社会参加促進事業の推進

- ・障がい者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者の社会参加促進に取り組めます。また、事業の周知により、利用者の増加を図ります。

⑤福祉機器リサイクル事業の推進

- ・不要になった福祉機器を再利用し、在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援等を行うために、福祉機器リサイクル事業を継続します。

1. 生活環境の整備推進**(1) 外出・移動支援の推進****【現状と課題】**

- 津嘉山公園の整備において、出入口のバリアフリー化や多目的トイレの整備を実施しました。また、道路管理については、日々のパトロールを実施し、危険箇所の除去や除草作業を実施しています。違法駐車や放置車両等についても、関係機関と連携し適宜対応を行っています。今後も法律に基づいた公共施設の整備に取り組む必要があります。
- 単独では外出困難な障がい者児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、移動支援サービスが利用できるよう支援を行いました。
- 自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を実施しています。

(アンケート調査より)

- 外出する時に困ることについては、「外出にお金がかかる」が 22.2%と最も高く、次に「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.8%、「公共交通機関が少ない(ない)」が 17.7%となっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

①公共施設の整備推進

- ・新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- ・道路管理については、引き続きパトロール等により危険箇所を把握し、適時修繕を行います。
- ・安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障害者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。

②※ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・できるだけ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点から引き続きユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ・出前講座を実施する際には、身近にある商品を活用したわかり易い内容で、啓発に取り組みます。

③わかりやすい案内表示の整備推進

- ・障がい者が必要な情報を広い空間の中から読み取ることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。

④外出時の同行支援の推進

- ・障害福祉サービスの同行援護、行動援護及び重度訪問介護といった、外出・移動等の際にヘルパーによる支援が受けられるサービスの利活用を進めます。また、移動支援事業により屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うヘルパーの派遣を継続します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

- ・障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方です。

(2) 住環境の整備推進

【現状と課題】

▶住環境の改善に関する相談支援

- 住環境の改善に関する相談がある場合は、現在の状況等を聞き取りながら他制度(介護保険・住宅リフォーム制度)の該当有無も視野に入れながら対応に努めました。
- 施設や医療機関から地域への移行が進められている中で、グループホーム等の共同生活の場のニーズも高まっています。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者それぞれの状態やニーズに応じた安心、安全、快適な住まいが確保できるよう、住宅改修等の相談支援の充実や共同生活援助(グループホーム)の整備について関係機関と連携を図ります。

①住環境の改善に関する相談支援の充実

- ・障がい者の住まいが安全で快適に暮らせる場となるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。また、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具等の周知と利用促進を図ります。

②共同生活の場の確保推進

- ・障害福祉サービスの居住系サービスである「共同生活援助(グループホーム)」といった共同生活の場について、障がい者のニーズを踏まえて、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携を図ります。

2. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

【現状と課題】

▶スポーツ・レクリエーション活動

○町身体障害者福祉協会と町社会福祉協議会と連携し、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加を行いました。また、MIXスポーツ教室を開催し、障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加を図っています。

▶文化活動

○令和元年度までは、町社会福祉協議会の活動においてパソコン教室やスマホ教室等を開催していましたが、コロナ禍により取り組みができていない状況です。ニーズに合わせた教室など活動機会の確保が必要です。

今後の取り組み

【施策の基本的な考え方】

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動等多様な活動への参加は、障がい者の生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、障がい者のニーズに基づき必要な支援を行います。

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、今後も「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加を支援します。また、「障がい者スポレク交流事業」及び障がい者のグループ活動等について、町社会福祉協議会、地域の関係団体等と連携し、必要な支援を行います。

②文化活動の振興

・障がい者の文化活動の振興を図るため、文化活動発表の場を提供するとともに、障がい者の具体的なニーズを踏まえて、障がい者に対応した生涯学習講座の開催や文化サークル活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 就労支援

【現状と課題】

- 毎年度、南風原町障がい者優先調達方針を策定し、就労支援事業所等からの役務の優先調達に取り組み、実績をホームページで公表しています。
- 障害者週間期間中に、町内の就労支援事業所で製作した作品の販売会を、町内のスーパーで行いました。利用客に、就労支援事業所の活動を周知する機会となっています。
- 町及び町教育委員会における障がい者を対象とした職員採用試験は、平成 20 年度以来実施されていませんが、法定雇用率を念頭に、職員及び会計年度任用職員を雇用し、働きやすく能力が発揮できるよう職員配置・業務配分を行っています。
- 障がい者が働きやすい環境整備や配慮に努めていますが、ここ数年は法定雇用率を下回っており、今後、法定雇用率の引上げもあることから、喫緊の課題と認識し改善に向けて取り組む必要があります。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、54.3%(前回 54.2%)の障がい者が「働いている」と答え、そのうち「パート・アルバイトをしている」が 24.8%(前回 20.7%)と最も高く、次に「正規職員として働いている」が 23.4%(前回 23.5%)、「就労継続支援事業所に通っている」が 19.7%(前回 25.7%)となっております。
- 仕事をする上で悩んでいることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が 23.4%(前回 27.9%)と最も高く、次に「職場の人間関係」が 18.8%(前回 17.3%)、「精神的な負担が大きい」が 18.8%(前回 19.6%)、「身体的な負担が大きい」が 15.6%(前回 18.4%)となっています。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が 6.4%(前回 2.2%)おり、前回より高くなっています。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が 10.2%(前回 12.1%)、「一般企業で働くことが難しいので、就労支援事業所を増やしてほしい」が 7.0%(前回 10.3%)となっています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が働くことを通じて生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加を図るために、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた、多様な働き方ができるよう、障害福祉サービス事業所や関係機関等と連携します。

①一般就労への移行・定着促進

- ・就労移行支援事業所等から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所や計画相談支援事業所、ハローワークや障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。
- ・就労移行支援事業所等から一般就労につながった利用者について、就労定着支援を活用することにより、就労の継続を支援します。

②就労継続支援の推進

- ・一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図ります。

③障がい者優先調達推進

- ・毎年度策定される「南風原町障がい者優先調達方針」に基づき、就労支援事業所等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、ホームページ等での公表を継続します。
- ・地域においても、就労支援事業所等から物品等の優先調達が図られるよう、町内の就労支援事業所等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援事業所等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。

④町の障がい者法定雇用率の維持

- ・法定雇用率を意識した雇用と職場環境の充実を図っていきます。
- ・障がいのある職員が働きやすいよう、必要に応じてその能力と適正に応じた業務内容等について検討します。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活における自立に向けた支援を進めていくために、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえた成果目標を設定するとともに、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数61人の3%にあたる2人の地域生活移行を目指します。

	数値	備 考
現入所者数(A)	61人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	59人	令和8年度末の見込み
削減見込目標値(C)	2人 3%	(C) = (A) - (B) = (E) - (D) の値 (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	3人	令和6年から令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	5人	令和6年から令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2人 3%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

■ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

- ・令和6年～令和8年度末までの新規入所者数を3人、退所者数を5人と見込み、削減見込み目標を2人としました。その結果、令和8年度末の入所者数は、令和4年度末の61人から2人減の59人を見込みます。
- ・令和6年から令和8年度末までの退所者5人のうち、2人が地域生活に移行することを目標とします。

■ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ・施設の相談員と基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所及びその他の関係機関が連携し、当事者が地域生活をイメージできる体験の場づくりに取り組みます。
- ・また、地域生活への移行後も、これらの関係機関が連携した見守りや訪問等による相談支援等が提供できる体制を構築します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	設置方法	設置時期	設置方法	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	令和元年度	新規設置	令和元年度に保健、医療、福祉関係者との協議の場を単独設置

	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	10	10	10	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	年間の開催回数の見込み

(3) 地域生活支援の充実

	整備区域	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	単独設置	令和5年度	面的整備型

※1 整備区域：【単独設置】当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法：【面的整備型】地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数	1	1	1	人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

	整備区域	設置時期	整備手法
強度行動障害者への支援体制の整備	圏域設置	令和8年	国指針：強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

※ 整備区域：【圏域整備】当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する者の人数について、令和8年度には、令和3年度の年間実績(8人)の1.13倍にあたる9人の移行を目指します。

就労移行支援事業の移行者について、令和8年度には、令和3年度末の年間実績(2人)の1.50倍にあたる3人の移行を目指します。

就労移行支援事業利用者の一般就労移行率について、令和8年度末の管内就労移行支援事業所数は2か所、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数は1か所を目指します。

就労継続支援A型事業の移行者について、令和3年度末の年間実績は4人となっています。令和8年度も4人の移行を目指します。

就労継続支援B型事業の移行者について、令和3年度末の年間実績は2人となっています。令和8年度も2人の移行を目指します。

就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、令和8年度の就労定着支援利用者数は3人、就労定着率が7割以上の就労支援事業所数は管内で1か所を目指します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	8人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	9人 1.13倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針:令和3年度実績の1.28倍以上)

② 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	3人 1.50倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	2か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④ 令和 8 年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数	4 人	令和 3 年度末の就労継続支援 A 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	4 人 1.00 倍	令和 8 年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和 3 年度末の 1.29 倍以上(29%以上)の増加)

⑤ 令和 8 年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

	数値	備 考
令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	2 人	令和 3 年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数
目標年度(令和 8 年度末)における一般就労への移行者数	2 人 1.00 倍	令和 8 年度末の一般就労への移行実績(国指針:令和 3 年度末の 1.28 倍以上(28%以上)の増加)

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備 考
令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	令和 3 年度における就労定着支援事業の利用者数
令和 8 年度における就労定着支援事業の利用者数	3 人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和 8 年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	2 か所	令和 8 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和 3 年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和 3 年度末の事業所数を暫定的に記載すること。 ※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合
令和 8 年度末における就労定着率が 7 割以上の就労支援事業所の数	1 か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上

■ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

- ・就労移行支援事業所等や計画相談支援事業所、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。
- ・就労移行支援事業所等から一般就労につながった利用者について、就労定着支援を活用することにより、就労の継続を支援します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	実施時期			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
ア 基幹相談支援センターの設置				国指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
設置方法：単独設置	設置	設置	設置	
イ 地域の相談支援体制の強化				
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12	12	12	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	12	12	12	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	0	
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	12	12	12	
参加事業者・機関数	7	7	7	
協議会の専門部会の設置数	2	2	2	
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	相談12回/年 拠点4回/年	相談12回/年 拠点4回/年	相談12回/年 拠点4回/年	

■ 相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

- ・地域の相談支援を支える計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターが相談支援部会等を通して連携し相談できる体制づくりを行います。
- ・研修会や勉強会等を通じた相談支援従事者の質的向上等に向けた取り組みを行います。

(6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

	参加時期及び人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2	2	2	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

	構築時期	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和7年	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

町内の障害福祉サービス事業所を対象に、情報提供する場をつくります。

	回数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）		1		国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

2. 第7期のサービス別見込量

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

● 訪問系サービス全体（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	106	115	124	113	121	129
実績値	人/月	94	97	105	—	—	—
計画と実績の差		△12	△18	△19			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	1,076	1,163	1,250	2,283	2,398	2,513
実績値	時間/月	1,723	1,782	2,171	—	—	—
計画と実績の差		647	619	921			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。㍻～㍽の合算値

㍻ 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅へヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

【見込み量の算出根拠】

利用者数については今後も利用ニーズが高まることを見込んで毎年度6名ずつ増加すると見込みます。また、利用量についても増加傾向にあると考え、各年度一人当たり10.5時間を利用すると見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	81	89	97	80	86	92
実績値	人/月	66	68	74	—	—	—
計画と実績の差		△15	△21	△23			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	753	828	902	840	903	966
実績値	時間/月	807	786	778	—	—	—
計画と実績の差		54	△42	△124			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

イ) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度障がいの肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【見込み量の算出根拠】

令和5年度実績見込の利用者数が今後も利用するとして利用者数と利用量は同数を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	4	4	4
実績値	人/月	3	3	4	—	—	—
計画と実績の差		1	1	2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	46	46	46	710	710	710
実績値	時間/月	323	337	710	—	—	—
計画と実績の差		277	291	664			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ロ) 行動援護

知的障がいや精神障がい等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込みより、利用者数については一定数の利用者数を見込みます。利用量については増加傾向にあると考え令和5年度見込の利用量を各年度見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	2	2	2
実績値	人/月	2	1	2	—	—	—
計画と実績の差		0	△1	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	10	10	10	31	31	31
実績値	時間/月	17	15	31	—	—	—
計画と実績の差		7	5	21			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

1) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込より利用者数は年々増加傾向になっています。利用者数は毎年度2人増加すると見込み、利用量は一人当たり26時間と見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	21	22	23	27	29	31
実績値	人/月	23	25	25	—	—	—
計画と実績の差		2	3	2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	267	279	292	702	754	806
実績値	時間/月	576	644	652	—	—	—
計画と実績の差		309	365	360			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

2) 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【見込み量の算出根拠】

今後も利用の見込みはなしと判断します。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

②日中活動系サービス

7) 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績より利用者数は多少の増減はあるものの一定数の利用が見込まれます。利用量については、令和5年度の実績見込の数値を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	98	100	102	99	99	99
実績値	人/月	100	96	99	—	—	—
計画と実績の差		2	△4	△3			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,058	2,100	2,142	2,015	2,015	2,015
実績値	日/月	1,990	1,932	2,015	—	—	—
計画と実績の差		△68	△168	△127			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

1)-1 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。利用者数が少ないこともあり、利用は年度によって増減があります。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込に変動があるため、令和5年度実績見込の利用者数と利用量を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	1	1	1
実績値	人/月	0	2	1	—	—	—
計画と実績の差		△2	0	△1			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	24	24	24	23	23	23
実績値	日/月	0	33	23	—	—	—
計画と実績の差		△24	9	△1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

イ)-2 自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和２年度～令和４年度実績平均と令和５年度実績見込から判断して令和５年度実績見込の数値で見込みました。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	2	2	2	5	5	5
実績値	人/月	3	3	5	—	—	—
計画と実績の差		1	1	3			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	35	35	35	61	61	61
実績値	日/月	48	43	61	—	—	—
計画と実績の差		13	8	26			

資料：保健福祉課 ・ 令和５年度は、見込みの数値。

ロ) 就労選択支援

就労選択支援は、令和６年４月より新しく導入されたサービスです。障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

【見込み量の算出根拠】

令和６年度に制度開始のためサービスに対するニーズが不明なため各年度１人を見込みます。

利用者数	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	人/月	—	—	—	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画値	日/月	—	—	—	1	1	1
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和５年度は、見込みの数値。

1) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込より判断して利用者数と利用量それぞれ令和5年度実績見込の数値で推移していくと見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	12	14	14	10	10	10
実績値	人/月	9	10	10	—	—	—
計画と実績の差		△3	△4	△4			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	216	252	252	192	192	192
実績値	日/月	165	173	192	—	—	—
計画と実績の差		△51	△79	△60			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

2) -1 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和5年度実績見込で利用者数と利用量に各年度ばらつきがありますが、利用者数については令和5年度実績見込の人数を見込みます。また、利用量については令和2年度～令和5年度実績見込より一人当たり19日で見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	23	23	23	27	27	27
実績値	人/月	28	24	27	—	—	—
計画と実績の差		5	1	4			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	483	483	483	513	513	513
実績値	日/月	515	450	467	—	—	—
計画と実績の差		32	△33	△16			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㌠-2 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込より利用者数は年々増加傾向になっています。利用者数は毎年度5人増加すると見込み、利用量は一人当たり18日と見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	156	161	166	182	187	192
実績値	人/月	149	160	177	—	—	—
計画と実績の差		△7	△1	11			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,808	2,898	2,988	3,276	3,366	3,456
実績値	日/月	2,765	2,886	3,233	—	—	—
計画と実績の差		△43	△12	245			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㌠ 就労定着支援

一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和4年度実績と令和5年度実績見込より令和6年度は令和5年度実績見込と同数で見込みます。令和7年度以降は、一般就労に移行した方が利用することを見込み、毎年度1人増を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	3	3	1	2	3
実績値	人/月	2	1	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△2	△2			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

わ)療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

【見込み量の算出根拠】

令和5年度実績見込の利用者数が今後も利用するとして同数を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	8	8	8	9	9	9
実績値	人/月	8	8	9	—	—	—
計画と実績の差		0	0	1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

● 短期入所（ショートステイ）合計（福祉型・医療型）

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	23	25	25	26	28	30
実績値	人/月	12	17	23	—	—	—
計画と実績の差		△11	△8	△2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	70	76	76	142	154	166
実績値	日/月	52	82	120	—	—	—
計画と実績の差		△18	6	44			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㌸-1 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含め、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度については新型コロナウイルス流行の影響で利用者数と利用量は停滞していましたが、令和5年度以降は利用者数と利用量ともに増加することを想定し、利用者数については毎年度2人増、利用量については1人あたり6日利用で見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	20	22	22	22	24	26
実績値	人/月	7	13	20	—	—	—
計画と実績の差		△13	△9	△2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	62	68	68	132	144	156
実績値	日/月	42	74	111	—	—	—
計画と実績の差		△20	6	43			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

㌸-2 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間受け入れる医療型の施設です。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込の平均から利用者数は各年度4人、利用量は各年度10日として見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	3	3	4	4	4
実績値	人/月	5	4	3	—	—	—
計画と実績の差		2	1	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	8	8	8	10	10	10
実績値	日/月	10	8	9	—	—	—
計画と実績の差		2	0	1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

③居住系サービス

7) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

これまでに利用実績はないが、今後施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行希望者が利用すると想定し、令和8年度に1人見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	1	0	0	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込より利用者数は年々増加しており、今後も増加していくと見込みます。令和4年度実績から令和5年度実績見込の増加者数4人が年度ごとに増えていくと見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	37	39	41	55	59	63
実績値	人/月	42	47	51	—	—	—
計画と実績の差		5	8	10			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

ウ) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績と令和5年度実績見込では微増しておりますが、地域生活への移行も考え、利用者数は令和6年度については令和5年度と同数を見込み、令和7年度以降は毎年度1人減を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	58	57	56	61	60	59
実績値	人/月	59	61	61	—	—	—
計画と実績の差		1	3	5			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

④相談支援

ア) 計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス等利用計画」の作成を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度～令和4年度実績平均より毎年増加になることが想定されます。今後の障害福祉サービスの利用申請についても増加になると見込み、令和5年度実績見込から毎年度ごとに10名増加で見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	94	104	114	121	131	141
実績値	人/月	92	95	111	—	—	—
計画と実績の差		△2	△9	△3			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

イ) 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和元年度の利用実績以降、利用者はいませんが、今後地域生活への移行が進むものと見込まれるため各年度1人の利用を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ロ) 地域定着支援

居宅で一人暮らししている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

これまで利用実績はありませんが、今後地域生活への移行が進むものと見込まれるため各年度1人の利用を見込みます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

⑤ サービス見込量確保のための方策

本町では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本町のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

【障害福祉サービスの実績及び見込み一覧】

			単位	実績値			計画値		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系	居宅介護	利用者	人/月	66	68	74	80	86	92
		利用量	時間/月	807	786	778	840	903	966
	重度訪問介護	利用者	人/月	3	3	4	4	4	4
		利用量	時間/月	323	337	710	710	710	710
	行動援護	利用者	人/月	2	1	2	2	2	2
		利用量	時間/月	17	15	31	31	31	31
	同行援護	利用者	人/月	23	25	25	27	29	31
		利用量	時間/月	576	644	652	702	754	806
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	100	96	99	99	99	99
		利用量	日/月	1,990	1,932	2,015	2,015	2,015	2,015
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	0	2	1	1	1	1
		利用量	日/月	0	33	23	23	23	23
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	3	3	5	5	5	5
		利用量	日/月	48	43	61	61	61	61
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
		利用量	日/月	0	0	0	1	1	1
	就労移行支援	利用者	人/月	9	10	10	10	10	10
		利用量	日/月	165	173	192	192	192	192
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	28	24	27	27	27	27
		利用量	日/月	515	450	467	513	513	513
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	149	160	177	182	187	192
		利用量	日/月	2,765	2,886	3,233	3,276	3,366	3,456
	就労定着支援	利用者	人/月	2	1	1	1	2	3
	療養介護	利用者	人/月	8	8	9	9	9	9
	短期入所 (福祉型)	利用者	人/月	7	13	20	22	24	26
		利用量	日/月	42	74	111	132	144	156
	短期入所 (医療型)	利用者	人/月	5	4	3	4	4	4
		利用量	日/月	10	8	9	10	10	10
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	0	0	0	0	1
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	42	47	51	55	59	63
	施設入所支援	利用者	人/月	59	61	61	61	60	59
その他	計画相談支援	利用者	人/月	92	95	111	121	131	141
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 地域生活支援事業（市町村事業）

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

① 必須事業

7) 相談支援事業

7)-1 障害者相談支援事業

障がいのある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、自立支援協議会の運営等を行います。

【実施に関する考え方】

障がい者相談支援事業を委託し、障がい者等からのさまざまな相談に対し、必要な支援に努めています。今後も委託による事業実施を継続します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

7)-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。

【実施に関する考え方】

町役場保健福祉課に基幹相談支援センターを設置し、障がい者等からのさまざまな相談に対し、関係機関等とも連携を図りながら必要な支援に努めています。

利用者数は、令和5年度の利用者数を令和6年度以降も見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

利用実人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	126	132	138	203	203	203
実績値	人/年	209	197	203	—	—	—
計画と実績の差		83	65	65			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

イ) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

【実施に関する考え方】

今後も、障がい者の高齢化等により事業利用のニーズが出てくる可能性があります。そのため、令和5年度の助成見込に1人を加えた5人を令和6年度以降は見込みます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	2	3	3	5	5	5
実績値	人/年	3	4	4	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ウ) 意思疎通支援事業

ウ)-1 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

「手話通訳者の派遣」、「要約筆記奉仕員の派遣」等を行う事業です。本町に登録された手話通訳者・要約筆記者を、障がい者からの依頼により派遣しています。

【実施に関する考え方】

利用者は固定化しているため、令和4年度の利用者が継続して利用すると見込みます。

実利用件数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	件/年	9	9	9	11	11	11
実績値	件/年	9	11	11	—	—	—
計画と実績の差		0	2	2			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ウ)-2 手話通訳者設置事業

町役場保健福祉課に聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を1人設置しています。また、設置手話通訳者は、手話通訳者派遣の際のコーディネーターも行っています。

【実施に関する考え方】

現行の取組体制(設置1名を町役場に配置)を継続実施します。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

1) 日常生活用具給付事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がい者の希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種 類	内 容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

日常生活用具給付事業

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	542	542	542	555	555	555
実績値	人/年	587	540	554	—	—	—
計画と実績の差		45	△2	12			

※日常生活用具給付事業は、「①介護・訓練支援用具」、「②自立生活支援用具」、「③在宅療養等支援用具」、「④情報・意思疎通支援用具」、「⑤排泄管理支援用具」、「⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)」の合算。

1)-1 介護・訓練支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	3	4	4	4
実績値	人/年	4	4	4	—	—	—
計画と実績の差		1	1	1			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

1)-2 自立生活支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	8	8	8	6	6	6
実績値	人/年	7	5	6	—	—	—
計画と実績の差		△1	△3	△2			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

Ⅰ)-3 在宅療養等支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	8	8	8	12	12	12
実績値	人/年	10	14	12	—	—	—
計画と実績の差		2	6	4			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

Ⅰ)-4 情報・意思疎通支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	14	14	14	12	12	12
実績値	人/年	17	10	12	—	—	—
計画と実績の差		3	△4	△2			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

Ⅰ)-5 排泄管理支援用具

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	508	508	508	520	520	520
実績値	人/年	549	507	520	—	—	—
計画と実績の差		41	△1	12			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

Ⅰ)-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	1	1	1	1	1
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	△1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

わ) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、手話奉仕員としての技術と知識を有する人材を養成する手話奉仕員養成講座を近隣市町と合同で実施しています。

【実施に関する考え方】

手話奉仕員養成講座の期間は、令和4年度より入門編、基礎編に分けて2年間かけて実施しています。令和3年度は養成講座中止のため0。令和4年度は入門編のため修了者は0人、令和5年度は基礎編受講生の人数5人。令和6年度以降は、令和4年度・5年度の実施状況を基に修了者を見込みました。

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	6	0	0	6	0
実績値	人/年	0	0	6	—	—	—
計画と実績の差		0	△6	6			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

か) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。

【実施に関する考え方】

利用者数は令和2年度～令和4年度の実績平均から30人を見込みます。利用時間は、令和2年度実績から令和4年度実績の1人あたりの平均利用時間の増加率1.2を乗じて67時間／1人あたりとし2,010時間を見込みます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	43	43	43	30	30	30
実績値	人/年	31	29	30	—	—	—
計画と実績の差		△12	△14	△13			

延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	2,344	2,344	2,344	2,010	2,010	2,010
実績値	時間/年	1,390	1,637	2,010	—	—	—
計画と実績の差		△954	△707	△334			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

※移動支援事業は「個別支援型」と「車両移送型」を実施。「グループ支援型」は実施予定なし。

㌾) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がい者が地域で日中活動できる場(居場所)を作るために、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

【基礎的事業】 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。	+	【機能強化事業】 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。
		〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
		〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
		〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

【実施に関する考え方】

今後も事業を継続し、障がい者の日中活動の場を提供します。

利用者数は、令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少しましたが、令和6年度以降は利用者もコロナ禍前の状態に戻ることを見込み令和5年度実績と同人数としました。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	15	15	15	12	12	12
実績値	人/年	5	10	12	—	—	—
計画と実績の差		△10	△5	△3			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

②任意事業

7) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。本事業は、事業所への委託により実施しています。

【実施に関する考え方】

実施箇所数（登録事業者数）は、令和6年度以降もこれまでと同じ17か所を見込みます。
利用者数は、令和2年度～令和4年度の実績と同人数を見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	17	17	17	17	17	17
実績値	箇所	17	17	17	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	32	34	36	18	18	18
実績値	人/年	18	18	18	—	—	—
計画と実績の差		△14	△16	△18			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

1) レクリエーション活動等支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、また障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

【実施に関する考え方】

今後も事業を継続します。利用者数は、令和5年度の実績人数が令和6年度以降も推移することを見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	12	14	10	10	10
実績値	人/年	9	9	10	—	—	—
計画と実績の差		△1	△3	△4			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ウ) 点字・声の広報事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、事業の紹介、生活情報などの情報提供を定期的に行います。本事業は町社会福祉協議会への委託で実施します。

【実施に関する考え方】

今後も事業を継続します。利用者数は、令和3年度以降増減がないため、令和6年度以降も同じ利用者数を見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	16	16	16	16	16	16
実績値	人/年	16	16	16	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

(3) 地域生活支援促進事業（市町村事業）

地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、より促進すべき事項として国が定めた事業です。

7) 障害者虐待防止対策支援事業

7)-1 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

【実施に関する考え方】

年に1回開催することを見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	0	0	0	1	1	1
実績値	箇所	0	1	1	—	—	—
計画と実績の差		0	1	1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

イ) 成年後見制度普及啓発事業

【実施に関する考え方】

年に1回開催することを見込みます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	—	—	—	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ロ) 医療的ケア児等総合支援事業

ロ-1 医療的ケア児等の協議の場の設置

【実施に関する考え方】

年に1回開催することを見込みます。

研修開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	1	1	1	1	1	1
実績値	回数	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△1	△1	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

ロ-2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

【実施に関する考え方】

令和6年度配置を見込みます。

配置数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	0	0	1	1	1	1
実績値	人/年	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

1) 発達障害児者及び家族等支援事業

1)-1 家族のスキル向上支援事業

ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラム

【実施に関する考え方】

年に2回開催し、1回あたり6人受講すると見込みます。

開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回数	1	2	2	2	2	2
実績値	回数	1	2	2	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	20	20	12	12	12
実績値	人/年	6	14	10	—	—	—
計画と実績の差		△4	△6	△10			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援事業（必須事業）の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値			
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
相談支援事業									
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
	基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	
		実利用人数	人/年	209	197	203	203	203	203
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	3	4	4	5	5	5	
意思疎通支援事業									
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	実利用件数	件/年	9	11	11	11	11	11	
	手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	587	540	554	555	555	555
	自立生活支援用具	実利用人数	人/年	4	4	4	4	4	4
	在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	7	5	6	6	6	6
	在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	10	14	12	12	12	12
	情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	17	10	12	12	12	12
	排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	549	507	520	520	520	520
	居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	実利用人数	人/年	0	0	0	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	0	6	0	6	0
移動支援事業	実利用人数	人/年	31	29	30	30	30	30	
	延利用時間	時間/年	1,390	1,637	2,010	2,010	2,010	2,010	
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	
	実利用人数	人/年	5	10	12	12	12	12	

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援事業（任意事業）の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	実施箇所数	箇所	17	17	17	17	17	17
	実利用人数	人/年	18	18	18	18	18	18
レクリエーション活動等支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	9	9	10	10	10	10
点字・声の広報事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	16	16	16	16	16	16

※令和5年度は、見込みの数値。

【地域生活支援促進事業（市町村事業）の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者虐待防止対策支援事業								
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数	箇所	0	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発事業	実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業								
医療的ケア児等の協議の場の設置	協議の場	箇所	0	0	1	1	1	1
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置数	人/年	0	0	0	1	1	1
発達障害児者及び家族等支援事業								
家族のスキル向上支援事業								
ペアレントプログラムやペアレントプログラム等の支援プログラム	開催数	回数	1	2	2	2	2	2
	実利用人数	人/年	6	14	10	12	12	12

※令和5年度は、見込みの数値。

第 6 章 第 3 期障がい児福祉計画

1. 成果目標

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

<障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備>

事 項	令和 4 年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所	43	43	43	43
認定こども園	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	27	27	27	27
幼稚園	24	23	25	24

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和 2 年度	国指針：令和 8 年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

■ 具体的な方法

町内に事業者による児童発達支援センターが令和 2 年度に設置されました。

② 保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

	構築時期	備 考
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和 3 年度	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

保育所等訪問支援を利用できる体制整備はできています。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	平成30年度	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

事業者による重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保できています。

④ 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和元年度	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされている

■ 設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	新規設置	令和元年度に保健、医療、福祉関係者との協議の場を単独設置。

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	○			

2. 第3期のサービス別見込量

(1) 障害児通所支援

7) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度からの過去3年間の利用者数は、年度によって増減があるため、令和6年度は、過去3年間実績平均値と令和5年度の見込み数の平均を見込みます。令和6年度以降は微増を見込み毎年度5人増を見込みます。

利用量は、過去3年間実績平均値の一人当たり平均利用日数(11.2日)を、令和6年度以降の利用者数の見込に乗じて見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	44	50	56	72	77	82
実績値	人/月	63	89	68	—	—	—
計画と実績の差		18	39	13			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	647	865	969	806	862	918
実績値	日/月	812	949	676	—	—	—
計画と実績の差		165	84	△293			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

8) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和6年度は、前年度利用者がサービスを継続利用するものと見込まれるため、令和5年度見込み数と同数としています。令和7年度以降は、利用ニーズが今後増えることを想定し利用者を1人増で見込みました。

利用量は、過去3年間実績平均値の一人当たり平均利用日数(7.1日)を、令和6年度以降の利用者数の見込に乗じて見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	3	3	3	4	4
実績値	人/月	2	2	3	—	—	—
計画と実績の差		0	△1	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	22	33	33	21	28	28
実績値	日/月	10	17	12	—	—	—
計画と実績の差		△12	△16	△21			

資料：保健福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

ウ) 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度からの過去3年間の利用者数は、令和3年度において微減があるものの、基本的に増加傾向にあります。令和3年度から令和5年度見込数において、毎年度約20人の増となっていることから、令和6年度以降は毎年度20人の増で見込みます。

利用量は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数(16.4日)を、令和6年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	154	164	171	206	226	246
実績値	人/月	147	165	186	—	—	—
計画と実績の差		△7	1	15			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,849	3,034	3,164	3,378	3,706	4,034
実績値	日/月	2,448	2,689	2,653	—	—	—
計画と実績の差		△401	△345	△511			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

エ) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和2年度からの過去3年間の利用者数は、年々増加傾向にあります。増加率は毎年度差があるため、令和2年度から令和5年度見込数の各前年度比増加数平均値(8増)を増加数と見込み、令和6年度以降の見込みに反映しています。

利用量は、過去3年間の1人あたりの平均利用日数(2.3日)を、令和6年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	35	37	39	51	59	67
実績値	人/月	23	39	43	—	—	—
計画と実績の差		△12	2	4			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	88	93	85	117	136	154
実績値	日/月	50	99	108	—	—	—
計画と実績の差		△38	6	23			

資料：保健福祉課 ・ 令和5年度は、見込みの数値。

わ) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から新しく導入されたサービスです。重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

令和 2 年度からの過去 3 年間(各年度 3 月サービス提供)の利用実績はありませんが、令和 4 年度において 3 月以外の月で利用実績があります。今後令和 4 年度同様にサービス利用の可能性があるため、令和 6 年度以降に 1 人を見込みました。

過去の実績と同数の利用日数(6 日)を見込みました。

利用者数	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	人/月	0	0	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	△1			

利用量	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	日/月	—	—	—	6	6	6
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：保健福祉課 ・ 令和 5 年度は、見込みの数値。

か) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。

【見込み量の算出根拠】

令和 2 年度からの過去 3 年間の利用者数は、令和 3 年度において微減があるものの、基本的に増加傾向にあります。令和 3 年度から令和 5 年度見込数において、毎年度約 6 人の増となっていることから、令和 6 年度以降は毎年度 6 人の増で見込みます。

利用者数	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値	人/月	75	92	109	96	102	108
実績値	人/月	65	66	90	—	—	—
計画と実績の差		△10	△26	△19			

資料：保健福祉課 ・ 令和 5 年度は、見込みの数値。

【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者	人/月	63	89	68	72	77	82
	利用量	日/月	812	949	676	806	862	918
医療型児童発達支援	利用者	人/月	2	2	3	3	4	4
	利用量	日/月	10	17	12	21	28	28
放課後等デイサービス	利用者	人/月	147	165	186	206	226	246
	利用量	日/月	2,448	2,689	2,653	3,378	3,706	4,034
保育所等訪問支援	利用者	人/月	23	39	43	51	59	67
	利用量	日/月	50	99	108	117	136	154
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用量	日/月	0	0	0	6	6	6
障害児相談支援	利用者	人/月	65	66	90	96	102	108

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本町では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。

実績の乏しいサービスについては利用の周知を図るほか、サービス提供事業所がないサービスについては、本町のサービス利用状況等の情報提供により事業者の参入促進を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、都市整備、障がい児・者の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の担当課を中心に関係課との連携を密にし、全庁的な計画の推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、町障がい者団体及び住民やボランティア等の理解・協力、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。このため、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。

また、近隣市町村とは広域的な調整が図られるよう連携します。

3. 人材の確保

本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障がいを予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業所等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組みます。また、国や県に対し、財政的支援とともに人材確保について要請していきます。

4. 計画の周知

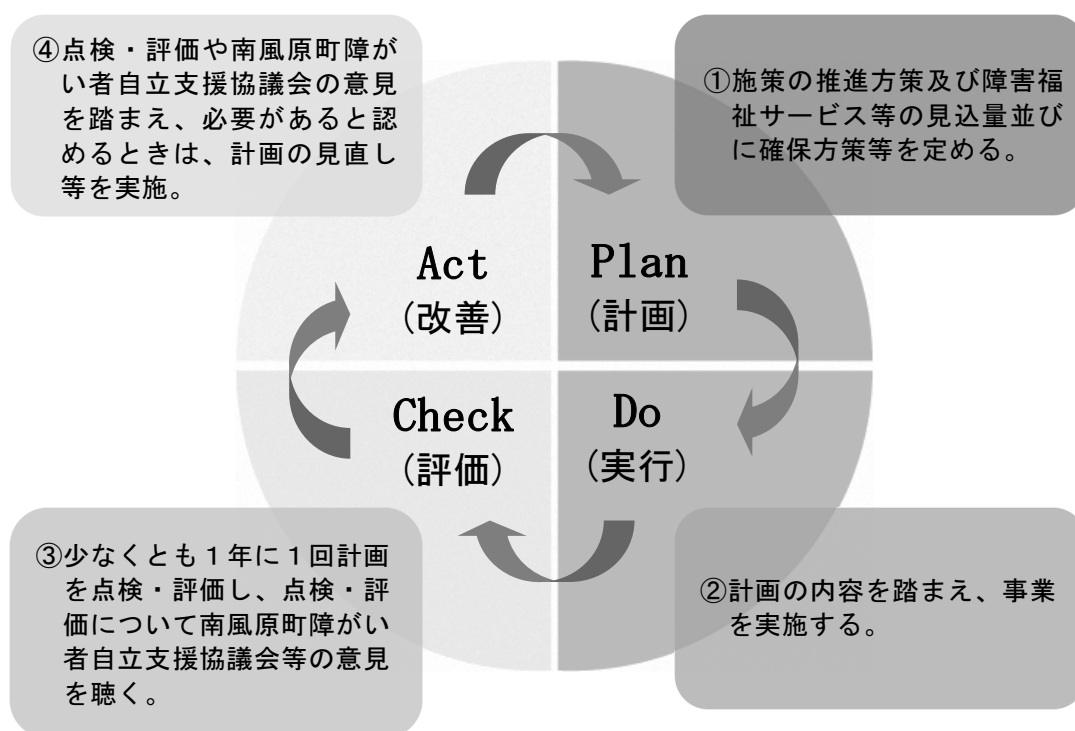
地域住民や事業所、関係機関・団体等が障がい及び障がい者に対する理解を深め、本計画の推進に積極的に関わり、各施策の効果的な展開を図るために、町の広報紙やホームページ等、適切な機会を活用して、本計画の周知を図ります。

5. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各々の取り組みの進捗管理が重要となります。また、障害者総合支援法(第88条の2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講ずるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に1回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、施策の点検・評価の結果を「南風原町障がい者自立支援協議会」に報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



資料編

■主なアンケート調査結果

(1)調査の目的

「第6次南風原町障がい者計画・第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者及び障がい児の実情やニーズ等必要な基礎資料を得ることを目的に、調査を実施した。

(2)調査対象

①障がい者

南風原町に住所を有し、令和5年4月1日現在で年齢が18歳以上～70歳未満の障害者手帳の交付がある者を調査対象とした。

②障がい児

南風原町に住所を有し、令和5年4月1日時点で年齢が18歳未満の障害者手帳の交付がある児童及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している児童の保護者を調査対象とした。

(3)調査方法

調査票(アンケート)の郵送による配布・回収としました。

(4)調査期間

令和5年9月21日～令和5年11月10日

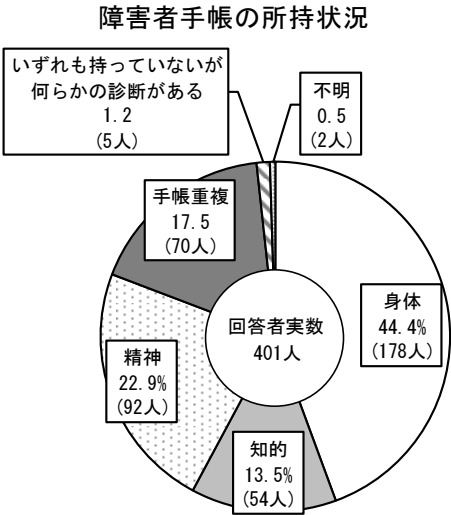
(5)配布・回収状況

	配布件数	回収数	回収率
身体障がい者	477 件	180 件	37.7%
知的障がい者	211 件	72 件	34.1%
精神障がい者	364 件	149 件	40.9%
障がい児	316 件	153 件	48.4%
合 計	1,368 件	554 件	40.5%

【障がい者調査結果】

1. 障害者手帳の種類

- 「身体障害者手帳」のみが44.4%と最も高く、次に「精神保健福祉手帳」のみが22.9%となる。
- 複数の手帳を所持する「手帳重複」が17.5%となる。

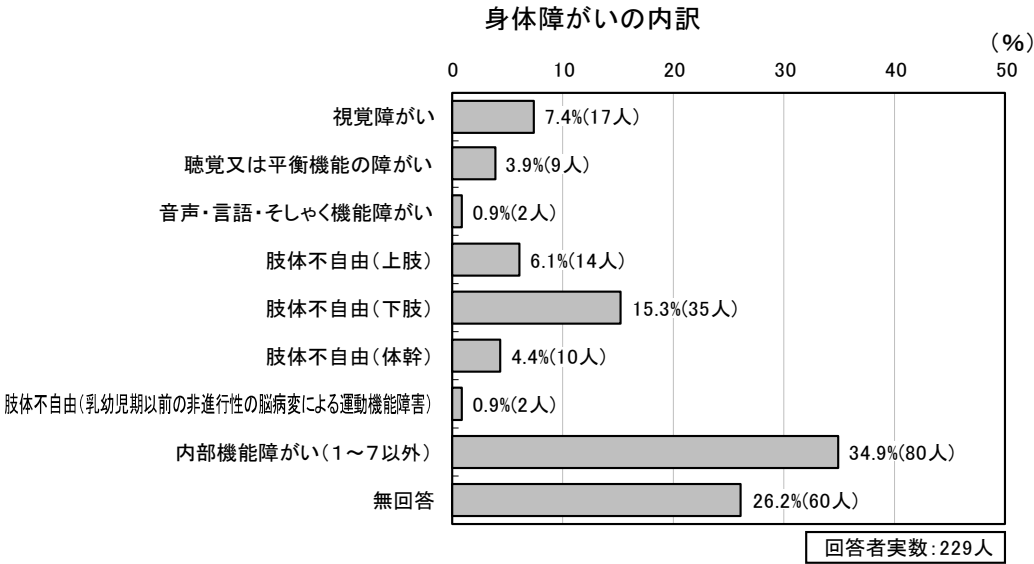


障害者手帳重複者

	人数
身体・知的	14 人
身体・精神	45 人
知的・精神	6 人
身体・知的・精神	5 人
回答者実数	70 人

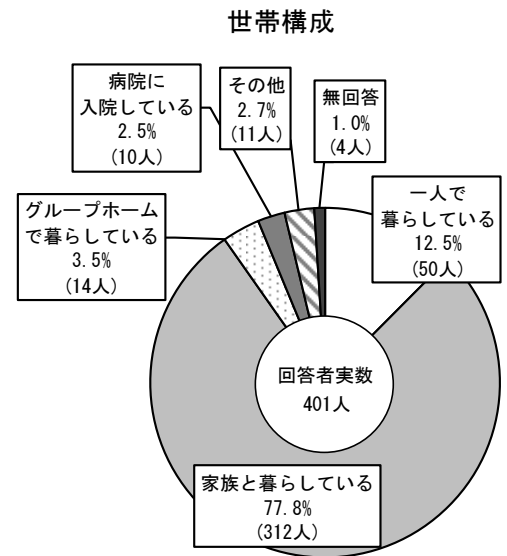
2. 身体障がいの内訳（複数回答）

- 「内部障がい」が34.9%、「肢体不自由」が26.7%で、両障がいで61.6%を占める。

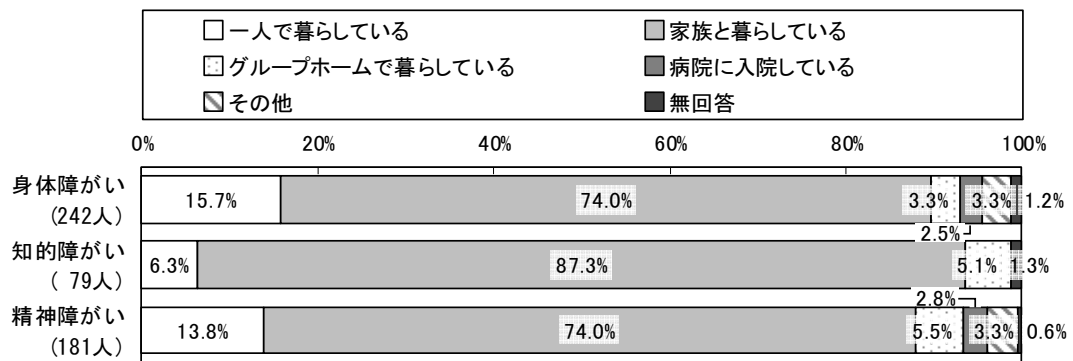


3. 世帯構成

- 「家族と暮らしている」が77.8%と大半を占め、次に「一人で暮らしている」が12.5%となる。



- 障がい別にみると、「一人で暮らしている」は「身体障がい」が15.7%と最も高い。

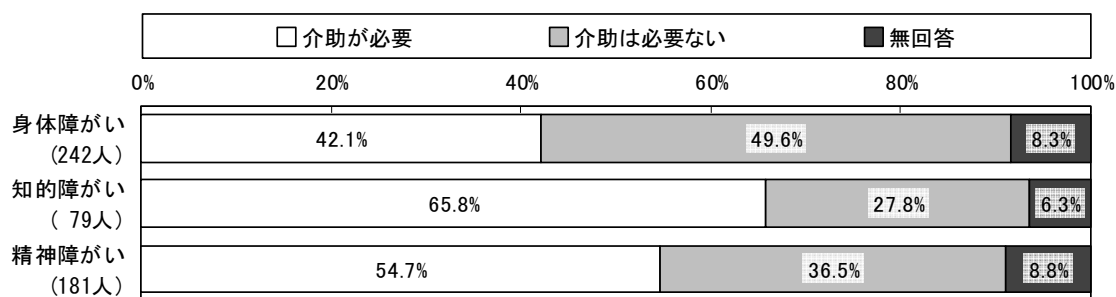
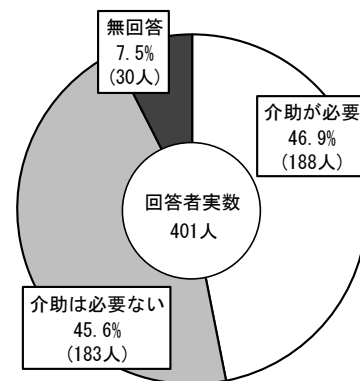


4. 日常生活の介助の必要性

- 「介助が必要」が46.9%となる。

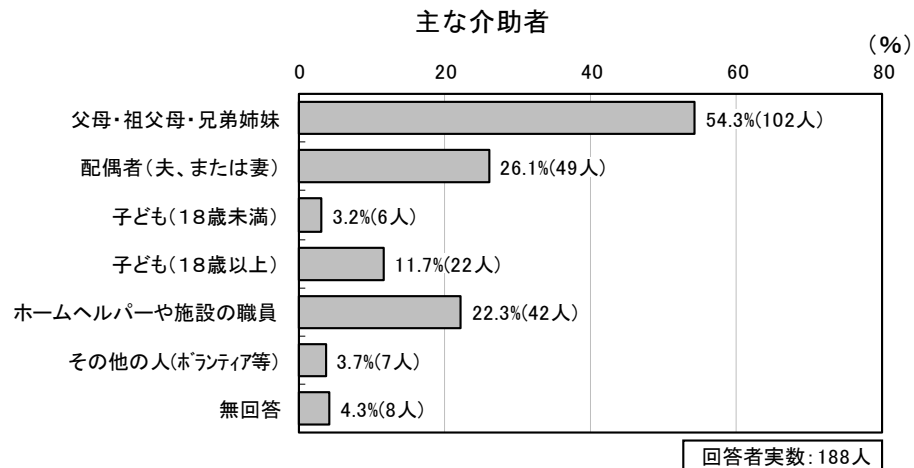
※「介助が必要」は、問4 日常生活の介助内容。(複数回答)より、
選択肢1～14のいずれかを選択したもので算出。

- 障がい別にみると、「介助が必要」は「知的障がい」が65.8%と最も高い。次に「精神障がい」が54.7%となる。

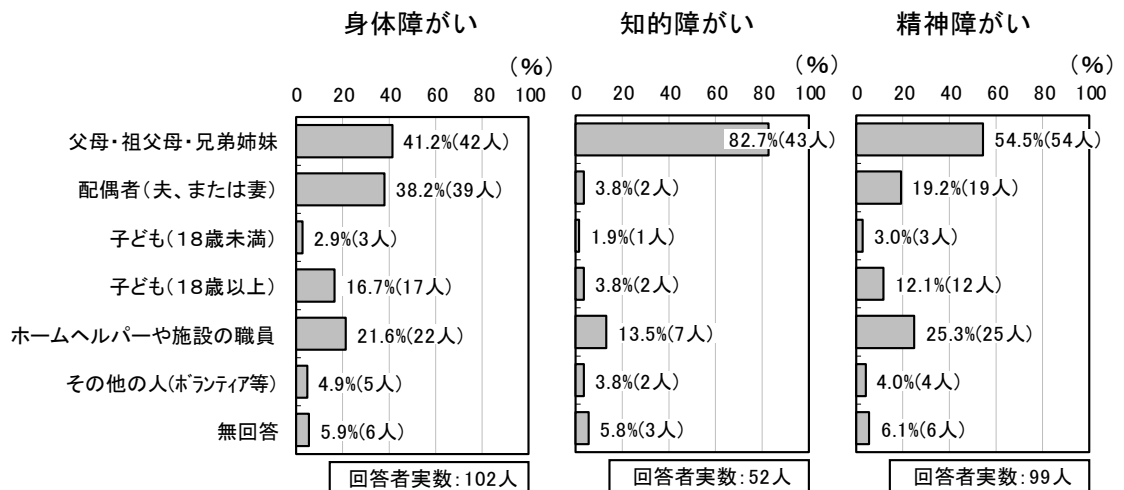


5. 主な介助者

- 介助が必要な方の主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 54.3%と最も高く、次に「配偶者（夫、または妻）」が 26.1%となる。
- 「ホームヘルパーや施設の職員」が主な介助者となっているケースが 22.3%ある。

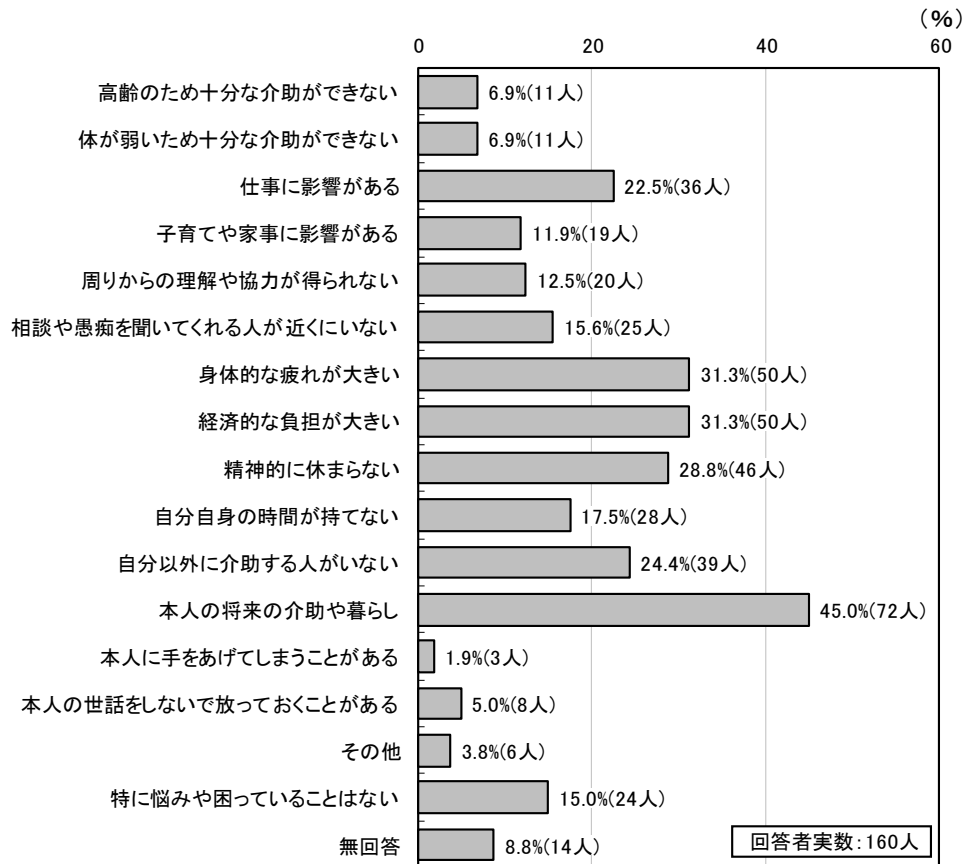


- 障がい別にみると、「身体障がい」と「精神障がい」の主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が最も高く、半数近くとなる。
- 「知的障がい」は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 82.7%と 8 割を占める。



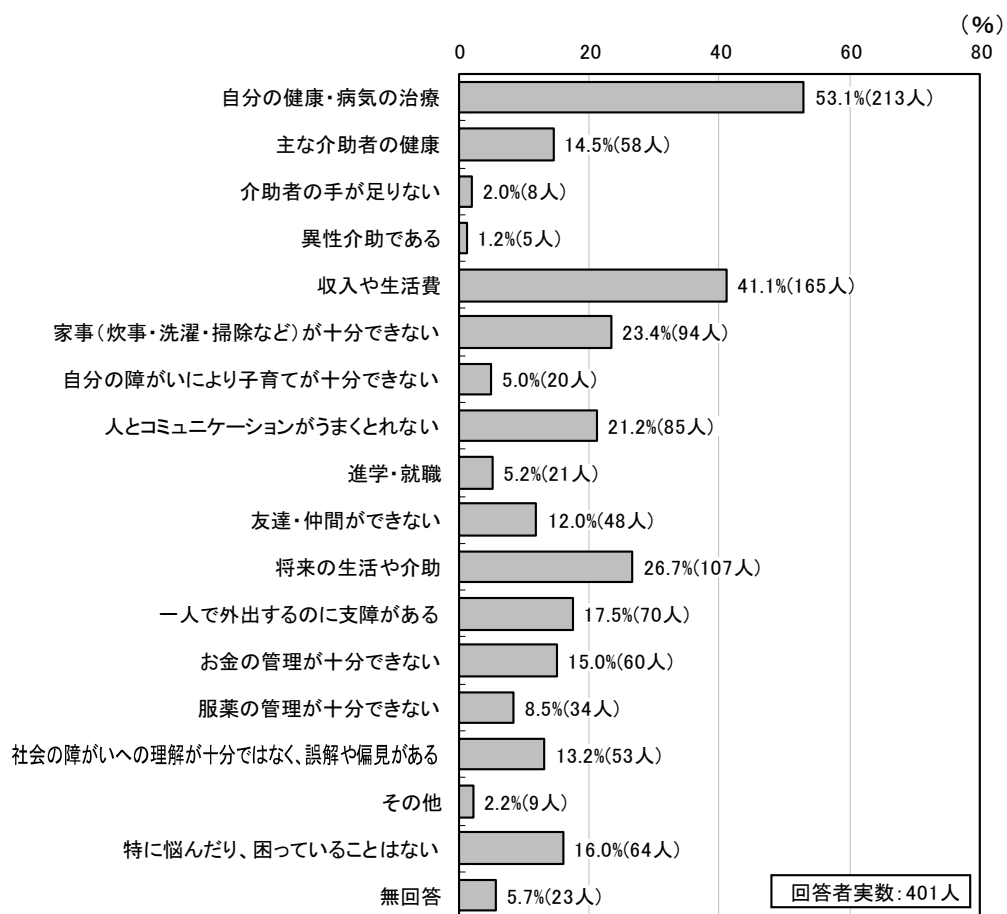
6. 主な介護者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「本人の将来の介護や暮らし」が45.0%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」、「経済的な負担が大きい」がともに31.3%、「精神的に休まらない」が28.8%となる。



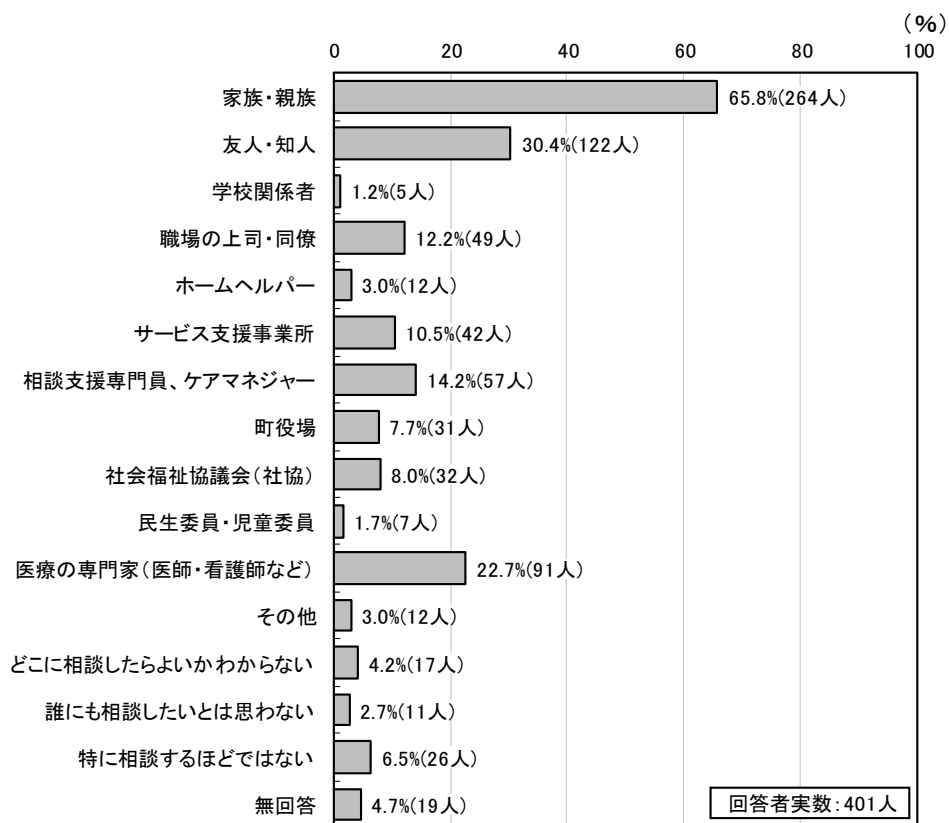
7. 障がいのある方本人が、日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 「自分の健康・病気の治療」が53.1%と最も高く、次に「収入や生活費」が41.1%、「将来の生活や介助」が26.7%となる。



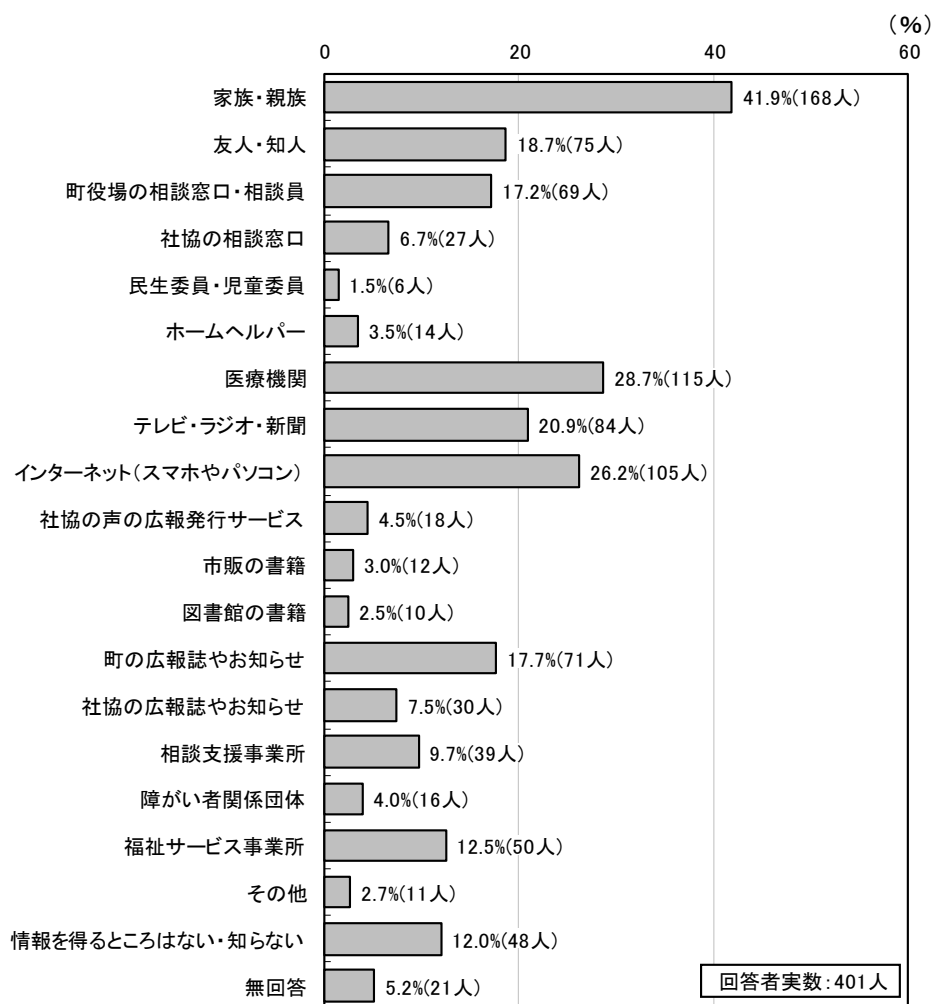
8. 悩みや困りごとの相談相手・相談先（複数回答）

- 「家族・親族」が65.8%と最も高く、次に「友人・知人」が30.4%、「医療の専門家(医師・看護師など)」が22.7%となる。
- 割合は低い「どこに相談したらよいかわからない」が4.2%、「誰にも相談したいとは思わない」が2.7%と悩みを抱え込んでいるケースもあると思われる。



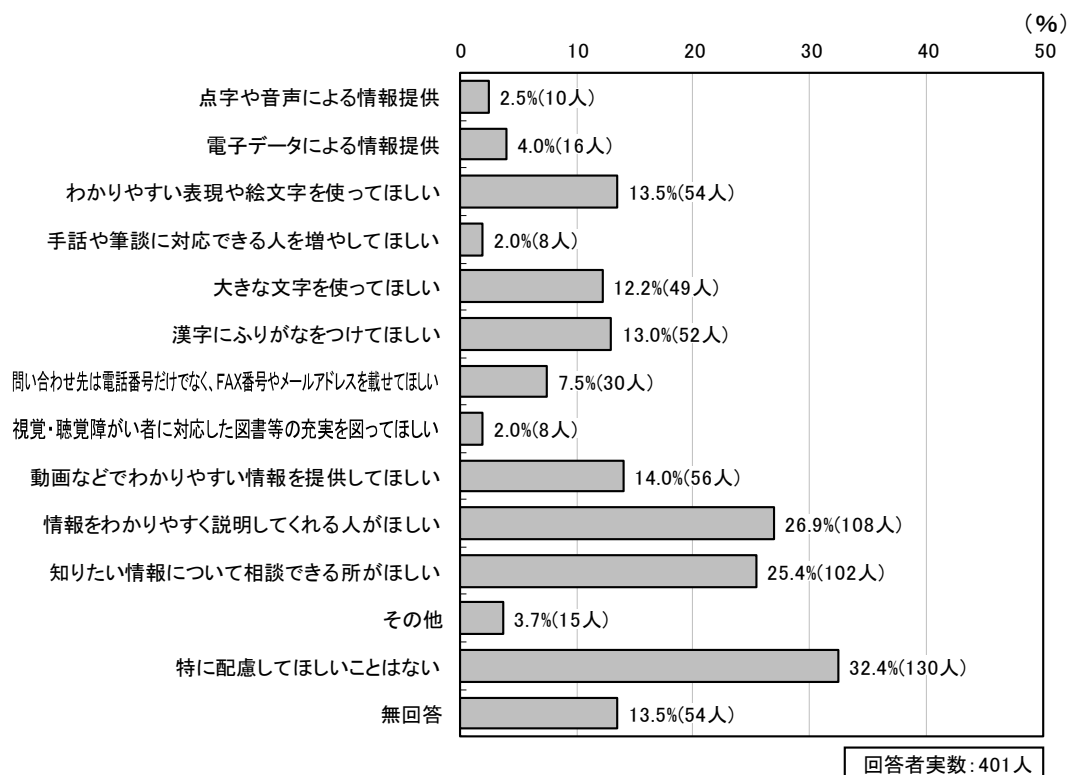
9. 情報の入手方法（複数回答）

- 福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親族」が 41.9%、「医療機関」が 28.7%と高い。次に「インターネット(スマホやパソコン)」が 26.2%となる。
- 「情報を得るところはない・知らない」が 12.0%となる。



10. 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

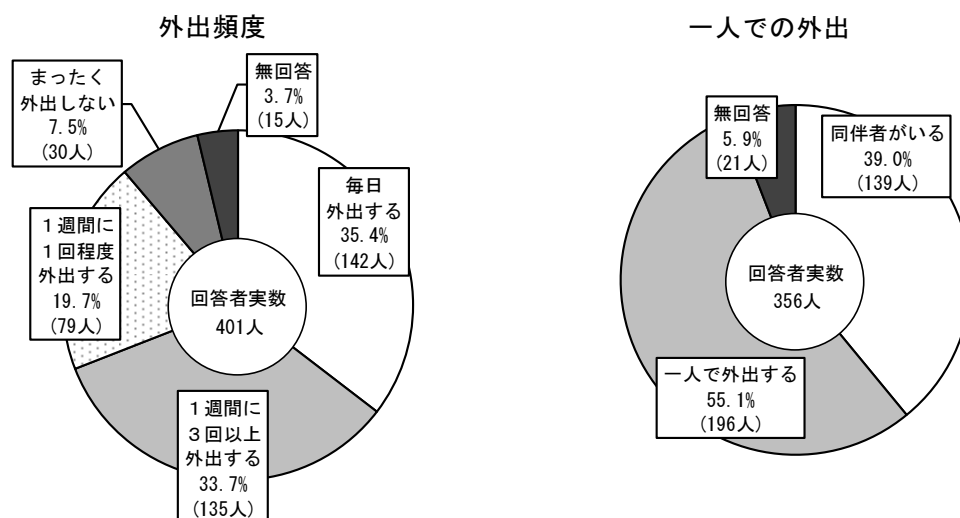
- 「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が26.9%、次に「知りたい情報について相談できる所がほしい」が25.4%と高く、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。



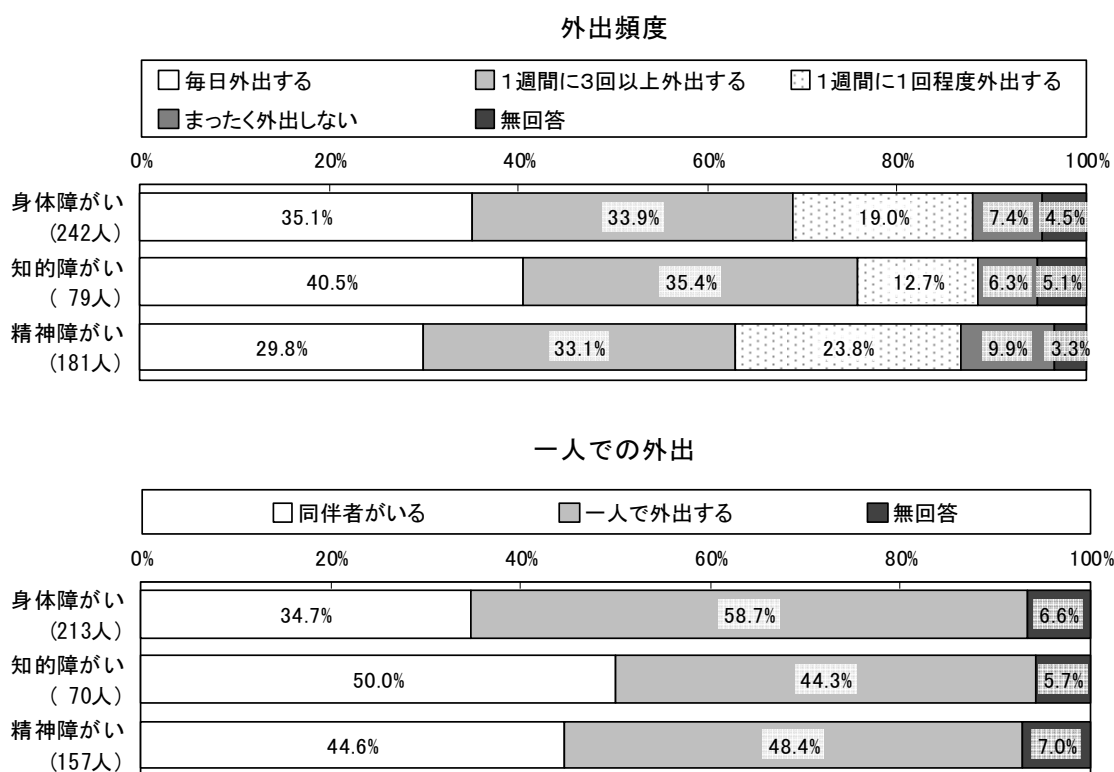
11. 外出の状況

- 1週間の外出頻度は、「毎日外出する」が 35.4%と高く、次いで、「1週間に3回以上外出する」が 33.7%、「1週間に1回程度外出する」が 19.7%となる。
- 「まったく外出しない」が 7.5%となる。
- 一人での外出は、「一人で外出する」が 55.1%、「同伴者がいる」が 39.0%と4割近くは同伴者と一緒に外出する。

※「同伴者がいる」は、問21 主な同伴者より、選択肢1～6のいずれかを選択したもので算出。

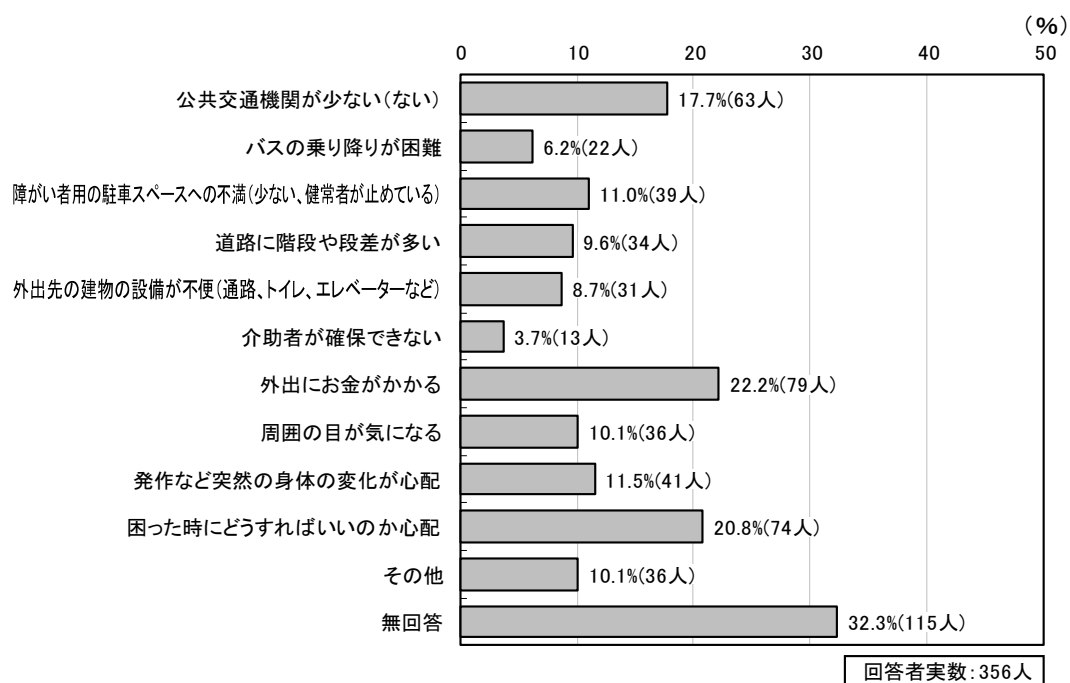


- 1週間の外出頻度を障がい別にみると、1回以上の外出は3障がいともほぼ同じとなる。
- 一人での外出を障がい別にみると、「同伴者がいる」は「知的障がい」が 50.0%と最も高く、次に「精神障がい」が 44.6%となる。



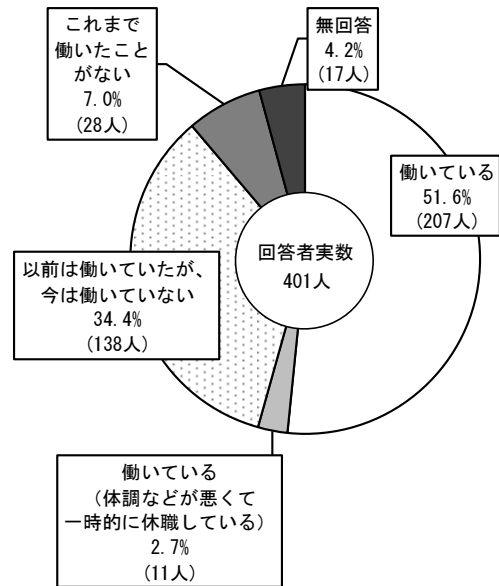
12. 外出する時に困ること（複数回答）

- 「外出にお金がかかる」が 22.2%、「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.8%、「公共交通機関が少ない（ない）」が 17.7%、となる。

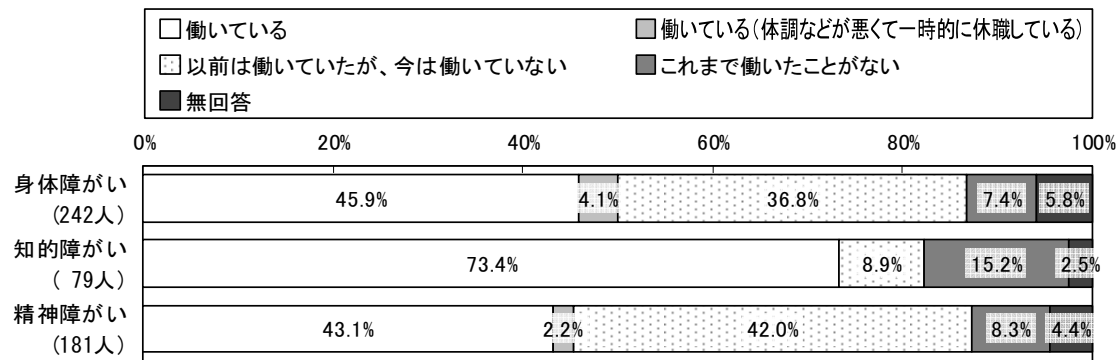


13. 就労状況

- 「働いている」が 51.6%で、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の 2.7%を合わせると、54.3%が現在働いている。

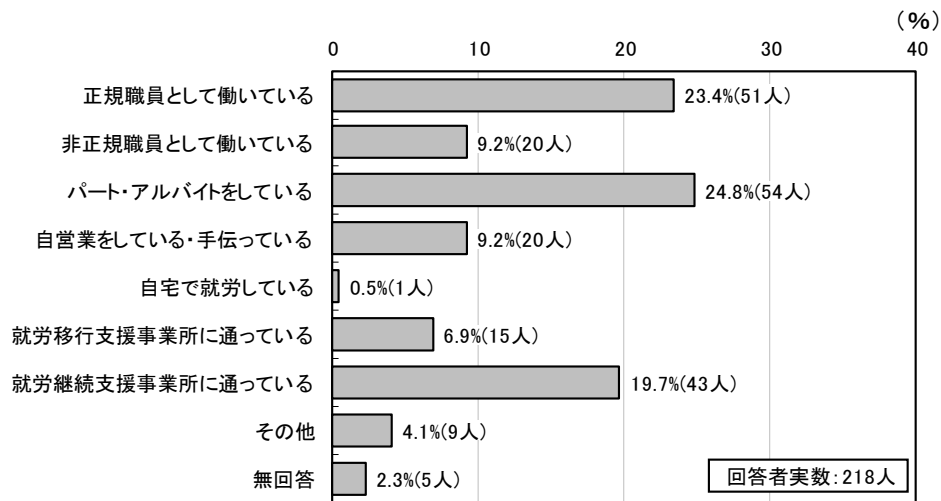


- 障がい別にみると、「働いている」は「知的障がい」が 73.4%と最も高く、次に「身体障がい」が 45.9%で、「精神障がい」が 43.1%となる。
- 「以前は働いていたが、今は働いていない」は「精神障がい」が 42.0%と最も高く、次に「身体障がい」が 36.8%、「知的障がい」が 8.9%となる。



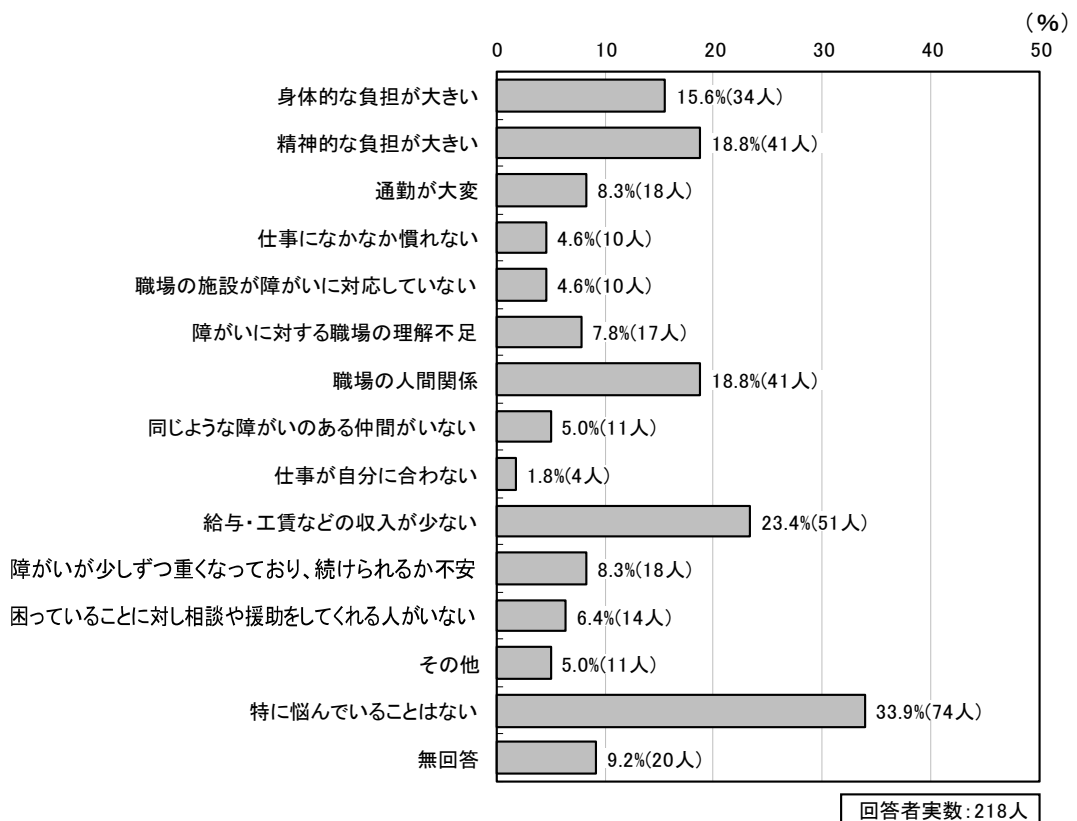
14. 就労形態

- 現在働いている方の就労形態は、「パート・アルバイトをしている」が24.8%と最も高く、次に「正規職員として働いている」が23.4%、「就労継続支援事業所に通っている」が19.7%となる。



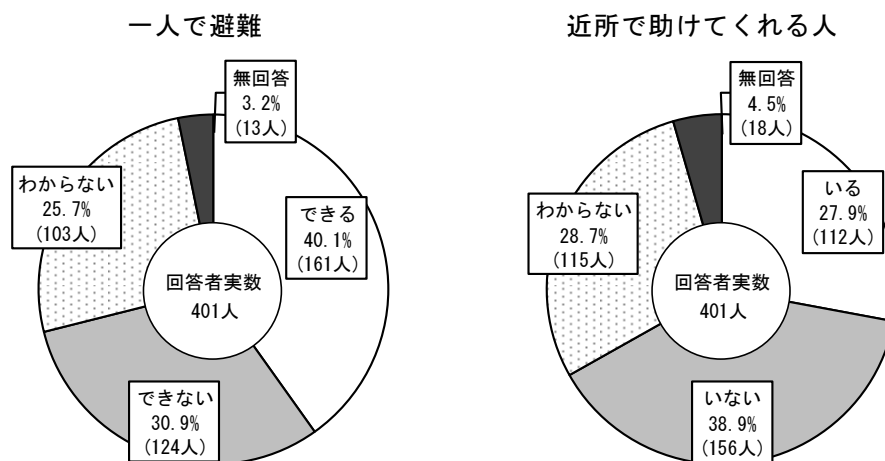
15. 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

- 「給与・工賃などの収入が少ない」が23.4%と高く、次に「精神的な負担が大きい」、「職場の人間関係」がともに18.8%、「身体的な負担が大きい」が15.6%となる。



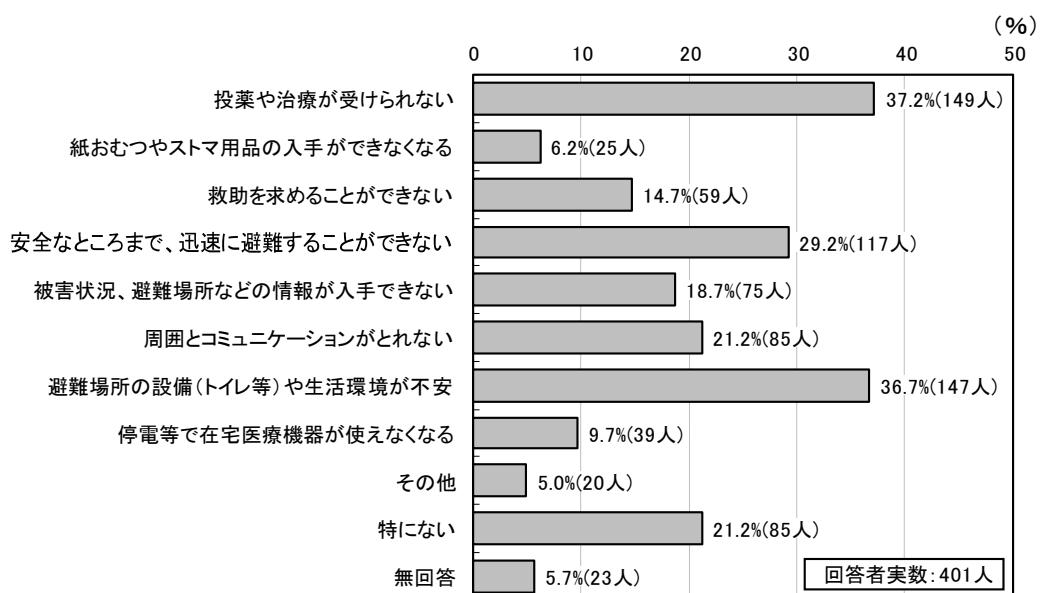
16. 火事や地震、台風等の災害時の避難について

- 一人での避難については、「できる」が40.1%、「できない」が30.9%、「わからない」が25.7%となる。
- 避難の際に近所で助けてくれる人の有無については、「いる」が27.9%、「いない」が38.9%、「わからない」が28.7%となる。



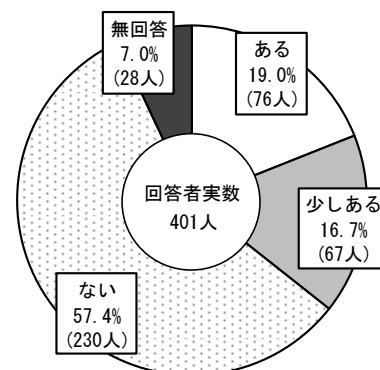
17. 災害時に困ること（複数回答）

- 「投薬や治療が受けられない」が37.2%と高く、次に「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が36.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が29.2%となる。



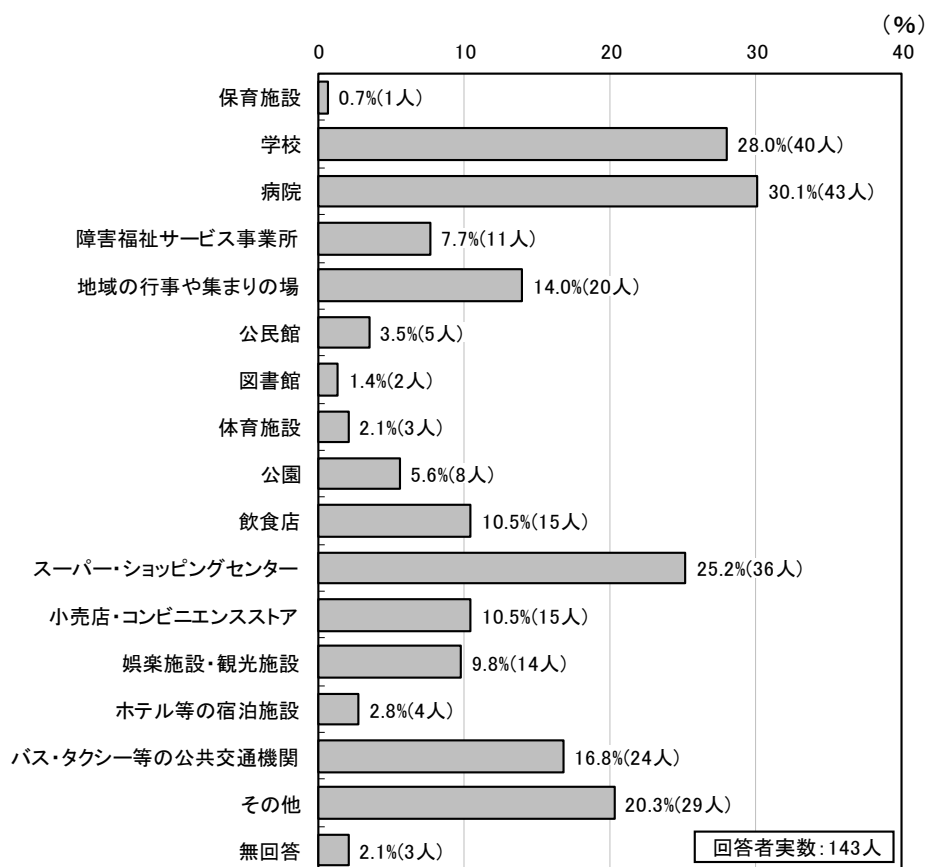
18. 差別や嫌な思いの経験

- 「ある」が19.0%、「少しある」が16.7%でこれらを合わせると差別等の経験があるのは35.7%となる。



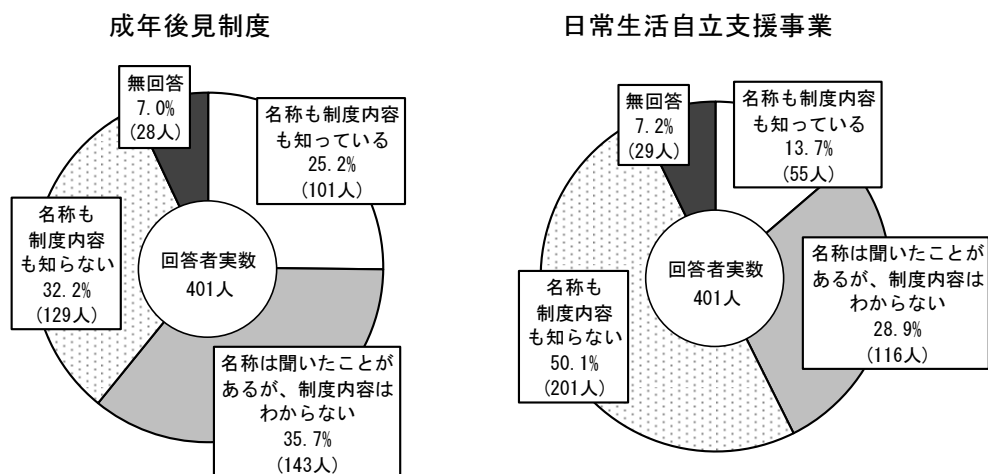
19. 差別や嫌な思いをした場所

- 差別等の経験をした場所は、「病院」が30.1%と高く、次に「学校」が28.0%、「スーパー・ショッピングセンター」が25.2%となる。

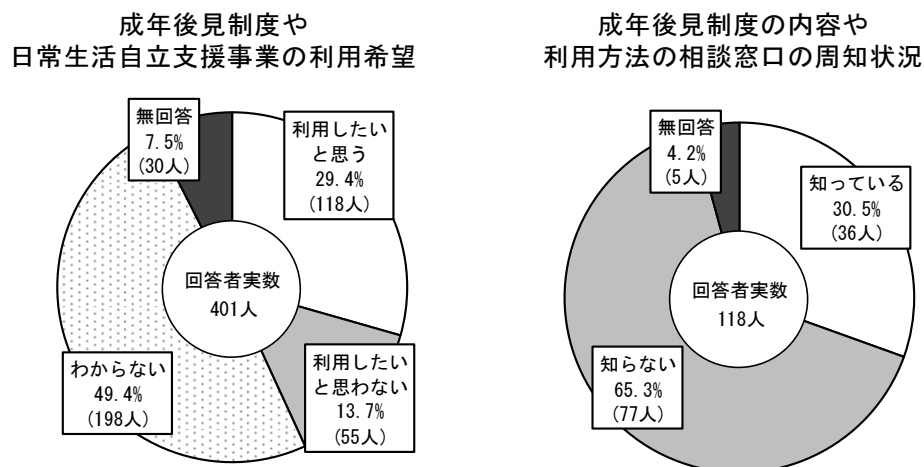


20. 成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知度

- 成年後見制度について、「名称も制度内容も知らない」が32.2%となる。
- 日常生活自立支援事業について、「名称も制度内容も知らない」が50.1%となる。

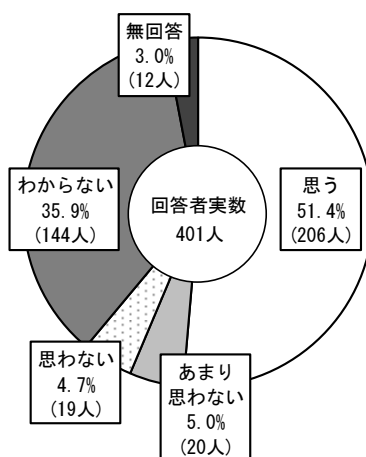


- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用希望は、「利用したいと思う」が29.4%と3割程度となる。
- 成年後見制度の内容や利用方法の相談窓口について、利用したいと思う人を対象に窓口の周知状況を聞いたところ、「知らない」が65.3%と6割以上は知らない。



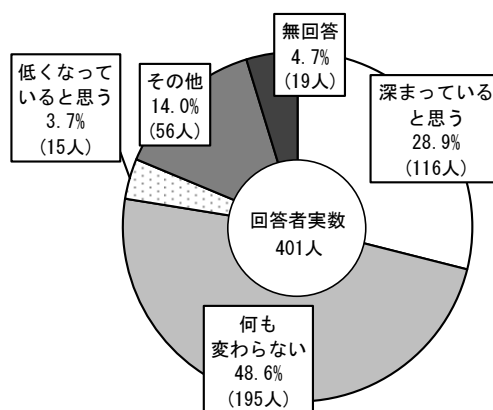
21. 南風原町の暮らしやすさ

- 暮らしやすいと「思う」が51.4%となる。
- 「あまり思わない」と「思わない」を合わせた、9.7%が暮らしやすいとは思っていない。



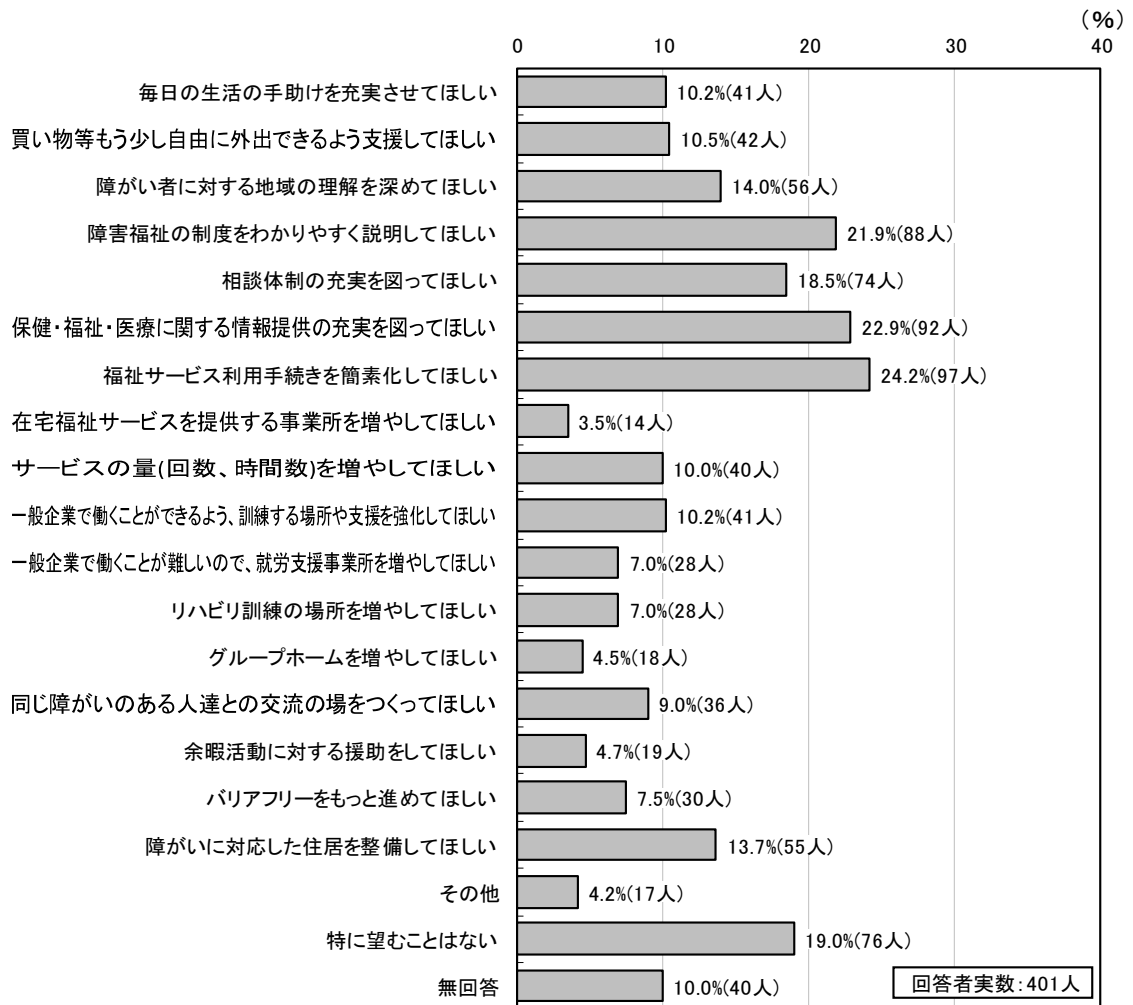
22. 障がい者に対する地域の理解・認識の深まり

- 5年前と比べて「何も変わらない」が48.6%、次に「深まっていると思う」が28.9%、「低くなっている」が3.7%となる。



23. 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

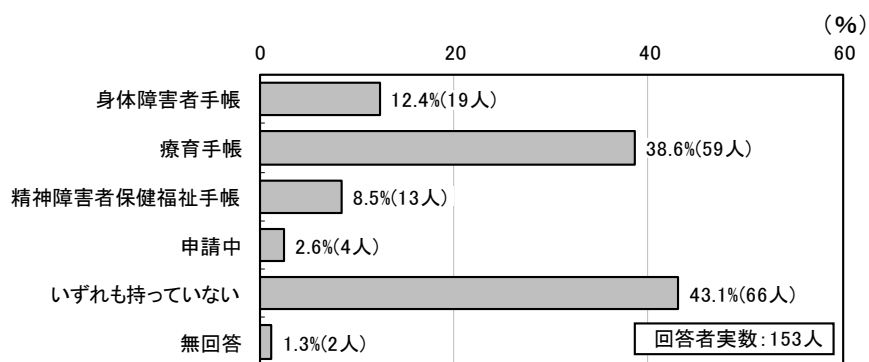
●「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が24.2%と高く、次に「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が22.9%、「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が21.9%で、制度の理解に対する支援とともに、サービス利用手続きの簡素化や情報提供の充実を求める方が多い。



【障がい児調査結果】

1. 障害者手帳の所持状況（複数回答）

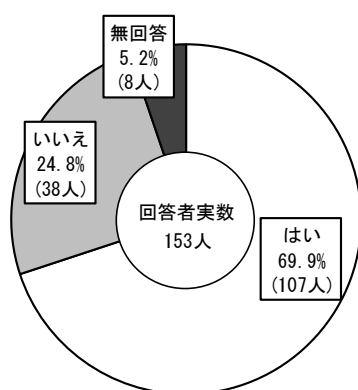
- 「いずれも持っていない」が43.1%と最も高い。
- 手帳所持者の中では「療育手帳」が38.6%と高く、次に「身体障害者手帳」が12.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が8.5%となる。



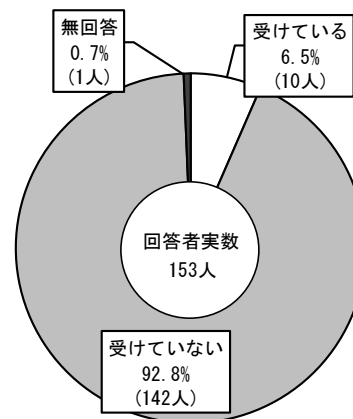
2. 発達障がいの診断・医療的ケアの有無

- 発達障がいと診断されている児童（「はい」）が69.9%と多く、「いいえ」が24.8%となる。
- 日常的に医療的ケアを「受けている」が6.5%となる。

発達障がいの診断の有無

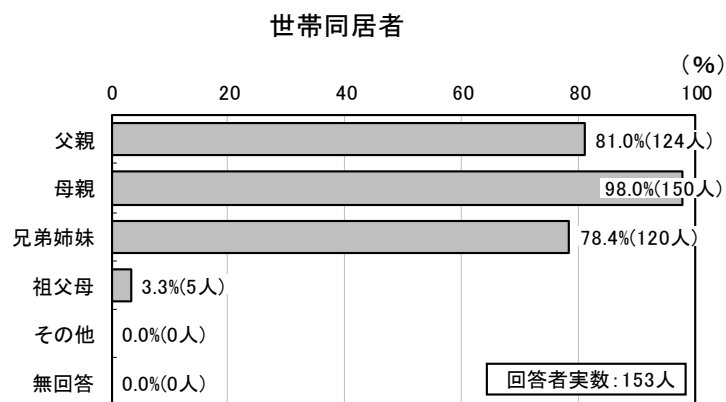


医療的ケアの有無

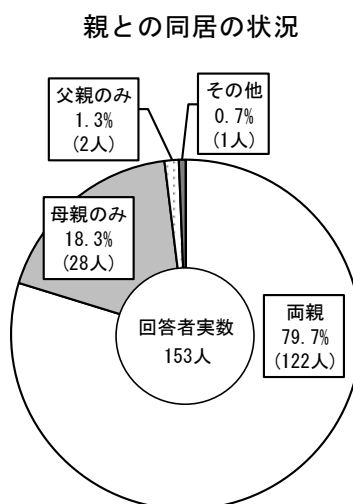


3. 世帯同居者（複数回答）

●障がいのある児童と一緒に暮らしているのは、「母親」が98.0%、「父親」が81.0%、「兄弟姉妹」が78.4%となる。また、「祖父母」が3.3%と低いことから、多くが核家族世帯であると推測する。

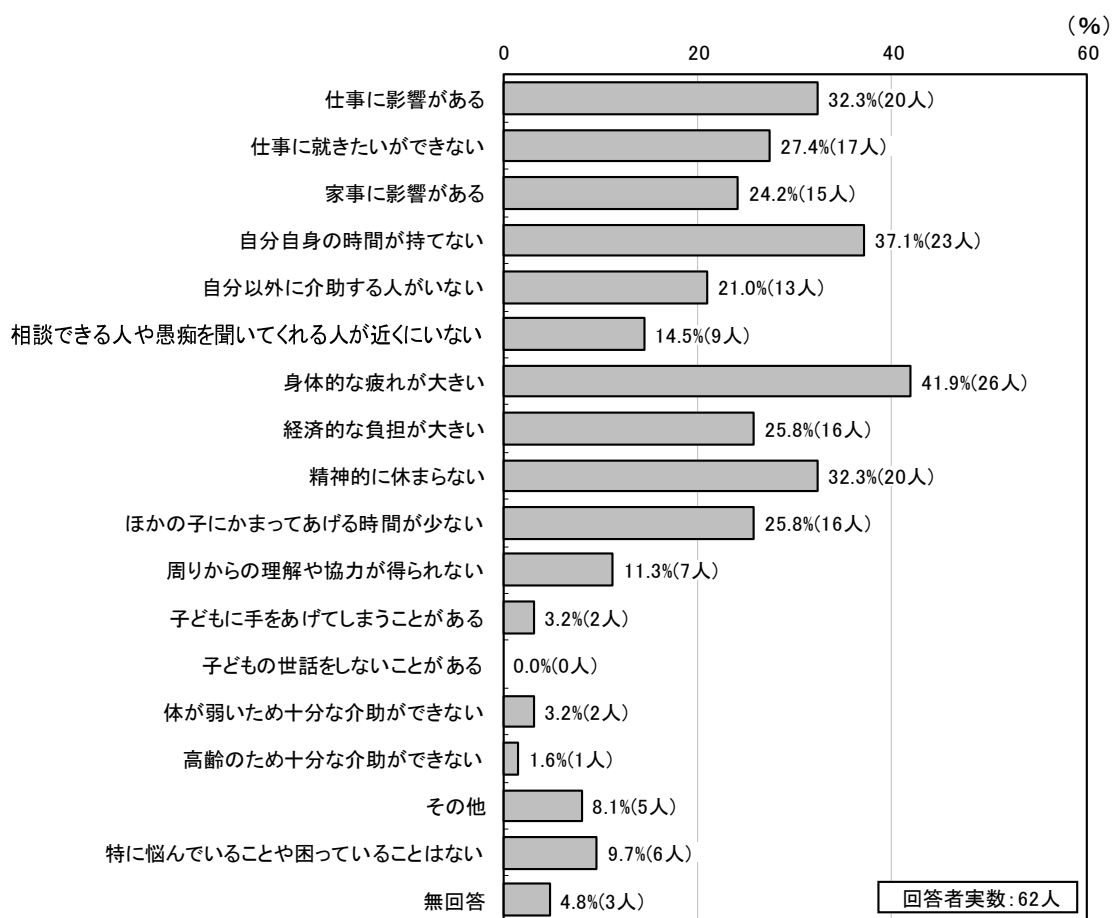


●親との同居については、「両親」と同居が79.7%とほとんどであるが、「母親のみ」が18.3%、「父親のみ」が1.3%で、19.6%がひとり親の家庭である。



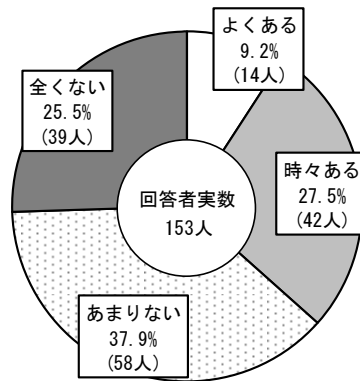
4. 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

- 身体的な負担や自分の時間をつくれないうこと及び経済面で悩んでいる介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした悩みの軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。
- 「精神的に休まらない」が32.3%と高く、「ほかの子にかまってあげる時間がない」が25.8%あることから、子育てに関する相談支援も大切なポイントになる。
- 「自分以外に介助する人がいない」が21.0%、「周りからの理解や協力が得られない」が11.3%、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」が14.5%といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。



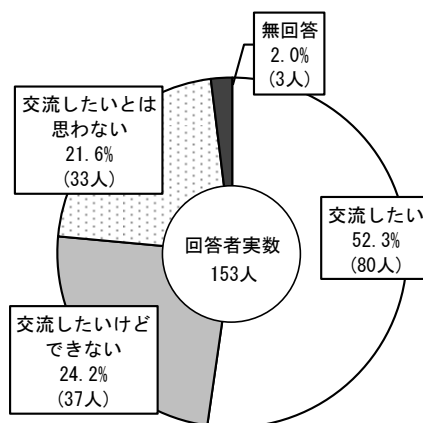
5. 親子交流の機会

- 同じ障がいのある児童の親と交流する機会は、「時々ある」が27.5%、「よくある」が9.2%で、合わせると36.7%は交流があると答えている。



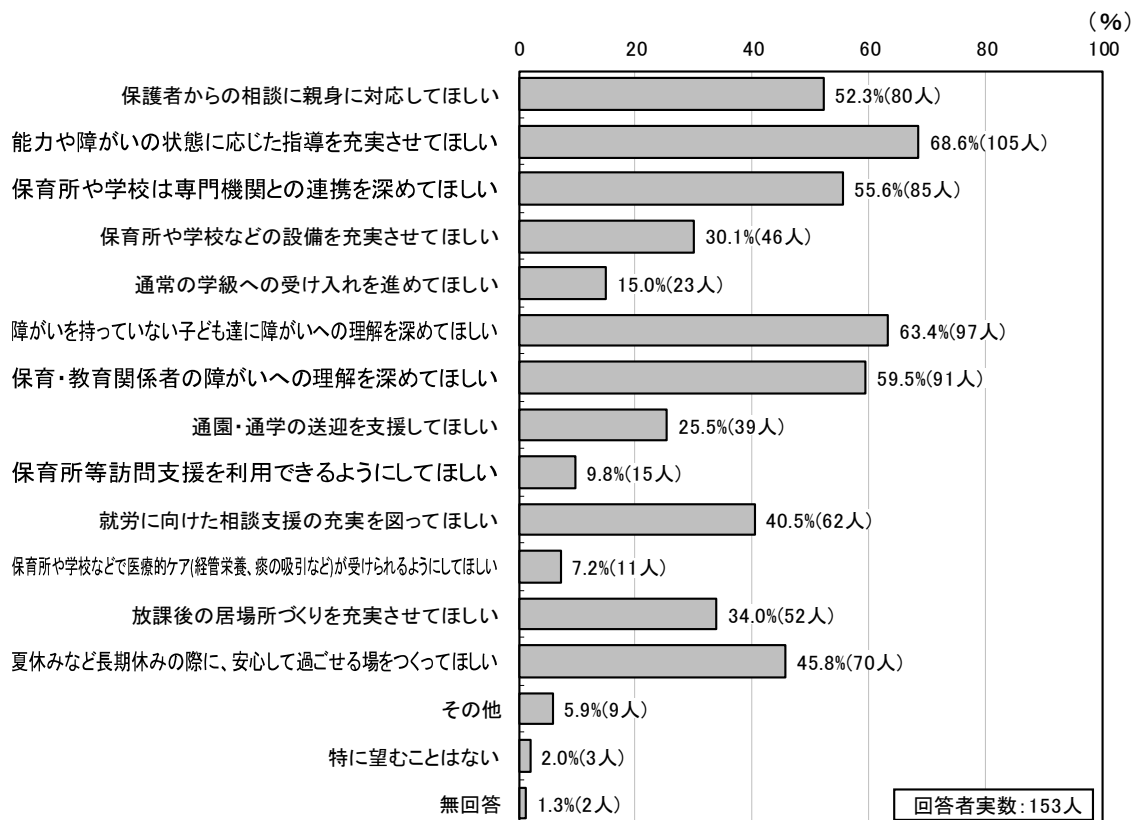
6. 今後の親子交流の意向

- 「交流したい」が52.3%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合(36.7%)より15.6ポイント高い。
- 「交流したいけどできない」が24.2%で、「交流したい」の52.3%と合わせると、79.5%と8割近い親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いと思われる。



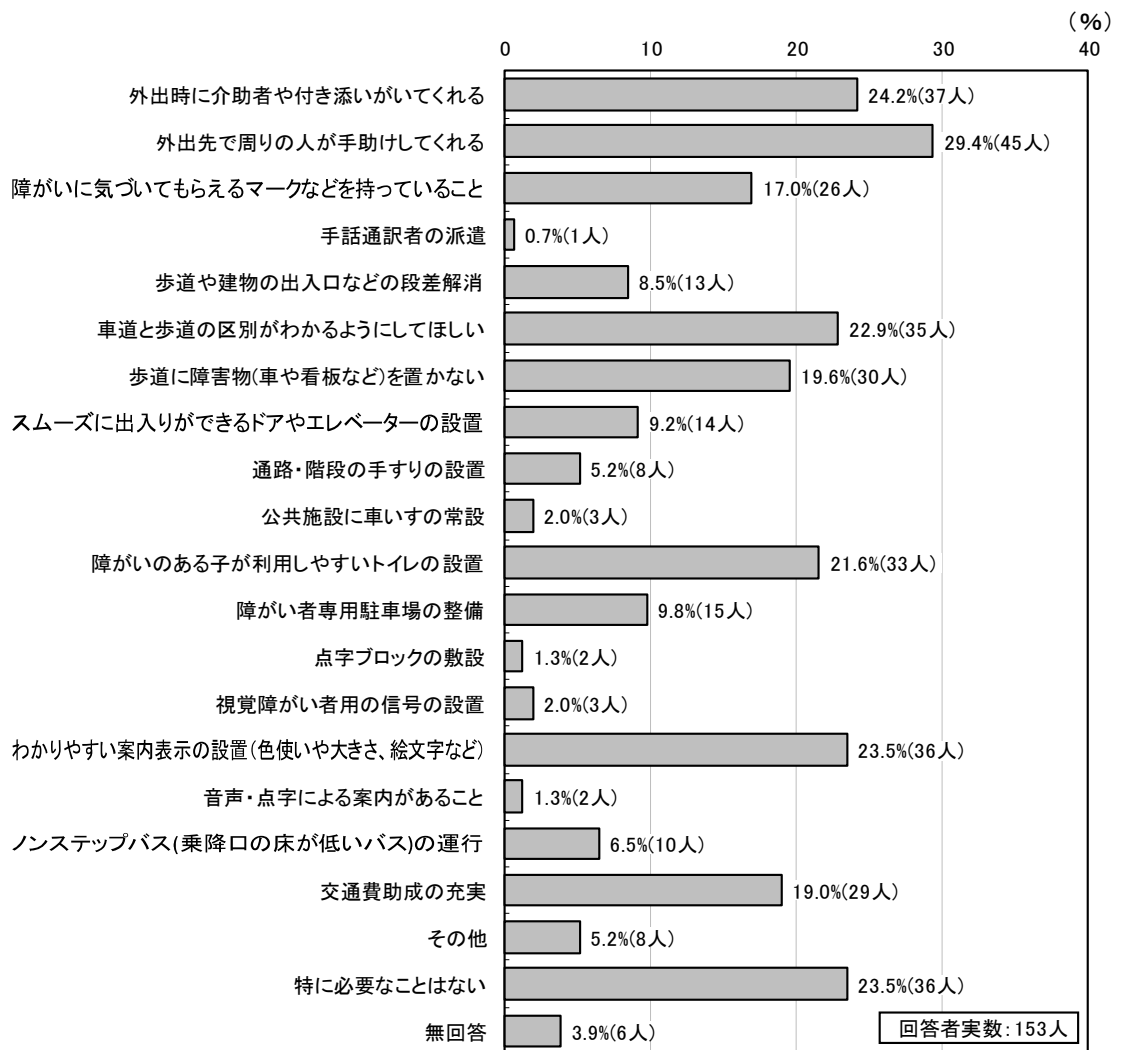
7. 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

- 「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が 68.6 と高く、次に「障がいを持っている子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が 63.4%、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が 59.5%となる。



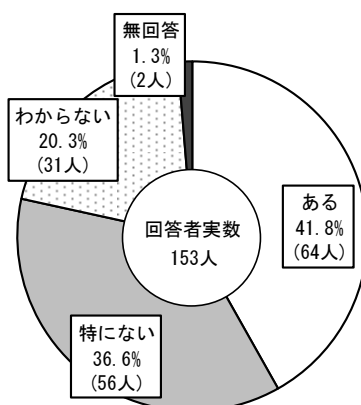
8. 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

- 「外出先で周りの人が手助けしてくれる」が 29.4%と高く、次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が 24.2%、「わかりやすい案内表示の設置（色使いや大きさ、絵文字など）」が 23.5%となる。
- 障がいのある児童の外出を支援するためには、人的な支援やバリアフリーの推進、経済的な支援など、様々な支援が必要とされている。



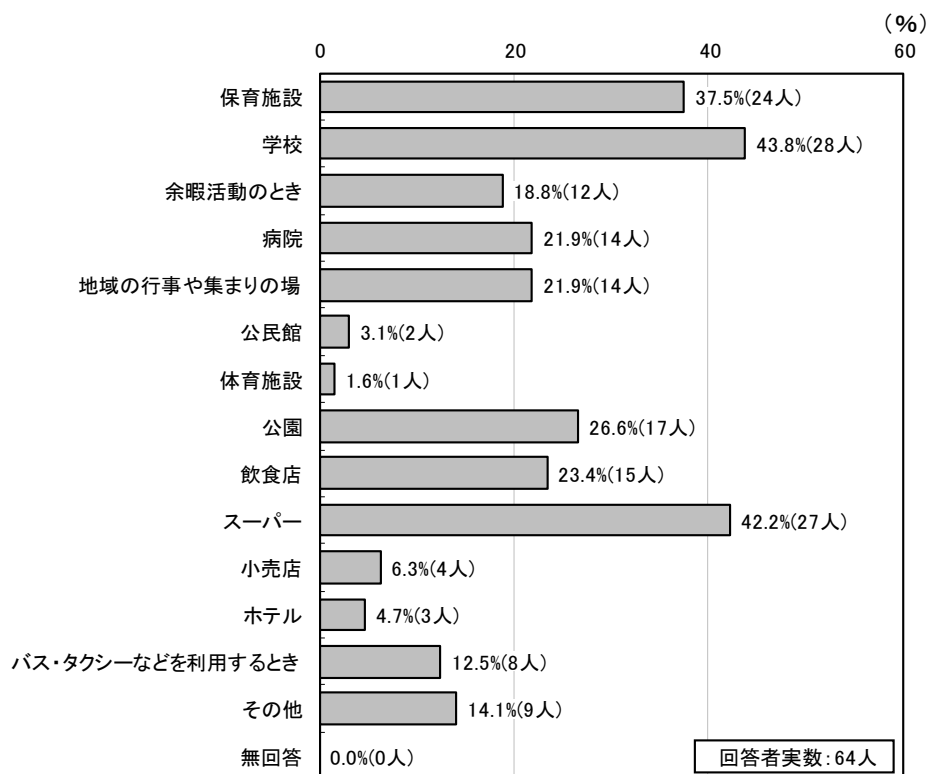
9. 差別や嫌な思いの経験

●障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことは、「ある」が41.8%と4割近く経験がある。



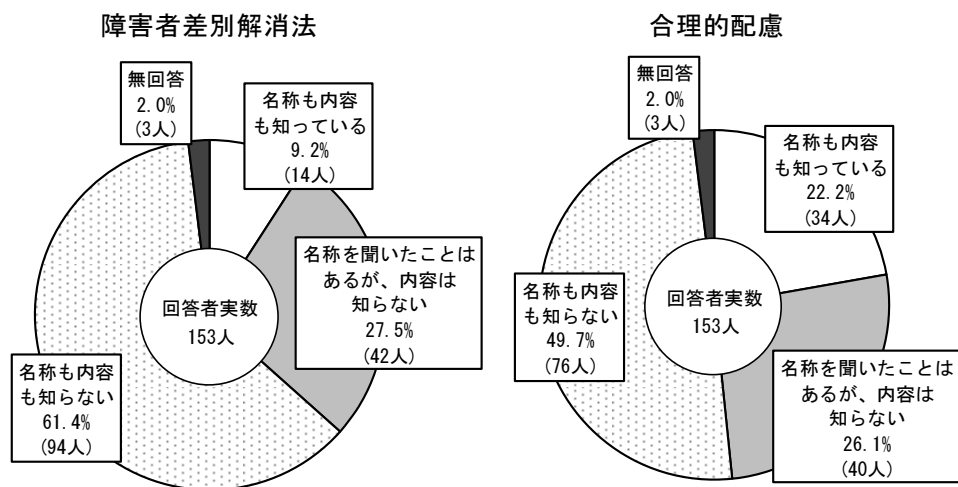
10. 差別や嫌な思いをした場所

●「学校」が43.8%と高く、次に「スーパー」が42.2%、「保育施設」が37.5%となる。そのほか、「病院」「公園」「飲食店」など多くの場所があがっている。



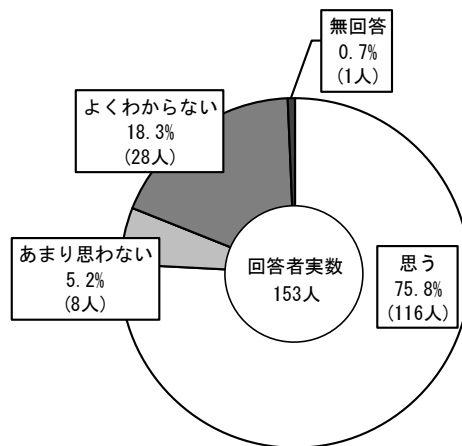
11. 障害者差別解消法や合理的配慮の周知度

- 障害者差別解消法について、「名称も内容も知っている」が9.2%となる。
- 合理的配慮について、「名称も内容も知っている」が22.2%となる。



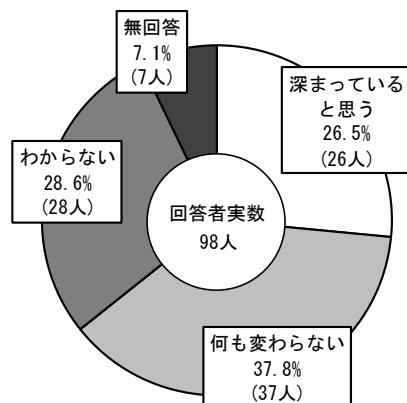
12. 南風原町の暮らしやすさ

- 南風原町は暮らしやすいと「思う」が75.8%と最も高い。
- 「あまり思わない」が5.2%、「よくわからない」が18.3%となる。



13. 地域の障がいのある子に対する理解の深まり

- 5年前と比べて障がいのある児童に対する、地域の理解・認識は「深まっていると思う」が26.5%となる。（就学後の児童の保護者に対する質問）



■南風原町障がい者計画策定委員会設置条例

平成19年10月 1 日 条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障がい者
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南風原町障がい者計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属団体	分野	備考
1	島袋 康史	社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会	障がい者の福祉事業 に従事する者	会長
2	金城 則文	南風原町身体障害者福祉会	町民（当事者）	副会長
3	安里 慶子	南風原町手をつなぐ育成会	町民（町長が必要と認 める者）	
4	當眞 裕子	てるしの家族友の会	町民（町長が必要と認 める者）	
5	金城 美根子	南風原町民生委員・児童委員連合会	障がい者の福祉事業 に従事する者	
6	崎村 正徳	社会福祉法人 育成福祉会	障がい者の福祉事業 に従事する者	
7	兼濱 克弥	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉連合会	障がい者の福祉事業 に従事する者	
8	金城 愛	こどもセンターゆいまわる	障がい者の福祉事業 に従事する者	
9	宮城 堅子	まちの相談室ぽの	障がい者の福祉事業 に従事する者	



南 保 第 1 5 5 0 号
令和 5 年 1 1 月 1 7 日

南風原町障がい者計画策定委員会会長 様

南風原町長 赤 嶺 正



第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画及び
南風原町第 3 期南風原町障がい児福祉計画の策定について（諮問）

南風原町障がい者計画策定委員会設置条例（平成 19 年条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画及び
南風原町第 3 期南風原町障がい児福祉計画の策定

諮問の趣旨

本町は、障がい者福祉の向上を図るため、障害者基本法、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき令和 3 年 3 月に「第 5 次南風原町障がい者計画・南風原町第 6 期障がい福祉計画・南風原町第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでおります。

現計画が令和 5 年度を終期としていることから、障がい者・障がい児のニーズ調査等を踏まえ、令和 6 年度から始まる「第 6 次南風原町障がい者計画・南風原町第 7 期障がい福祉計画・南風原町第 3 期障がい児福祉計画」の策定についてご審議頂きたく諮問するものです。

令和6年3月13日

南風原町長 赤 嶺 正 之 殿

南風原町障がい者計画策定委員会
会 長 島 袋 康 史

第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画及び
南風原町第3期障がい児福祉計画の策定について（答申）

令和5年11月17日付け、南保第1550号で諮問のありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画・南風原町第3期障がい児福祉計画としてまとめましたので答申いたします。

本計画の実施にあたっては、本計画で定める5つの基本視点を意識し、各種障害福祉施策の推進及び充実に取り組み、基本理念である「ちむぐくるの支え合い」～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～を目指していただくことを要望します。

記

第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画
南風原町第3期障がい児福祉計画（案）・・・別添のとおり

第 6 次南風原町障がい者計画・
南風原町第 7 期障がい福祉計画・
南風原町第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

発 行：南風原町役場 民生部 保健福祉課
〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地
電話：098-889-4416

